

共同養育計画の作成促進に関する
調査研究業務報告書

令和8年3月
日本加除出版株式会社

はしがき

令和6年5月、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。

改正法は、父母が婚姻中か否かにかかわらず負う責務を明示した上で、父母の離婚後も共同親権を選択することができるようにしたり、民法第766条第1項の「子の監護について必要な事項」に「監護の分掌」を追加したりするなど、父母の別居・離婚後の子の養育に関する規律についても見直しを行っている。父母の離婚等の際に、子の養育に関する事項を取り決めることは、子の利益にとって望ましいと考えられるが、我が国においては、父母の離婚等の際にこのような取決めがされないままであることも少なくなく、その作成促進策を講ずる必要があると考えられている。

この点について、改正法附則第17条においては、子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとされているとともに、衆参両院の法務委員会でも、改正法の趣旨、内容等についての周知広報の徹底に努めることや、共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援の検討を図ることを求める附帯決議がされている。

また、改正法附則第19条第2項において、改正法の施行の日（令和8年4月1日）から5年を目途として改正後の各法律の施行状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等についての検討を加えるものとされているから、そのために、施行前の段階から支援に関する国内外の知見の収集や、支援の在り方についての検討を進めておく必要がある。

本調査研究は、これらの状況を踏まえ、父母の離婚後等の子の養育の在り方に関する取決め、すなわち共同養育計画の作成促進のための方策、具体的には情報提供及び支援の在り方の検討を目的とするものである。

本調査研究の概要を示すと、①父母の離婚後等の子の養育に係る制度及び支援施策について、海外の法制度や運用等について調査研究を行い、②それに基づき、共同養育計画のひな型等のモデル及びその作成のための支援のモデルを立案し、③地方自治体等に協力いただいて、それらの実効性についての検討を行い、④モデルを改良して最終案を作成した。

本報告書が、離婚後等の共同養育の在り方について悩んでいる当事者の方々の一助となり、また、父母の離婚等を経験する子らが適切な養育環境の中で成長するために役立つものとなれば、大変幸いである。

なお、上述のとおり、本研究に当たっては、当事者支援団体の方々、協力自治体（大阪府寝屋川市及び東京都練馬区）の方々に御協力いただいたほか、現に離婚を検討中の当事者、離婚をした当事者の方々にも御協力をいただいた。あらためて心から感謝を申し上げる次第である。

令和8年3月

日本加除出版株式会社

協力研究者（五十音順）

井 上 匡 子（神奈川大学教授）
佐 野 みゆき（野田記念法律事務所弁護士、東京弁護士会）
直 原 康 光（大阪大学大学院人間科学研究科講師）
棚 村 政 行（早稲田大学名誉教授）
浜 田 真 樹（浜田・木村法律事務所弁護士、大阪弁護士会）

協力自治体（五十音順）

大阪府寝屋川市
東京都練馬区

協力民間団体

一般社団法人ひとり親支援協会
（ひとり親交流サークルエスクル）

心理職による心理的支援協力団体・協力研究者（五十音順）

一般社団法人大阪公認心理師会
一般社団法人東京公認心理師協会
大阪府臨床心理士会
福 丸 由 佳（白梅学園大学教授）

目 次

第 1 目的及び概要	1
1 目的	1
2 本調査研究の概要 2	
(1) 本調査研究について 2	
(2) 本調査研究について 3	
(3) 本調査研究の体制 4	
第 2 父母の離婚後等の子の養育に係る制度及び支援施策の調査研究について	5
1 海外の法制度及び運用	5
(1) 海外の法制度に関する調査事項 5	
(2) 調査対象国並びに研究者について 6	
2 調査結果の概要	6
(1) 未成年者の父母の離婚に関する法制度 6	
(2) 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援、相談先、支援機関の間の連携 8	
(3) DV等対応 10	
3 実務上の問題点、課題の検討	11
第 3 共同養育計画のひな型及びその作成手引等の検討	12
1 はじめに	12
2 昨年度計画書について	12
(1) 昨年度計画書等の構成 12	
(2) 昨年度計画書の記載事項 13	
(3) 昨年度計画書等について指摘された課題 13	
3 情報提供媒体の検討	14
(1) 情報の届け方（前記(3)ア・ウ関係） 14	
(2) 記載の方針（類型化） 15	
(3) 記載例の並べ方について 16	
(4) 記載事項 16	

第4 共同養育計画の作成を促進するための支援の在り方の検討 20

1	はじめに	20
2	昨年度調査研究で指摘された課題.....	20
3	支援モデルの検討	21
(1)	はじめに	21
(2)	地域連携ネットワークが目指す目的の整理	23
(3)	支援における連携として考えられるモデル	23
(4)	情報提供における連携として考えられるモデル	24
(5)	地域連携ネットワークの参加主体及び役割に関する考察	25
4	小 括	25

第5 協力自治体の選定及び調整 26

1	協力自治体の選定	26
(1)	大阪府寝屋川市	26
(2)	東京都練馬区	26
2	地方自治体における実施・協力	26
(1)	支援の実情把握のための調査項目の検討	26
(2)	協力自治体におけるヒアリング	28
(3)	取りまとめとネットワーク会議の内容検討	29
(4)	共同養育計画についての意見聴取、試行	30
3	ネットワーク会議実施、試行までの準備.....	30

第6 地域連携ネットワークによる会議の実施等 31

1	地域連携ネットワークによる会議の実施及び計画（仮称「ネットワーク会議」）	31
2	会議構成員の検討	31
3	会議手法の検討と実施場所の選定.....	31
(1)	ネットワーク会議議事内容の検討	31
(2)	ネットワーク会議の場所・日程	32
(3)	会議参加者の招待	33
(4)	会議主体	33

4 ネットワーク会議実施に当たっての準備（機材、人員配置等）	33
(1) 会場機材、レイアウトの検討	33
(2) 当日進行案の策定	36
5 ネットワーク会議の実施	36
(1) 第1回会議の実施	36
(2) 会議期日間での試行検討等	36
(3) 第2回会議の実施	37
6 機関連携の試行	37
(1) オンライン手続教示	37
(2) 心理職による心理的支援	38
第7 共同養育計画等の実効性の検討	42
1 はじめに	42
2 支援者の目線からの御意見	42
(1) 作成の有用性、拘束力等	42
(2) 全体の分量	43
(3) 難易度	43
(4) 雰囲気、トーン	43
(5) 当事者への負担	44
(6) タイトル、表紙	44
(7) 共同養育計画の記載例	44
(8) DVに関する記述	45
(9) 子の意見、意思の尊重	47
(10) 問合せ一覧	47
(11) 問いかけ、その他	48
3 当事者の目線からの御意見	48
(1) 共同養育計画への理解	48
(2) パンフレット案の良かった点	48
(3) パンフレット案の分かりにくかった点	49
(4) パンフレット案の改善点等	49
(5) パンフレット案を配布すべき場所（複数回答可）	49
(6) 現行の支援制度等の改善要望	49

第 8	養育計画書等の在り方に関するまとめ	51
1	はじめに	51
2	共同養育計画書等の在り方について	51
	(1) 媒体、配布方法等 51	
	(2) 内容 52	
3	改正法施行後の実情把握について	55
第 9	支援の在り方に関するまとめ	56
1	地域連携ネットワークの重要性	56
2	地域連携ネットワークの継続、横展開、発展に向けた課題	56
3	情報提供等	58
別添 1	共同養育計画等のモデル（「共同養育計画書の作り方」）	60
別添 2	具体的な地域連携ネットワークの参加主体及び役割の考え方（実効性の検証を行うための青写真）	75
別添 3	パンフレット「こどものための共同養育計画書」	79
別添 4	支援チラシの例	80
資料 1	海外調査報告	82
	アメリカ（カリフォルニア州） 82	
	ドイツ 88	
	フランス 93	
	オーストラリア 100	
	韓国 110	
	台湾 113	
資料 2	練馬区・東京家庭裁判所 窓口連携フロー	120
	家事調停に関する Q&A ～はじめにお読みください～	121
資料 3	弁護士と心理職（臨床心理士、公認心理師）との連携モデル、アンケート結果	122

第1 目的及び概要

1 目的

令和6年5月、父母の離婚後等の子の養育等に関する「民法等の一部を改正する法律」（改正法）が成立した。改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するために、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものである。改正法の施行日は、本調査研究の実施期間中に令和8年4月1日と定められた（令和7年政令第363号）。

改正法に関する見直しの背景の一つとしては、養育費や親子交流については取決め率も履行率も低調であるといった問題が指摘されていた。この点について、改正法は、民法第766条第1項の「子の監護について必要な事項」に「監護の分掌」を追加するなど、父母が離婚後等の子の養育に関して取り決める事項に関する規律も見直しを行っているところである。改正法では法定養育費制度の導入等の一定の手当てが行われているが、問題を抜本的に解決するためには、父母の別居・離婚時に養育費や親子交流等の取決め（本報告書において「取決め」とは協議、調停、審判等によるもの全てを含む。）がされ、父母双方がそれに従って子に対する責任を果たす社会を実現する必要がある（例えば、法定養育費の額は子1人当たり月額2万円とされたが、法定養育費は飽くまで取決めがされるまでの暫定的、応急的な制度であり、早期に取決めによって具体的な状況に応じた適切な養育費額が定められるべきである。）。また、改正法の施行後は、父母の離婚後も父母の双方が親権者となることができる制度が導入されるが、通常は別居することとなり、婚姻中と同様の関係性を期待することが難しい父母が、子の利益のために適切に共同して親権を行使していくためには、やはり父母の離婚後等の子の養育の在り方について適切な取決めがされ、それに従い適切な協力がされることが重要になる。

もっとも、父母が別居・離婚に至る経緯、父母間や親子間の関係等は様々であることから、父母の別居・離婚時に子育てに関する適切な取決めがされ、それに従って子育てがされる状況を実現するためには、単に法制度の見直しを行うだけでは不十分である。取決めについても、その前提となる情報提供や、協議のための支援、協議が難しい場合に裁判手続を利用するための支援等の拡充が必要になるし、取決めが守られない場合についての情報提供及び支援が必要となる。したがって、そのような状況を実現するためには、離婚当事者である父母やその子への支援の拡充と両輪で取り組んでいく必要がある。改正法附則第19条第2項は、政府に対し、「この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」ことを求めているが、制度と支援施策の在り方を並列的に扱っているのも、同様の趣旨であると考えられる。

本調査研究のテーマとされている「共同養育計画」という用語は、法律上の用語ではないことから、法律家の間でも必ずしも一定の定義が共有されているわけではない。後述のとおり、この

用語を用いることの適否については、協力研究者間にも様々な意見があった。もっとも、委託者との協議も経て、「共同養育計画」とは、父母の離婚後等も、父母双方が子に対して責任を果たすための取決め、すなわち民法第766条第1項にいう「子の監護について必要な事項」等の取決めのことを意味しており、また、その責任の果たし方は、個々の事情によって適切なものである必要があり、特定の養育の形を意味したり、特定の養育の形を排除したりするものではないことが確認された。すなわち、個々の事情に応じて、父母双方が同程度子の監護に関わることが子の利益に適う場合もあれば、基本的には父母の一方が子の監護を担うことが子の利益に適う場合もあり得るが、後者の場合であっても、子と離れて暮らす親は子に対する扶養義務を果たす必要がある。このような形も、父母双方の責任の果たし方の一つであり、その取決めは共同養育計画として位置付けられることとなる。なお、前述のとおり、ここにいう取決めも、協議によるものだけではなく、調停、審判等によるものも含むのであって、共同養育計画とは、家庭裁判所の調停、審判等で定められる場合もあるということになる。

このような改正法の趣旨、共同養育計画の理解を前提に整理すると、本調査研究の目的は、父母の別居や離婚に直面する子の利益を確保する観点から、

- ・ 父母が、別居や離婚時に、親権、養育費、親子交流等といった離婚後等の子育ての在り方についての取決めをすること（共同養育計画の作成）
- ・ 父母、その双方が、共同養育計画に従って別居や離婚の後も子に対して適切に責任を果たすこと（共同養育計画の履行）
- ・ 子の成長等の状況の変化に応じ、必要が生じた場合には、適時に共同養育計画を変更すること（共同養育計画の変更）

を実現するために、共同養育計画書のひな型や記載例の提示を含む情報提供の在り方を検討するとともに、共同養育計画の作成、実施及び変更のための適切な支援の在り方を検討することということとなる。なお、情報提供と支援とは相互に関連するものであって切り分けは難しく、実際には双方を総合的に検討してきた。本報告書では、記載の便宜上、①情報提供のうち共同養育計画書のひな型及びその作成手引等（以下「共同養育計画書等」という。）の在り方についての調査研究結果と、②支援（情報提供の在り方も含む。）の在り方に関する調査研究結果に分けて報告する。

2 本調査研究の概要

(1) 本調査研究について

前記1で整理した本調査研究の具体的な目的のうち、①共同養育計画書等の在り方については、先行する調査研究として、法務省が昨年度に委託して実施した「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務」（以下「昨年度調査研究」という。）が存在している。同調査研究の成果として、改正法施行前の法制度を前提とする「こどものための養育計画書」（以下「昨年度計画書」という。）及びその作成のための手引（以下、併せて「昨年度計画書等」という。）

が示されていることから、本調査研究も昨年度計画書等を出発点として検討を行った。昨年度計画書等は、改正法施行前の法制度を前提とするものであったことから、本調査研究では、まず、昨年度計画書等を改正法施行後の法制度に対応させる観点から検討を行った。他方で、本調査研究開始時点で本調査研究の報告時期に近い時期に改正法の施行が予定されていたことから、検討過程の早い段階から、内容面だけではなく、実際に当事者に手を取ってもらうためにどうすればよいかという観点も検討されていた。その点については、委託者とも協議の上で、委託者において作成し、離婚届の用紙と同時に配布しているパンフレット（「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」）に置き換えることを提案することとし、その方向で検討することとした。当該パンフレットは、本報告書提出前に改訂されたとのことだが、改訂には本調査研究の成果が相当程度反映されたと認識している。もっとも、情報提供の在り方については、協力研究者の間でも様々な意見があり、必ずしも一つの方向を示していたわけではない。また、改正法施行前の検討によるものであるため、施行後の実際の状況等に依りて、新たに論点になるものもあると考えられる。本報告書が指摘する残された課題は、今後の委託者のパンフレットの改訂等に対しても有効な示唆を与えるものであると考えられる。

他方で、具体的な目的のうち、②共同養育計画の作成、実施及び変更のための適切な支援の在り方については、上述の昨年度調査研究において、市区町村や法律家による単発的な支援のみでは限界があり、地域ごとに支援を担う者らで支援のためのネットワークを形成し、それを通じた伴走型の支援を実現していくことの重要性が指摘された。そこでイメージされているのは、例えば要保護児童対策地域協議会のようなものであったと考えられる。本調査研究では、2つの自治体の協力を得て、実際に支援のネットワークを立ち上げる実証研究を実施した。単年度の調査研究であり、実証の期間が極めて限られていたため、具体的な連携の実例は限られたものとなったが、ネットワークの形成自体の有効性については示すことができたと考えられる。また、同時に、そのようなネットワークを立ち上げ、伴走型の支援を実現するためには多数の課題があることも浮かび上がってきた。

(2) 本調査研究について

本調査研究は、民法（家族法）や心理学の研究者等の協力の下で、以下のように進められた。

ア 父母の離婚後等の子の養育に係る制度及び支援施策の調査研究

父母の離婚後等の子の養育に係る制度及び支援施策について、海外の法制度や運用等について、法学、心理学等の知見に基づく調査を行った。

イ 共同養育計画書等のモデル及び共同養育計画の作成促進のための支援モデルについての中 間提案

合議体において協議をしながら、モデルとなるような共同養育計画書等の内容（記載すべき項目、記載の程度、法的効果など）について試作に向けた検討を行った。

また、共同養育計画の作成促進のための父母に対する支援の在り方（共同養育計画書等を活用した適切な情報提供の方法を含む。）について、中間的な提案を行った。

ウ モデル共同養育計画等の実効性の検討

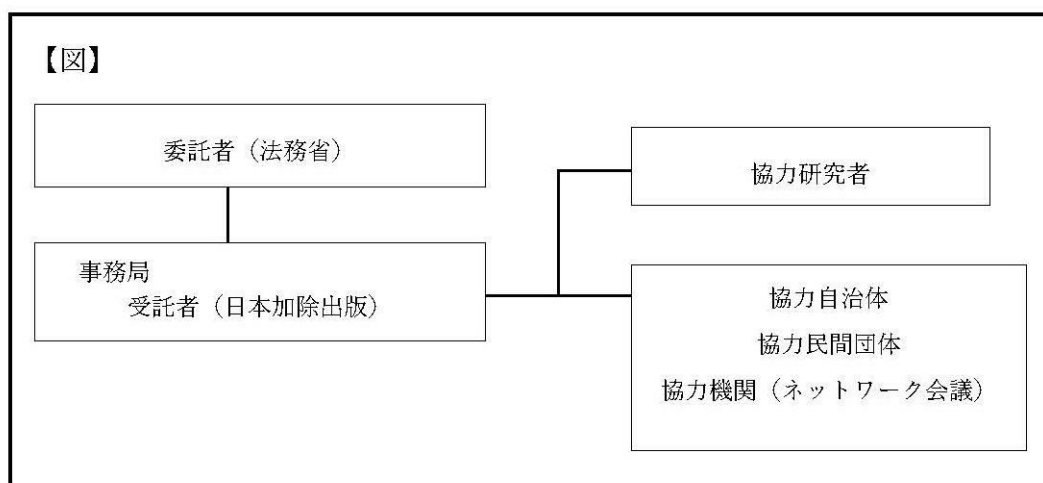
協力自治体等、当該地域における支援者、離婚当事者らの協力を得て、上記中間提案に係る共同養育計画等及び支援策についての実効性について検討を行った。

エ 取りまとめ

上記ウで行った効果検証の結果及び分析に基づき、共同養育計画等及び支援の在り方について最終的な報告内容を取りまとめた。

(3) 本調査研究の体制

本調査研究は、以下の体制で行った。



ア 協力研究者

本調査研究は、協力研究者として選定した井上匡子・神奈川大学法学部教授（法哲学）、佐野みゆき・弁護士（東京弁護士会）、直原康光・大阪大学大学院人間科学研究科講師（心理学）、棚村政行・早稲田大学名誉教授（民法学）、浜田真樹・弁護士（大阪弁護士会）の5名（五十音順）の合議体により進められた。

イ 協力自治体、協力民間団体

協力自治体には、諸条件を考慮し、大阪府寝屋川市、東京都練馬区（五十音順）の2自治体を選定した（後記第5参照）。

また、協力民間団体としては、共同養育計画に関する支援を実施している団体である一般社団法人ひとり親支援協会（ひとり親交流サークル エスクル）に協力いただいた。

ウ 協力機関（ネットワーク会議）

本調査研究では、後記第4のとおり、協力自治体を中心としたネットワーク会議を立ち上げ、共同養育計画を作成支援するための地域ネットワークを構成した。地域ネットワーク会議の構成については後記第6参照。

第2 父母の離婚後等の子の養育に係る制度及び支援施策の調査研究について

1 海外の法制度及び運用

(1) 海外の法制度に関する調査事項

海外の法制度及び運用の調査に当たっては、①未成年者の父母の離婚に関する法制度、②父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援、③相談先、支援機関の間の連携、④DV等対応を設定し、各テーマに関し、各国共通の調査項目を策定した。調査項目の詳細は次のとおりである。

《調査項目》

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度について

- (1) 離婚の類型にはどのようなものがあるか。
- (2) 離婚の類型ごとに、必ず関与することとされている公的機関又は法律家はあるか。それぞれ、どのような役割を担っているのか（形式要件の判断か、実質的要件の判断か、それらを超える相談支援か）

2 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援について

- (1) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子が相談をすることができる相談先等はあるか。
- (2) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子に対する相談以外の支援（養育計画の作成のためのADR機関、心理カウンセリングの実施、親子交流支援、養育費履行確保等）は行われているか。それらの具体的内容はどのようなものか。それらの利用に相談・支援の費用等に関し、公的な補助等はあるか。
- (3) 相談先、支援機関については、リスト等に一覧で示されているか。
- (4) 相談・支援の実際の利用状況（利用件数／率、満足度）はどうか。

3 相談先、支援機関の間の連携

- (1) 地域ごとの自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体等（支援者間の何らかの情報交換体制）はあるか。
（以下、会議体等がある場合）
- (2) 法令に基づき設置されているか。公的予算は入っているか。
- (3) どのようなメンバーで構成されているか。主催は誰か。
- (4) 開催頻度や議題はどのようなものか。

4 DV等対応

- (1) 離婚に際し、当事者の申出によらずにDV（ハラスメント、ストーキング、暴力等も含む。以下、「DV等」という。）の危険性等をスクリーニングする仕組みはあるか。
- (2) DV等がある場合やその危険性が高い場合に、離婚や離婚後の子育てに関し、定型的な支援のパッケージはあるか。

(2) 調査対象国並びに研究者について

比較法的観点から、対象国をアメリカ（カリフォルニア州）、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾の6か国とし、各国の法制について専門的知見を有する以下の研究者（敬称略、五十音順）に依頼し、各国の状況の調査を行った。

大島 梨沙（青山学院大学）	【フランス】
金 亮 完（大阪経済法科大学）	【韓国】
喜友名菜織（新潟大学）	【ドイツ】
古賀 絢子（國學院大學）	【オーストラリア】
原田 綾子（名古屋大学）	【アメリカ・カリフォルニア州】
黄 淨 愉（国立台北大学）	【台湾】

2 調査結果の概要

各国の調査結果は、別紙資料1のとおりであるが、その概要は以下のとおりである。

(1) 未成年者の父母の離婚に関する法制度

ア 離婚手続

未成年者の父母の離婚について、ドイツ、オーストラリア、カリフォルニア州では、裁判離婚制度のみが存在している。もっとも、裁判離婚制度といっても、その内容は各国において様々であり、例えば、ドイツでは、当事者に争いが無い場合でも離婚を請求する側は弁護士を選任して手続の申立てをする必要があるとか、オーストラリアでは、夫婦が希望し、かつ裁判所も適切と認める場合には当事者の出廷は要さない¹とか、それぞれに特性がある。離婚原因について、少なくともオーストラリア及びカリフォルニア州では破綻主義が採られている。

韓国は、協議離婚及び裁判離婚の制度（調停離婚、判決離婚）を有する。もっとも、協議離婚の場合には、家庭法院（裁判所）において、離婚意思確認手続²を履践しなければならないこととされている。離婚意思確認手続において、離婚しようとする者は、家庭法院の提供する離婚案内を受け、そこから3か月³の熟慮期間経過後に離婚意思確認を受けることとなる。したがって、韓国でも、いずれの場合にも家庭法院（裁判所）の関与があることとなる。

フランスには、概ね、①双方の同意による離婚、②承諾離婚、③客観的破綻離婚、④有責離婚の4種類の離婚がある⁴。このうち、②～④は、当事者間に離婚自体又は条件に争いがあるものであり、裁判での離婚となる。他方で、①は、当事者間に離婚及び条件のいずれにつ

¹ The Family Law Amendment Act 2024 による改正により、離婚裁判手続が整理され、当事者が出廷を求められる要件が緩和された。

² 韓国民法第836条

³ 養育すべき子がいない場合には、1か月。

⁴ フランス民法第229条

いても争いがない場合である。この場合でも、当事者間の事理弁識能力のある未成年子が、裁判官による意見聴取を希望したときには、裁判で離婚をすることとなり、その手続の過程で、裁判官が未成年子の聴取を行う。未成年子から、このような希望がないときは、裁判所の介入なしに離婚をすることができるが、双方の弁護士及び公証人が必ず関与する制度となっている。

台湾は、比較的我が国の制度に近く、協議離婚、調停離婚、和解離婚、裁判離婚の各制度を有する。協議離婚においては、戸籍機関が、届出書面、双方の離婚意思、親権者の定め等について形式的な審査を行う。協議離婚が多くの割合（2024年は85.6%）を占める点も、我が国に近い。

イ 離婚後の子の養育に関する取決めの制度

裁判離婚のみを有する国のうち、オーストラリア及びカリフォルニア州では、子の養育に関する事項の決定が離婚の制度に取り込まれている。すなわち、オーストラリアでは、離婚するためには必ず家庭裁判所から離婚命令を得る必要があり、離婚命令の効力発令要件として、「子どもの世話・福祉および成長に関する取決め」（養育取決め）⁵を提出し、裁判所からその取決めが適切であるとの確認、宣言を受けることが原則として必要である。カリフォルニア州では、離婚の申立時に父母が養育計画書を作成している場合には、裁判所に提出して実質的な審査を受けることとなり、作成していない場合は、監護ミディエーションがまず行われ、そこでも養育計画の合意ができなかった場合には、監護訴訟に進むこととなる。他方で、ドイツでは子の親権、親子交流及び養育費に関する取決めは、離婚の要件とはされておらず、養育計画書の作成も法的に義務付けられていない（もっとも、裁判離婚の申立書の必要的記載事項とはされており、裁判手続において裁判所が支援機関と連携して合意形成を促すなどしている。）⁶。

韓国では、前述の離婚意思確認手続において、養育すべき子がいる場合には、離婚後における子の養育及び親権者の決定に関する協議書の提出が義務付けられており、協議することができないときや、内容が子の福祉に反すると認められるときには、家庭法院が補正したり、職権で定めたりすることができる。

フランス⁷では、必ずしも離婚後の子の養育に関する合意と離婚とは連動しないが、上述の①双方の同意による離婚（裁判所の関与のない離婚）では、離婚の合意そのものに、離婚後の子育ての在り方についての合意が含まれていると解されていることから、結局、双方の弁護士及び公証人の関与の下で、そのような合意がされることとなるし、未成年子が裁判官による意見聴取を希望した場合には、裁判所の関与の上で定めることとなる。

⁵ 子の住居、教育、健康状態、親子交流、養育費等に関する取決めが記載される。離婚命令とは別個の手続として、具体的な離婚後の養育についての取決め（養育計画や養育命令）をするための法的仕組みも用意されている。

⁶ 昨年度調査研究報告書も参照。

⁷ 昨年度調査研究報告書も参照。

台湾については、本調査研究の範囲では、共同養育計画に関する実体的な規律は把握していない。

(2) 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援、相談先、支援機関の間の連携

ア 相談、情報提供

相談体制は、各国において様々であったが、我が国の日本司法支援センター（法テラス）に類似した機関による無料の法律相談サービス、中央政府又は地方自治体が提供する相談サービス（公的機関、民間委託）、民間団体による相談サービス等がある。台湾においては、裁判所内に家事サービスセンターが設置されており（民間委託されていることもある。）、家事相談サービスを提供している。

オーストラリアでは、連邦レベルのまとまった相談・支援体制がある。連邦司法省が所管する連邦政府資金による包括的サービスプログラム「家族関係支援プログラム」（FRSP）であり、裁判手続の前段階での支援が重視されており、受託した民間福祉事業者による公的ガイドラインに従った相談・支援が提供されている。

多くの国で公的機関等による情報提供が行われているが、カリフォルニア州については、州司法部が運営しているウェブサイト上で、キッズ向けの別居・離婚ガイド、ティーンエイジ向けの別居・離婚ガイドを提供しており、心理面、法律面の情報や、自ら相談することができる電話相談、ティーン向けのDVホットライン番号等も掲載されている。

離婚手続と連携した情報提供として、韓国では、家庭法院が地方自治体や関連団体と業務提携するなどして、離婚熟慮期間中に協議離婚を支援するためのプログラムを提供しており、家庭法院によっては、その受講を義務付けているところもある。同プログラムの内容は、離婚当事者間の葛藤の解消や離婚後における親子関係の維持や意思決定の方法などに関するものである。また、台湾でも、各地方法院が、公的機関又は民間機関と連携して、裁判所内で親講座を提供することもある。

イ その他の支援

それぞれの国において、司法扶助、ADR（費用補助あり）、親子交流支援、養育費支払確保（公的徴収代行）、心理面のサポートプログラムの提供、父母の離婚後の子の支援のプログラムの提供等がされている。

特徴的なものとしては、例えば、オーストラリアでは、家族問題の背景にある、精神疾患、アルコール・薬物等の依存症の支援が行われていたり、文化・言語・背景の多様性の観点から、先住民族コミュニティによる支援や移民・難民、LGBTQ I + 向け支援が提供されていたりする。

また、カリフォルニア州では、民間の離婚当事者支援サービスとして、ペアレンティングコーディネーターがある。養育計画の作成から履行までの一貫した支援が行われる。

ウ 相談先、支援提供者に関するまとまった情報提供

行政機関や民間機関が、オンライン又はパンフレット等によって、支援先に関するある程度まとまった情報提供を行っている例が多かった。

カリフォルニア州では、同国内で広く利用されている福祉支援の紹介サービスである UNITED WAY（電話番号 211）において、地域で利用可能な親子交流支援や、離婚後の養育の支援を行う団体等の紹介を受けることができる。また、直接の調査対象ではないが、同国内には、裁判所がペアレンティングコーディネーターのリスト等を作成している州もある。

エ 相談、支援機関の連携状況

カリフォルニア州では、Family Resource Center があり、育児で悩む人が相談できる民間サービス団体との連携協力を図っている。

フランスでは、地方自治体や、相談・支援団体が一堂に会する場として、県家族向けサービス委員会（CDSF。県知事が議長を務め、県議会、基礎自治体、家族手当金庫（CAF）、家族支援団体等の代表者らによって構成される。）が存在する。少なくとも年1回は全体会が開催され、また国レベルでも、家族担当大臣が年1回以上、各県の CDSF 構成員の全国代表を集め、活動の全国総括を行っている。

ドイツでは、「コッヘム・モデル」と呼ばれる多機関連携の取組がなされている。このモデルは、離婚、親権、交流、または扶養に関する申立ての前後において、公的又は民間の相談専門機関の利用を積極的に促す点が特徴である。弁護士を含む多職種による密接かつ包括的な協力体制であり、関係するすべての専門職の共通の目標が両親の合意形成に置かれている。また、カールスルーエでは、コッヘム・モデルを契機に、家庭裁判所、弁護士、少年局を組み込んだ「カールスルーエ方式（Karlsruhe Weg）」⁸と呼ばれる協力体制が整備され、体制の強化が図られることになった。

オーストラリアでは、上記のとおり、「家族関係支援プログラム」（FRSP）の枠組みを軸とした公的支援が展開されている。また、豪州全国及び各地域レベルでの離婚等家族支援専門家コミュニティとして、家族法パスウェイ・ネットワーク（FLPN）が活動している（連邦司法省から資金が全額拠出されている。）。FLPN は豪州各地の 33 の地域運営委員会により組織されており、主宰・運営は各地域運営委員会が、事務局機能は一般的に連邦司法省から資金委託を受けた地元の民間福祉団体が担当している。各地域委員会には家庭裁判所や社会福祉庁等の公的機関の職員・担当者、家族関係支援センター運営事業者職員、FDR（裁判外家族紛争解決支援）士、カウンセラー、面会交流支援サービス職員、各州のリーガル・エイドやコミュニティ法律センターの弁護士、民間弁護士をはじめ、官民のあらゆる支援提供者が参加し、専門能力開発研修、リソースの開発提供、ネットワーキングの機会提供、情報共有による支援サービス間の紹介メカニズムの促進を行っている。

⁸ 裁判官、弁護士、少年局職員、公的及び民間の相談所相談員、鑑定人、手続代理人、メディエーター等、200 人以上の専門職の連携と調整が求められる。この体制における調整役を担っているのは、家庭裁判所裁判官、弁護士、少年局の代表者、民間相談機関の代表者である。

台湾では、衛福部「地域家事相談及び養育計画作成支援に関する計画」に基づき地域ごとの地方自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体を設置している。中央会議は通常年に1度であるが、地方会議は不定期開催が多く、地方レベルの会議では、管内でサービスを提供する民間団体を招集し、サービスの分区調整や統一的な紹介・委託プロセスの構築などについて議論している。また、中央と地方との連絡会議、社会福祉評価等を通じ、地域家事相談サービスの推進を図っている。

(3) DV等対応

ア 養育計画等の事項

カリフォルニア州では、子の監護に関して DV は考慮事項になるため、子の監護（養育計画）の決定の観点から、一定の介入がある。監護ミディエーション開始前の書式に、DVの有無のチェック欄がある。

イ スクリーニング

オーストラリアでは、離婚・離別に伴う養育事案について、2023年より全国の家庭裁判所で、全ての養育命令申立てについて、「ライトハウス・プロジェクト（Lighthouse Project）」によるスクリーニング・アセスメント及びトリアージが実施され、危険度評価に基づいた定型的な支援対応・事案管理が行われている。

韓国では、協議離婚の場合には、家庭法院への離婚意思確認申請時に、DV等の事由を疎明して「熟慮期間短縮・免除」の申請をする仕組みとなっている。裁判離婚の場合には、その審理の中でチェックされる。

台湾では、家事相談サービスの利用者が自ら DV 等について言及しない場合、内部規定に基づき自主的に判断することとなる。

ウ 支援の整備

フランスでは、DV 被害者が緊急通報するためのホットライン「3919」が整備されており、DV 被害者が安全に避難できるよう、民間の支援団体・シェルターが相談・宿泊支援を担い、警察や病院等からの連絡・紹介を受けて受入れ判断を行うなど、関係機関との連携が実務上行われている。

台湾では、医療従事者、社会福祉士その他家庭内暴力防止業務を遂行する者は、業務中に家庭内暴力の疑いのある事案を知ったとき、24時間以内に所轄の主管機関に通報しなければならない。家事相談サービスを提供する民間団体にも、通報義務がある。

エ 支援プログラム等

フランスでは、加害者側の更生プログラムも近時、強化されている。

韓国でも、離婚に限るものではないが、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」及び「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」による被害者保護プログラムが用意されている。

3 実務上の問題点、課題の検討

上記2(1)で概観した比較法的な観点に照らすと、改めて、我が国の離婚については、当事者間に未成年の子がいる場合であっても、裁判所等の公的機関（離婚届を受理する戸籍窓口を除く。）や法律家の関与を要せずに離婚が成立する協議離婚が離婚全体の約9割を占めている点に特殊性があるといえることができる。公的機関や法律家の関与がある場合には、その段階で当事者に対する情報提供をしたり、必要に応じた働きかけをしたりすることができるのに対し、当事者の合意及び届出のみで完結できてしまう協議離婚の手続においては、そのような機会自体が乏しく、当事者において支援のニーズがある場合でも、そもそもどこを頼っていいか分からなかったり、支援の希望を申し出るきっかけがなかったりするといった事態が生じていることも考えられる。また、支配・被支配の関係にあるようなDV事例等、当事者間の協議のみで離婚をすること自体の適切性に疑義がある場合でも、適切なスクリーニングがされずに、離婚が成立してしまうおそれもある。

また、父母の離婚時の共同養育計画の作成について、離婚手続の中に制度的に取り込まれている国があるが、我が国では、離婚手続そのものとはリンクしておらず、当事者の任意とされている。例えば、現在、離婚届の用紙には、親子交流や養育費に関する取決めの有無を尋ねるチェック欄が設けられているが、取決めをしていることは離婚の要件ではないため、「取決めをしている」にチェックされていない場合でも、そこを起点とした働きかけ等にはつながりにくい状況がある（ただし、この点については、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和八年法務省令第七号）によって、当該チェック欄の記載が法令に根拠を有するものとなるから、今後状況が変わっていくことに期待したい。）。

これらの点については、法制度を見直し、離婚手続に常に公的機関や法律家を関与させることや、共同養育計画の作成を離婚手続の中に取り込んでいくこと等も考えられる。もっとも、これらの方向性については改正法の検討過程で議論されたものの、いずれも改正法には取り込まれなかったという経緯がある。したがって、これら法制度の見直しについては、引き続き検討をすべき長期的な課題として指摘をしつつ、本調査研究との関係では、改正法施行後もおそらく協議離婚が大部分を占める状況は直ちに変わらないという前提において、情報提供や支援を拡充する施策を検討する必要がある。その際には、協議離婚においても経由することが多い戸籍窓口や、ひとり親支援部門への来庁のタイミングを、情報提供や支援についての重要な機会と捉えた検討が重要になると考えられる。

第3 共同養育計画のひな型及びその作成手引等の検討

1 はじめに

前記第1記載のとおり、父母の別居や離婚に直面する子の利益を確保する観点からは、父母が、別居や離婚時に共同養育計画を作成し、それに従って父母双方が子に対して適切に責任を果たし、子の成長等の状況の変化に応じ、必要が生じた場合には、適時にそれが変更されるという状況を実現する必要があると考えられる。しかしながら、離婚全体の約9割を公的機関（戸籍窓口除く。）や法律家の関与を必要としない協議離婚が占める我が国の状況の中では、そもそも当事者において共同養育計画に関する認識を持っていないという例も少なくないものと考えられる。

この点については、改正法の検討過程においても、①「未成年の子の父母が協議上の離婚をするための要件を見直し、原則として、【父母の双方】【父母のうち親権者となる者及び監護者となる者】が法令で定められた父母の離婚後の子の養育に関する講座を受講したことを協議上の離婚の要件とする考え方」や、②「未成年の子の父母が協議上の離婚をするときは、父母が協議をすることができない事情がある旨を申述したなどの一定の例外的な事情がない限り、子の監護について必要な事項（子の監護をすべき者、父又は母と子との親子交流（面会交流）、子の監護に要する費用の分担）を定めなければならないものとした上で、これを協議上の離婚の要件とするものとする考え方」等が検討の対象となった⁹。しかしながら、そのような方向の制度については、様々な意見があり、最終的に改正法の内容とはなっていない。

そうすると、改正法の施行後においても、上記の状況を実現するためには、特に未成年者の父母が協議離婚をする場合に、当該父母に対し、確実かつ的確に共同養育計画の意義等に関する情報を提供する方策を検討することが必要になる。本調査研究において、共同養育計画書作成の促進のための情報提供の在り方については、このような観点から検討を行った。

2 昨年度計画書について

前記第1・2(1)のとおり、本調査研究における共同養育計画書のひな型及びその作成手引等の検討は、昨年度計画書等を出発点として開始した。

(1) 昨年度計画書等の構成

昨年度計画書等は、いずれもA4サイズで作成されており、以下から構成されていた。

- ① 穴埋め式の昨年度計画書本体（4ページ）
- ② 作成例として「母と同居、宿泊ありの親子交流、重要事項は基本的に話し合いで決めることとするケース」及び「父と同居、月数回の親子交流、重要事項の決定についての情報提供を合意するケース」の二例（各4ページ）

⁹ 法制審議会家族法制部会「家族法制の見直しに関する中間試案」6、7頁（令和4年11月15日）
(<https://www.moj.go.jp/content/001385187.pdf>)

③ 「こどものための養育計画書作成の手引き」(16ページ)

なお、昨年度調査研究は、共同計画書等の内容の検討を中心としており、必ずしも配布の在り方等については十分な検討対象とはされていなかった。

(2) 昨年度計画書の記載事項

昨年度計画書は、穴埋め式の書式として設計された。昨年度計画書は、改正法の施行前の法制度を前提とするものとされており、その具体的な記載事項は、以下のとおりである。

ア 作成に当たっての注意事項

冒頭に、養育計画の作成に当たって特に父母に心がけてもらいたい事項(養育計画の作成は紛争の場ではなく、子のための協議の場であること)などが記載されている。

イ 子に関する基本的な事項

子の特定事項として、氏名、生年月日及び親権者の定めについて記載する欄が設けられている。

ウ 養育費

子ごとに、支払期間、金額及び支払時期が記載されるとともに、支払方法、特記事項等を記載する欄が設けられている。

エ 親子交流

子ごとに、親子交流の内容と頻度、受渡しの場所、連絡方法等を記載する欄が設けられており、また、その他の約束事項等が記載されている。

オ 重要事項の決定方法

重要な事項の決定方法として、①子の生活場所や転居、②医療に関する事項、③進学・就職に関する事項、④その他の事項について、子ごとに定められる欄が設けられている。

カ 再協議

再協議に関する記載として、一定の年数経過、子の進学、父母の再婚等の事情変更等の場合に協議をすることを合意する欄が設けられている。

キ 作成日及び作成者

作成日及び作成者の氏名、住所、勤務先を記載する欄が設けられている。

(3) 昨年度計画書等について指摘された課題

昨年度調査研究では、昨年度計画書等について、以下の課題が指摘されていた。

ア 記載の内容・情報の届け方

昨年度計画書等は改正法施行前の法制度を前提に、必要十分な情報が記載されているが、情報量が多すぎ、また、法律家でない者には難しい部分があり、加えて、離婚を検討している父母の状況に照らすと、なかなか文書を読んでもらうこと自体が難しいとの指摘もあり、

情報提供の在り方を含め、まずは読み始めのハードルを下げる必要があるとの課題が示されていた。

イ 記載の充実・情報機器との連携

未成年者の父母の離婚に際し、父母や子が置かれている状況は様々であることから、養育計画書についても、様々な家族の類型に応じた書式や、手引を充実させることが必要であるとされた。他方で、書式例を充実させることや手引を充実させることによって情報量が増大することは、当事者に文書を読んでもらうこととトレードオフの関係にあることから、書面での情報提供はなるべく限定して、情報機器等と連携した的確な情報提供を図る必要があるとの課題が示されていた。

ウ サイズ等の検討

昨年度計画書等はA4の冊子として作成されたものであったが、当事者の方に持ち帰ってもらいやすくする観点から、母子手帳等のサイズを参考にしてはどうかとの課題も示されていた。

3 情報提供媒体の検討

上記2(3)で示された課題を前提に、本年度は以下の観点から共同養育計画書の記載内容の検討が行われた。

(1) 情報の届け方（前記(3)ア・ウ関係）

昨年度の課題の指摘も踏まえ、本調査研究では、共同養育計画の作成促進のための情報提供においては、確実に未成年者の父母に届ける方策について検討が行われた。

前述のとおり、離婚全体の約9割を協議離婚が占めるという我が国の状況を前提にすると、協議離婚を検討している当事者に確実に情報を届ける方法は相当限定されているといわざるを得ない。すなわち、協議離婚の手続は、協議離婚の届出をすることのみであるため、事実上は、離婚届の用紙を取得する機会と、それを提出する機会しか公的機関との接触が担保されていない。しかも、共同養育計画は離婚後の親権のあり方とともに検討されるべきものであることからすると、協議離婚届の時に情報提供をするのでは遅いことになる。そのため、効果的な情報の提供の手段としては、当事者が離婚届を取得する機会を捉えて、確実に情報提供をすることが重要になると考えられる。

この点について、委託者においては、令和6年度時点で、主に養育費と親子交流についての周知広報を目的としたパンフレット「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」（A4サイズ16ページ。以下「法務省旧パンフレット」という。）を作成し、市区町村に対し、離婚届用紙を取りに来た方にこれを同時に配布するよう依頼していた¹⁰。また、法務省旧パ

¹⁰ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

パンフレットについては、離婚届の用紙内でも紹介されており、そこに記載されている二次元コードからもリンクできるようになっていた。そうすると、同パンフレットは、情報提供の機会としては極めて重要なものであると考えられた。他方で、委託者においても法務省旧パンフレットの内容について、改正法施行に向けた改訂が必要であったことから、委託者から、同パンフレットの改訂案を視野に検討を進めることについての提案がされた。そこで、本調査研究においても、同パンフレットを改訂して情報を提供することが最も効果的だと考えられたことから、法務省旧パンフレットの改訂の内容とすることを意識して検討を進めることとされた。

なお、パンフレットの改訂として作業を進めることとされたこととの関係で、前記(3)ウで指摘された、昨年度計画書等についてのサイズ等に関する課題については、引き続き今後の検討課題とすることとされた。すなわち、サイズ等に関する課題は、昨年度計画書等を単独で配布することを想定した場合に、A4サイズでは大きすぎて、当事者において持ち帰ってもらうことが難しいのではないかとの問題意識に基づくものであった。もっとも、離婚届の用紙と同時に配布することを前提とした場合には、離婚届の用紙自体は折りたたんでA4サイズになることから、情報提供媒体がA4のサイズであっても、離婚届の用紙と一緒に持ち帰ってもらうことが期待できるからである。

また、昨年度調査研究において指摘された情報量の点についても、これまでに配布実績のある法務省旧パンフレットをイメージしたものとする事とされた。

(2) 記載の方針（類型化）

情報提供の在り方の大枠としては、昨年度調査研究で指摘された、様々な家族の類型に応じた書式を用意することについては、提示の仕方について検討が行われた。

まず、昨年度計画書においては、穴埋め式の養育計画書が示されていたが、これについては、パンフレットに綴じこまれた当該書式にそのまま記入したり、それをコピーしたりして、共同養育計画書を作成するのはまれではないかと考えられた。そこで、共同養育計画書の書式自体は、インターネット等で配布することとして、パンフレット本体には、共同養育計画書の記載例を掲示することとした。

その上で、記載例の掲示の在り方に関し、改正法施行後は、親権の態様（単独親権か共同親権か）、監護者の指定（監護者を指定するか、しないか）、期間による監護の分掌（分掌するか、しないか）、事項による監護の分掌（分掌するか、しないか）等といった点について取決めが可能になることから、これらについてそれぞれ場合分けをした類型化をすれば、極めて多数の類型が生ずることになる。この点について、改正法は、子の養育の在り方の多様性の観点から、父母の別居・離婚時の子の養育の在り方について多様な取決めを可能にするものであることから、このような多数の類型について、網羅的に当事者に記載例を示すという方向も考えられるところである。しかしながら、法の専門家ではない当事者にとって、個々の類型の違いを理解するのは必ずしも容易ではなく、自らの子の利益にとって最も適切になる類型が

どれなのかという点について、かえって混乱を生じさせることになると考えられた。また、法的には多様な取決めが可能となったとしても、多くの者が採用するのは、比較的限られた例に集約されるものと考えられる。

そこで、記載例としては、大きく、離婚後共同親権を採用するものと、離婚後単独親権を採用するものとを分け、離婚後共同親権については、子が主に父母のうちどちらかの住所地で生活するものと、父母双方の住所地で生活するものとを分けた3つの記載例を作成することとした。

(3) 記載例の並べ方について

記載例の並べ方については、協力研究者間においても、様々な意見があり、試行段階においても、意見の一致は見られなかった。

すなわち、改正法は、離婚後の親権や監護の在り方について、何らかの原則や例外を定めるものではなく、個々の事情に応じて、最も子の利益に適う形が選択されるべきものである。しかしながら、パンフレットの形式で配布することとした場合には、たとえいづれも原則的な形ではないとの注記をしたとしても、どうしても先に並んでいるものが原則になるとの印象を与えてしまうと考えられた。

そこで、委託者との協議の上で、いったんは改正法の周知の観点から、共同親権のものを先に置き、単独親権のものを後におくこととして、試行を実施することとした。

(4) 記載事項

記載事項については、昨年度計画書の記載事項を改正法施行後の法制度に対応させつつ、当事者にとって作成のハードルを下げる観点から、必要最小限の記載にとどめることを意識した内容とした。

記載事項としては、概ね以下のとおりである。

ア こどもの名前と親権者

親権者は、子ごとに定めるべきものであるが、当事者に対して、なるべくシンプルな形で示すことが望ましいと考えられることから、示す例においては、きょうだいで親権者を分けることはしなかった。

イ こどもの（主たる）住所

改正法において監護の分掌の規定が設けられたことも踏まえ、子の住所地を記載する項目を新たに設けることとした。この点については、例えば、子が父母双方の家で生活をするとの取決めをする場合であっても、行政手続等の関係で子の主たる住所地を定めておく必要があると考えられる。

ウ 期間による監護の分担

改正法によって明文化された監護の分掌のうち、期間による監護の分掌の定め方について

どのような例を示すべきであるかという点については、協力研究者間においても意見の一致は見られなかった。

すなわち、シンプルな形で当事者に具体的なイメージを持ってもらおうとする記載例の目的に照らせば、なるべく具体的な記載をする方がよいとの考え方が示された一方で、期間による監護の分掌については、監護の分掌を取り決めるとしても個々の事情に依存する部分が大きく、その点を捨象して一定の形を示した場合には、当事者に混乱を招くとともに、かえって子の利益に反することも考えられるとの指摘があった。

この点については、委託者とも協議の上で、期間による監護の分掌が最も進んだ形である、週を単位とする交代監護の例を掲載した上で法律家以外の方にも見ていただき、実効性の検討を行うこととされた。

エ 親子交流

親子交流については、個々の事情によって子の利益に適う在り方は様々であるところ、具体的な例を示した場合には、標準的なものと受け止められるおそれがあることから、抽象度の高い記載とした。その上で、親子交流の硬直的な実施自体が目的となつては、子の利益に反することがあり得ることから、子の意見や健康状態に配慮して、柔軟な対応をすることとする注記を設けることとした。

オ 養育費

改正法によって、養育費債権等について先取特権が付与されることを念頭に、民事執行の申立てにおける担保権（被担保債権）の存在を証する文書としての利用に十分な取決めとなるような記載とした。この点については、法務省が昨年度委託して実施した「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」報告書¹¹の内容を参考にしている。

カ 再協議

再協議については、子の成長に応じて必要になった場合や、子の入学等、養育に関する状況が変化し得る時期に再協議する例を示すこととしている。

また、子が複数いる場合の養育費の額について、一部の子の養育費の支払期間が終了したときは、その余の子の養育費をその年齢等に応じて増額すべきことも少なくないと考えられることから、そのようなときに再協議をすることを促すこととしている。

キ 作成日付

ク 作成者

上述のとおり、共同養育計画書については、民事執行の申立ての際に担保権（被担保債権）の存在を証する文書として利用することも想定している。このような観点から、上述の「養育費請求のための民事執行手続に関する調査研究」報告書を参考に、成立の真正を明らかにする観点から、自署や一定の印章に基づく押印を求めることとした。

¹¹ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00369.html

(5) 共同養育計画書等のモデル（「共同養育計画書の作り方」）の作成

上記(3)の3つの記載例を中心に、前述のとおりA4サイズ16ページのパンフレットにまとめることを想定して、別添1のとおり、実効性の検討を実施するための共同養育計画書等のモデル（「共同養育計画書の作り方」）を作成した。

作成に当たっての検討の概要は、以下のとおりである。

- ア 「共同養育計画」という用語を用いることについては、父母の双方が適切な形で子に対する責任を果たすための計画であるということと理解することができるという意見があった一方で、「共同」という言葉の一般的なイメージから、父母からも、専門家からも、あたかも交代監護のような形の計画を意味しているように見え、混乱を生ずるため、従前と同様、「養育計画」という用語が適切ではないかという意見があった。この点についても、様々な意見のあるところであり、委託者との協議の上で、「共同養育計画」の語を用いて試行を実施することとした。
- イ 当事者の方に関心を持って開いてもらうために、表紙において、「共同養育計画」とは何か、取り決めなければならないことは何かといった点を分かりやすく記載することとした。もっとも、この点については、反対に、タイトルと画像のみの表紙の方が、手に取ってもらいやすいのではないかと意見もあった。
- ウ 共同養育計画書等は、特に協議離婚をする父母を念頭に置いたものである。そのような父母が共同養育計画を作成する場合には、まずは父母のみの協議によることになると考えられるが、父母間にDV等の問題があるようなときは、父母のみで協議させること自体が適切ではない。そこで、表紙に、DV等の問題がある場合（「話し合いに安全・安心が確保できないとき」）は、無理に父母のみで話し合う必要はないことを明示した。また、DV被害者は、被害の認識自体を欠いていることも少なくないことを踏まえ、セルフスクリーニングの趣旨で、「話し合いに安全・安心が確保できないとき」の内容について、DVの具体例や、アルコール等の問題がある場合も含まれることも明示した。
- エ 法務省旧パンフレットに掲載されている4コマ漫画は、内容的に分かりやすく、また、様々な状況にある父母にも目を通してもらいやすいと考えられることから、改正法の趣旨も踏まえた内容に修正した上で、取り込むこととした。
- オ 離婚を検討している父母の状況等を想像すると、パンフレットを開いてもらった場合でも、直ちに説明文を読んでもらうのは難しいのではないかと考えられた。そこで、全体の構成としては、まずは4コマ漫画を配置し、次に記載例を配置することとした。その上で、記載例で気になった項目について、説明文を参照することができるような構成とした。
- カ 説明文については、昨年度計画書の作成手引を基本にしつつ、親の責務、親権、監護の分掌等についての説明を追加した。それらの概念の説明については、委託者が作成している改

正法のパンフレット¹²や、母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）¹³が作成したQ & A形式の解説資料等の内容を参考に作成した。

キ 共同養育計画書等のモデルには、支援等に関する記載等もあることから、委託者を通じて、連絡会議において、関係府省庁等に対して記載の在り方に関して求意見をを行い、寄せられた意見も反映した。

¹² <https://www.moj.go.jp/content/001449160.pdf>

¹³ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355_00001.html

第4 共同養育計画の作成を促進するための支援の在り方の検討

1 はじめに

共同養育計画書等によって情報提供を行ったとしても、現に別居や離婚を検討している父母の置かれている具体的状況は様々であることから、情報提供のみで共同養育計画を作成することは容易でないと考えられる。また、昨年度調査研究でも指摘されているとおり、離婚届の用紙を取りに来るのは、父母の一方であることから、共同養育計画書等を離婚届の用紙と同時に配布する取組を行うこととしたとしても、それだけでは、父母双方に確実に情報を届けることは難しい。さらに、前述のとおり、DVや児童虐待がある事例等、父母のみの協議によって共同養育計画を作成するのが適切ではない場合や、父母のみでの協議がまとまらないような場合には、法律家等による適切な支援や、家事調停の申立て等に適切につないでいく必要がある。このように、共同養育計画の作成の促進のためには、共同養育計画書等のモデルを作成するだけではならず、それを用いた適切な情報提供を含む支援を拡充することが必要になる。

公的な支援を行うこととする場合には、国民の負担でそのような場面で支援を行うことについての必要性・許容性を検討しておく必要がある。この点について、このような支援は、一見すると、父母に対する支援のように見えるが、実際には、父母の離婚等を経験する子の利益のためのものである。父母の離婚等が子に大きな影響を与えることは、まさに改正法の検討過程において指摘されていたことであり、父母の離婚という自らに帰責性のない事由によって困難な状況に陥る子がいる場合には、その子を公的に支援することは必要であるし、当然社会的にも許容されるものと考えられる。

本調査研究では、このような基本的視座に基づき、情報提供の在り方に加え、支援の在り方についても検討を加えることとした。

2 昨年度調査研究で指摘された課題

昨年度調査研究においても、養育計画の作成促進のためには支援の拡充が必要であることが指摘されており、具体的な課題として、以下の各点が挙げられていた。

- ① 各自治体において、縦割りになりがちな行政を超えて、戸籍業務の担当部門や、ひとり親支援業務担当部門にとどまらない連携の在り方を更に検討すること。それを前提に、更に広い場面における伴走型の支援の充実に向けた工夫を検討すること。
- ② 弁護士等法律家、心理職、DVや児童虐待のケースに携わる専門家、自治体の様々な窓口、当事者支援団体（同居親、別居親双方）らが加わった地域連携ネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて当事者双方に対する伴走型の支援を行うモデルの構築を検討すること。
- ③ 国や中央府省庁間での連絡調整会議を設けるとともに、実務担当者レベルの幹事会などを通じて、各種分野横断型の緊密な連携協力を推進することを検討すること。

3 支援モデルの検討

(1) はじめに

昨年度調査研究で指摘された課題のうち③について、国レベルでは、連絡会議が立ちあげられるとともに（令和6年7月8日第1回会議開催）、幹事会が設置されており（同年10月4日第1回会議開催）、例えば、関係府省庁等の間において会議の内外で、本調査研究に関する情報共有が行われたり、あるべき支援策に関する意見交換が行われたりしている状況にある。本調査研究の成果についても、関係府省庁等の中で共有され、引き続き政府全体で連携して横展開等が図られることを期待したい。

他方で、実際に離婚を検討している父母に接し、支援を行うのは、市区町村や、地域において様々な支援を提供している支援者や支援団体である。そこで、本調査研究における支援の在り方の検討については、昨年度調査研究で指摘されている「地域連携ネットワーク」の形成を目指し、そのための課題を整理することを目的とすることとした。

具体的な検討を行う前の段階において、委託者の意向も踏まえ、本調査研究に関し、次ページの資料を作成した。そこで、協力研究者において、同資料下部のイメージ図を出発点として、地域連携ネットワークの検討を行い、以下の内容での中間提案を行った。

【地域連携ネットワークのイメージ図】

【目的】

令和8年5月までの民法等改正法の施行に向けて、離婚時に父母が子の養育計画（養育費や親子交流も含む離婚後の子育てに関する取り決め）を作成することを促進するための情報提供、支援の在り方の検討

【前年度までの経緯】

令和6年度「離婚後の子の養育計画に関する調査研究」（弊社受託）では、養育計画書や作成の手引きのモデルを開発（自治体等における試行でも概ね好評）

指摘された課題

- ①親子の置かれている類型ごとの養育計画書モデルの検討
- ②自治体内、職種間の連携によるネットワーク型、伴走型の支援の在り方の検討

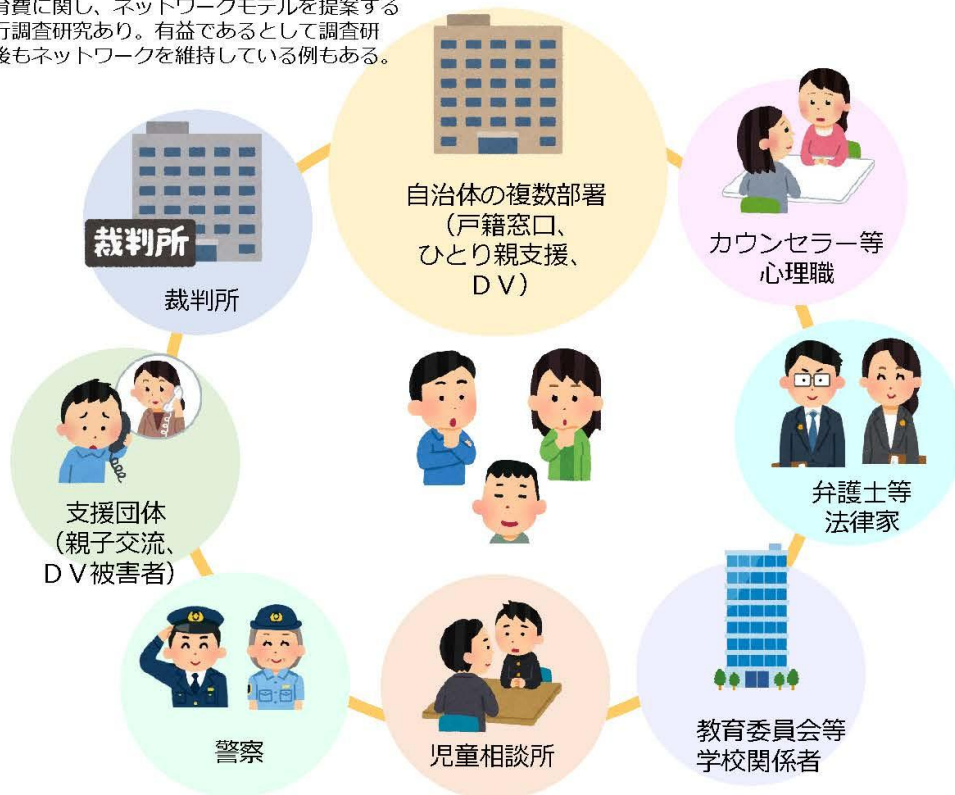
【令和7年度調査研究の内容】

- ・法学者2名、心理学者1名、弁護士2名の合議体により、上記2課題等を検討
- ・地方自治体（規模の異なる2か所を想定）と協力・連携し、支援モデルを作成
→ 来年度以降、支援に関する関係府省庁等の予算事業で継続・横展開につなぐ

【提案したい支援モデルのイメージ】

- ・ネットワーク会議においてそれぞれの支援における悩みや、目詰まりポイントを共有
- ・具体的な相談等があった場合に、**ネットワークを活用して必要な支援につなぐ**

※養育費に関し、ネットワークモデルを提案する
先行調査研究あり。有益であるとして調査研
究後もネットワークを維持している例もある。



(注) 「心理職」については、当初から臨床心理士・公認心理師を念頭に置いて検討を進めた。

(2) 地域連携ネットワークが目指す目的の整理

地域連携ネットワークを形成する目的については、以下のとおり整理された。

- ア 父母が離婚後の子の養育について適切な取決めをし、それに従って養育を行っていくためには適切な支援が重要であるが、適切な支援にたどりつけないことも少なくないとの指摘がある。また、一回的な支援では十分ではなく、伴走型の支援が必要な事例も多いとの指摘もある。そこで、父母の離婚に関する支援又はサービスの提供者らにおいて、相互に、担当者の顔と名前や、提供している支援の内容及び限界を認識している関係性（ネットワーク）を築き、当該ネットワークを活用して、適切かつ伴走型の支援を提供する。
- イ 離婚全体の約9割を公的機関等の関与を要しない協議離婚が占めている現状に照らし、支援ニーズを見逃さないようにするために、様々な場面で把握された支援ニーズに対し、積極的に支援の提供につなげる。また、特に協議離婚制度では、当事者の子らについての支援ニーズが見逃されてきたことから、ネットワークでは、子の支援ニーズの把握及び支援の提供も行う。
- ウ 具体的には、あるネットワーク参加者が、離婚当事者やその子らの支援ニーズを把握した場合において、自身では適切な支援をすることができないとき、あるいはそもそも支援の提供を職務としていない場合においては、最適な支援を提供することができる他のネットワーク参加者につなぐ。例えば、戸籍担当部局は支援の提供者ではないが、支援ニーズの端緒に触れうる重要な部局といい得る。
また、ネットワーク内において、地方公共団体の補助等の情報を共有し、可能な限り支援に係る離婚当事者の負担を軽減する。
- エ 将来的に別の支援が必要になることも視野に入れて、ネットワーク参加者による支援全体を一覧することができる資料を作成し、ネットワーク参加者全員において様々な機会を捉えて広く情報提供を行う。

(3) 支援における連携として考えられるモデル

地域連携ネットワークにおいては、以下のように連携した支援を行うことが考えられると整理された。

- ア 当事者にとって最も身近な相談先である地方自治体（市区町村）を中核とするネットワークを構築することが考えられる。また、地方自治体の内部においては、これまで取り組まれてきた戸籍業務及びひとり親支援業務の各担当部署間の連携だけでなく、児童虐待関係、DV関係及び福祉に関連する業務の各担当部署や、市民相談、女性相談、こども相談等の総合的な相談窓口との間でも更に連携を強化することが考えられる。
- イ 支援ニーズを幅広く把握する観点から、ネットワークには、支援提供者だけでなく、支援ニーズを把握し得る立場にある者も参加してもらい、情報提供や、適切な支援者につなぐ役割を担っていただくことが考えられる。子の支援ニーズを把握する観点から、ネットワーク

には学校、保育所等も参加いただくことが考えられる。また、子の支援ニーズについては、こども食堂等の民間の活動との連携の在り方についても、検討を行うことが考えられる。

ウ 例えば、心理職らにおいても、当該地域内で誰が家族問題に関する専門的知見を有しているかといった点についての情報提供が必ずしも十分ではないという指摘があることを踏まえ、ネットワークの立上げを契機に、法律家、心理職等の各専門家団体内部における横のつながり・情報共有を促すことが考えられる。

エ 裁判所（特に、家庭裁判所と地方裁判所の執行部門）については、司法機関という立場に配慮しつつもオブザーバーとしてネットワークに参加してもらい、地方自治体との連携によって司法的解決が必要な者については適切な手続申立てにつないでいく方向での連携の在り方のほか、裁判所において、その公平・中立性に配慮しつつ、来庁者に対しネットワークによる支援に関する情報提供を行う方向での連携の在り方についても検討することが考えられる。

オ この種の取組については、担当者の人事異動を契機に終了してしまう事例があるとの指摘や、担当者の関心の高低によって積極性に差が生ずることが多いとの指摘がある。そこで、取組の継続性や将来的な横展開の観点から、地方自治体を中核としつつも、地方自治体が主催するネットワークに関係者の参加を要請するという関係性ではなく、各参加者が主体的に構築しているネットワークについて、地方自治体がコーディネーターの役割を担うという関係性でのネットワーク構築を図ることが考えられる。なお、コーディネーターについては、それぞれの地域の置かれた状況が異なることも踏まえ、個々に検討を行う。

カ ネットワークでは、定期的に、担当者の交代や、支援や補助の内容の変更といった情報を共有するための情報交換の会議を開催することが考えられる。なお、当該会議においては、個人情報の観点から実際のケースを取り扱うのは困難であると考えられることから、会議自体は関係性の構築を目的とするものとして、実際のケースに対する支援の連携は当該関係性を利用して会議外で行われることを想定している。もっとも、ネットワークを利用した支援についてのイメージを共有し、また支援の在り方を検討するため、いくつかの模擬事例を前提に、あり得る支援策について参加者で議論することが考えられる。いずれにしても、重要なのはネットワークの構築自体であることから、形式的な会議の開催自体が目的化することのないように留意する必要がある。

(4) 情報提供における連携として考えられるモデル

地域連携ネットワークにおいては、以下のように連携した情報提供を行うことが考えられると整理された。

ア 地方自治体の総合的な相談窓口（市民相談、女性相談、こども相談等）で支援ニーズを把握することの重要性を意識し、その際の情報提供を充実させることで、支援に確実につながられる体制を構築することが考えられる。

イ 離婚届の交付時、別居に関する相談時、離婚届の受理時、子の入籍届の受理時、児童手当や、児童扶養手当の申請時等といった機会を利用し、広く情報提供を行うことが考えられる。また、例えば、不妊を原因として離婚に至る事情がある場合もあるため、事情が分からない状況下で子の存在を前提とする情報提供をするのに躊躇を覚えるとの声があることも踏まえ、相手の属性等を考慮することなく全員に対して無差別的にパッケージで情報提供を行うことが考えられる。

ウ ①別居検討中、②別居直後、③別居期間中、④離婚検討中、⑤離婚直後、⑥離婚後しばらくしてからそれぞれの時点について、各時点において必要な情報が一覧できる情報提供を行うことが考えられる（法務省・厚生労働省「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」作成のリーフレットひな形¹⁴を改訂）。ここで提供する支援の情報は、地方自治体における支援に限らず、関係団体等ネットワークの参加者による支援等の情報も含めたパッケージとして提供することが考えられる。また、当事者の悩み別（他方の親との関係、養育費、親子交流等）に、支援についての情報提供をすることも考えられる。

エ 情報提供の方法については、紙媒体で配布するものは可能な限り簡素なものとし、二次元コード等でウェブサイトへ誘導するなどして、そこで当事者にとって必要な点について詳細な情報提供を行うものとする考えられる。当該ウェブサイトにおいて、離婚前後の親講座の動画を視聴することができるようにすることも考えられる。

オ 裁判手続に関する情報提供は、家事調停、民事執行等の利用が必要な事例については確実に申立てが行われるように、地方自治体に来庁した者に対して適時に行うものとする考えられる。また、地方自治体等において、裁判手続の申立てのために裁判所の窓口に向かうように案内する場合には、裁判所に行く前に、①どのような情報を整理しておく必要があるか、②どのような書類をもっていけばよいかという点について、具体的な指示を行うことが考えられる。

(5) 地域連携ネットワークの参加主体及び役割に関する考察

例えば、別紙のとおり支援者等に参加いただき、地域連携ネットワークを構築することが考えられると整理された。

4 小 括

上記3の内容をまとめ、委託者に対し、中間報告を行った上で、このような地域連携ネットワークを構築することについて、妥当性、実現可能性、実効性を検討するために、協力自治体と連携した検討を行うこととした。

¹⁴ <https://www.moj.go.jp/content/001362516.pdf>

第5 協力自治体の選定及び調整

1 協力自治体の選定

協力自治体としては、地方自治体の地域性等の諸条件も考慮し、最終的に以下の2自治体に協力依頼を行った（五十音順）。

(1) 大阪府寝屋川市

- ・人口 22万3,033人（令和8年2月時点）
- ・婚姻件数 828人（令和5年）
- ・離婚件数 384人（令和5年）
- ・部署 こどもを守る課

(2) 東京都練馬区

- ・人口 75万242人（令和8年2月時点）
- ・婚姻件数 3,436件（令和5年）
- ・離婚件数 970件（令和5年1年間）
- ・部署 福祉部生活福祉課ほか

2 地方自治体における実施・協力

合議体において協議をしながら、まず、離婚当事者が子の共同養育計画を作成するために必要な支援や支援する側からの情報提供の在り方について、協力自治体ごとに検討を行い、具体的なネットワークの在り方の検討を行った。その後、ネットワーク会議におけるモデル共同養育計画等の意見聴取を行った。

(1) 支援の実情把握のための調査項目の検討

地域のネットワークによる支援の在り方という観点から、協力自治体に応じた支援モデルを検討するに当たって、各協力自治体に対するヒアリングを実施した。ヒアリング項目は概ね以下のとおりである。

《ヒアリング項目》

ア 体制、周知広報

- (i) 未成年子の父母の離婚について、関係し得る部署名及び当該部署の担当業務
- (ii) 関連部署の職員における、父母のアセスメント、カウンセリング等の心理支援を行える心理職（公認心理師、臨床心理士等の資格保有者）の有無
- (iii) 未成年子の父母に対して、あらかじめ広く「もしも将来離婚等に悩むことがあったら役立つ情報」を周知する手段

- (iv) 戸籍の窓口において、離婚届の用紙を取りに来た方に対する法務省作成の養育費・親子交流に関するパンフレット（法務省旧パンフレット）の交付の実情
- (v) 離婚前後の親支援講座について、ウェブサイト以外（窓口等）での周知の有無
案内している場合、具体的な方法及び案内先
- (vi) 離婚を検討している方々に対する法的・心理的な情報提供のニーズ
- (vii) 子らに、父母の不仲で困った場合についての情報（相談先等）を届ける手段
- (viii) 女性やこどもの一般的な相談窓口の有無、そこで本人や父母の離婚に関わる相談を受けた経験、その場合の対応体制
- (ix) こども家庭庁のひとり親支援事業の実施の有無、実施状況

イ 支援ニーズの把握

- (i) 父母が子育てについて悩んでいる場合に自治体がそれらを把握し得る機会（①離婚前、②離婚時、③離婚後）
- (ii) 戸籍窓口で離婚届を受理する際に、（未成年子がいる場合）養育費や親子交流の「取決めをしている」にチェックがない場合への何らかの働きかけの有無
- (iii) 上記の各機会での、離婚後の子育てに関する周知広報等の実施の有無、実施内容

ウ DV・児童虐待対応

- (i) 別居・離婚の前後を問わず、自治体の虐待対応部署以外の窓口において父母間のDVや児童虐待の把握、疑いを持つ事例の有無、その場合の対応・連携
- (ii) 児童虐待対応部門とDV部門の連携の有無、具体的連携状況
- (iii) 住民票に係るDV等支援措置の担当部署、体制等

エ 専門家、他機関連携

- (i) 上記回答部署の窓口以外で、離婚・別居検討中、別居中、離婚後の父母が子育てに関する悩みがあることを把握し得る窓口、機関等の存在、その対応・連携
- (ii) 離婚や別居に起因する子育てに関する悩みを有する父母への法律家や心理カウンセラーによる支援が望ましいと感じられること、具体的ケースの例
- (iii) 同居親、別居親又は子に関して、民間支援団体（ひとり親支援団体、親子交流支援団体等）等との連携の有無、その拡充が望ましいと感じられる場合の具体的ケースの例

オ 法的支援

- (i) 別居や離婚に関して子育てに悩んでいる父母が養育費や親子交流の取決めをしていない理由、この場合に調停手続等を利用しない背景
- (ii) 養育費や親子交流に関する取決めをしたにもかかわらず守られないという悩みを持っている父母の窓口来庁の有無、その場合の対応
- (iii) 債務名義（公正証書、調停調書）がある場合でも民事執行を利用しない事例の有無、その背景

(iv) 養育費や親子交流等の子育てに関する裁判手続（調停、民事執行）をより利用するための支援の在り方

カ 子に対する支援

(i) 学校において、児童・生徒から父母の離婚に伴う様々な問題について教師が相談を受けた経験、その対応

キ その他、実情など

(i) 自治体における離婚や離婚前後の支援等に関する統計数値

(ii) 本調査研究に関し、ネットワークに参加してもらいたい機関、ネットワークを通じて得たい情報、ネットワークを通じて他の機関に知ってもらいたい情報

(iii) これまでに取り組まれた自治体内外での連携の取組状況

(2) 協力自治体におけるヒアリング

各協力自治体において上記内容をベースとしたヒアリングを実施し、自治体のニーズと実情に応じたネットワークの検討を行った。

ア 体制、周知広報

父母の離婚に関係し得る部署として、寝屋川市では、市民サービス部、こども部こどもを守る課、危機管理部人権・男女共同参画課が、練馬区では、総務部人権・男女共同参画課、福祉部総合福祉事務所、子ども家庭支援センターが関与している。

離婚時の情報提供においては、各協力自治体においてウェブサイトや広報誌、またひとり親向け冊子等の配布をしている。また、両自治体において、離婚前後親支援講座の実施をしており、離婚相談としては、男女共同参画関連部局での電話相談、面談をそれぞれの自治体で実施しており、寝屋川市ではこども向け「ねやっ Co 相談ステーション」、練馬区では若年女性向け LINE 相談や区独自のこどもからの悩み相談を受けている。

イ 支援ニーズの把握

離婚前の問題把握としては、学校での子の面談、資金貸付の事前相談やこども食堂事業者が子から話を聞く場合がある。制度上では、住民基本台帳事務の支援措置手続での面談時や DV 証明発行時等が考えられる。

離婚時は、事務手続で精一杯で話を聞くことが難しいという声もあった。戸籍係の立場からは、離婚届出時がニーズ把握の端緒となっている。

ウ DV・児童虐待対応

DV 相談窓口や乳幼児検診などから（虐待対応部署以外で）児童虐待の疑いの相談を受けることがあり、連携、対応を行っている。母子シェルターや DV シェルター等との連携等が行われているところもある。また、DV 等支援措置制度については、戸籍住民関連部署の住民

記録担当者が担っている。

エ 専門家、他機関連携

離婚、別居を検討中の父母や別居中、離婚後の父母が子育てに関する悩みを有していることを把握し得る窓口機関としては、子育てひろば、児童館、こども食堂などが考えられる。職員の傾聴から悩みの把握に至る場合もあれば、施設を使い分けている保護者もいる。

法律家や心理カウンセラーによる支援が望ましいと感じる場合は、学校等で子の様子の変化がある場合（落ち着きがない、他害がある等）、また、養育費回収などで実際に弁護士相談のニーズがある。子の心理面や将来の影響が大きいため、希望する親や子には心理カウンセラーの支援が必須だという意見があった。

オ 法的支援

養育費や親子交流の取決めをしていない理由としては、早期に離婚がしたい、関係を絶ちたいという理由が考えられ、相手と話をするのが嫌だというケースも考えられ得るとのこと。また、「調停」というと、相手との合意に基づく手続であるとは理解されないこともあるという側面や、制度自体の周知の課題が指摘された。

また、養育費の取決めをしたにも関わらず守られていない当事者に対しては、弁護士への対応依頼や、裁判所での履行勧告などの説明を行う場合がある。強制執行に進まないのは、相手方の資力がない場合やお金がないと言って揉めるパターンが多いようである。また、DV被害者は相手と関わりを持つこと自体に強い拒否感があり、民事執行を利用しない例が多い。

これらの裁判手続の利用促進のためには、支援制度の周知や、手続の簡素化、また、時間がかかる・面倒くさいというイメージの払拭も重要である。

カ 子に対する支援

父母の離婚問題につき、教師に相談したという事例については一定数見受けられ、相談内容の共有の可否やスクールカウンセラーとの面談など個別対応をしている。ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携しているところもある。

キ その他、実情など

ネットワークへの参画を希望する機関としては、心理的なケアが行える病院等の機関が挙げられた。

(3) 取りまとめとネットワーク会議の内容検討

協力自治体におけるヒアリング結果並びに協力研究者会議において、具体的なネットワーク会議の概要並びに実施に向けての方向性について協議を行った。

合議体での検討の結果、別添2のとおり、具体的な地域連携ネットワークの参加主体及び役割の考え方の取りまとめを行い、各協力自治体においてネットワークに必要と思われる関係部署並びに法律家等の選定をヒアリングのもと進めていった。

(4) 共同養育計画についての意見聴取、試行

合議体にて検討を行ったモデル共同養育計画等について、協力自治体において試行（モデル共同養育計画の提供、当事者への作成支援、情報提供など）を行い、同計画等の内容が、今後、我が国において共同養育計画の作成を促進していく上で実効性の高い内容となっているかについて検証を行った。

3 ネットワーク会議実施、試行までの準備

後記第6及び第7のとおり、令和7年11月から令和8年2月28日までの間、前記第4の協力自治体及び協力民間団体において、共同養育計画における支援のためのネットワーク会議の立上げ、協力自治体の所在する東京、大阪において各2回の会議の実施、また、モデル共同養育計画等を具体的に配布して意見聴取等を行った。

第6 地域連携ネットワークによる会議の実施等

1 地域連携ネットワークによる会議の実施及び計画（仮称「ネットワーク会議」）

これまでに示されたとおり、別居や離婚時に父母が子の養育費や親子交流も含む離婚後等の子育てに関する取り決め（養育計画）を促進するため、自治体内、職種間の連携によるネットワーク型、伴走型の支援の在り方として、地域連携ネットワークの構築がなされてきた。

この、地域連携ネットワークにおいては、それぞれ支援に携わる立場からの悩みや、目詰まりとなっているポイントを共有すること、そして、当事者からの具体的な相談があった場合に、ネットワークを活用して必要な支援につなぐことを目的とした会議体を構成することとし、協力自治体の規模やニーズに応じた検討が行われていった。

2 会議構成員の検討

会議構成員については、中間報告書において示唆された関係部局・機関をもとに合議体並びに協力自治体の意向も踏まえ検討を行ったところ、地域の実情に応じた規模、人員構成を勘案の上、概ね以下の会議構成となった。

東京都練馬区：区役所関係部署、警察、児童相談所、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、法テラス、臨床心理士・公認心理師、公証人、支援団体、ADR 機関、裁判所（オブザーバー）

大阪府寝屋川市：区役所関係部署、弁護士、司法書士、臨床心理士・公認心理師、公証人、法テラス、裁判所（オブザーバー）

各部局及び機関に対しては、本調査研究の趣旨及びネットワーク会議の説明を丁寧に行い、会議への参画並びに協力を依頼した。なお、出席者が多岐にわたるため、関係者連絡先を作成の上で、主たる連絡先（メールアドレス、電話番号）及び担当者のリスト化を行った。

3 会議手法の検討と実施場所の選定

(1) ネットワーク会議議事内容の検討

合議体により、前記第4の2（3）で検討した方向性を軸に、ネットワーク会議で行うべき具体的内容についての議論を行った。ネットワーク会議においては、まず、出席者どうしの関係性を構築し、意見交換や議論を醸成することの大切さに加え、出席者がお互いどのような業務を行っており、どのような支援ができるかの共有を行うことの重要性についての示唆がなされた。

また、本調査研究にかかる共同養育計画の作成の趣旨並びに目的についても参加者で共有を行い、その前提となる、今般の法改正に係る協議離婚の制度変更についての説明を改めて会議の場において行うこととなった。

そのほか、これらの当事者支援においてどの機関がどのようなことを行うことができるか、

という観点から具体的な模擬ケースを挙げ、各機関における検討を実施することも提案された。

(2) ネットワーク会議の場所・日程

ア 会議場所

会議実施に当たり、会議日程並びに会議場所について検討を行ったところ、協力自治体の地域における会議室にて実施するのが適しているのではないかとの意見のもと、協力自治体と相談の上で会議場所を選定した。会議場所の選定に当たっては、公共施設か民間施設か、人数規模がどのくらいか、駅からのアクセス、有償無償の別、必要な機材が揃っているか等の諸条件を勘案の上で検討を進めた。

イ 会議室の選定

ネットワーク会議においては、多人数での日程調整を行うこととなった結果、最大公約数での会議実施をせざるを得ず、そのため、本ネットワーク会議開催の必要な要件の一つとして、ハイブリッド形式で実施できる会議運営が求められた。

ハイブリッド会議実施に当たっては、PC 並びに撮影用カメラ、Wi-fi ルーターの持ち込みが可能なこと、プロジェクターないしはTVモニター、マイクの設置等ができること等の諸条件を揃えることに加え、会議人数規模に応じた運営を行う人員（特にPC機材の操作が主体）が一定程度必要となった。

これらを勘案の上で相談の結果、東京での会議は協力自治体のこども家庭センターの大会議室にて開催することの了承を得られ、大阪での会議は協力自治体の建物内にある会議室（第1回）及びネットワーク会議の協力機関でもある弁護士会が所在する弁護士会館会議室（第2回）での開催となった。

ウ 会議日程

上記のとおり、会議日程を検討するに当たり、ハイブリッド形式で実施可能な会議室の確保が大きな課題となっていたため、各協力自治体とも相談の上で、まずは会議実施可能な複数の日程候補を出してもらった上で、ネットワーク会議参加者にツールで参加可能な日程の調整を行った。

初回は1時間半、第2回は2時間の枠で調整を行い、現地参加可、オンライン参加可、出席不可の3択で調整したところ、多機関での全員出席可能な日程調整が難しく、残念ながら都合がつかなかった欠席者がどの回においても出るようになった。

確定した会議日程は次のとおりである。

東京都練馬区	第1回会議	令和7年11月20日（木）13時半
	第2回会議	令和8年2月12日（木）13時半
大阪府寝屋川市	第1回会議	令和7年11月21日（金）10時半
	第2回会議	令和8年2月5日（木）10時

(3) 会議参加者の招待

現地及びオンラインにて出席可能な参加者に対し、別紙のとおり案内状を送付し、次の事項についての回答を求めた。

ア 出席者の氏名（及び所属・肩書き）

イ 現地出席者は会場までの交通費（公共交通機関での往復）

ウ 会議出席者への謝礼金振込先（オンライン出席者の場合、現地出席者には手渡し）

また、各回での会議実施事項に際し、具体的な発言骨子を特に出席人数の多い会議体においては事前に求め、意見の取りまとめを事前に行うなどすることで、円滑な会議運営を目論んだ。欠席者には、可能な範囲で議事内容を共有の上、書面での代理応答ができる場合は依頼を行った。

(4) 会議主体

当ネットワーク会議の主体を誰が担うのかについては、中間報告でも議論のあったところであったが、本ネットワーク会議の実施においては、受託者である調査研究事務局を会議主体とし、各機関並びに協力自治体は対等に会議出席者として参加する形で会議運営を行った。

4 ネットワーク会議実施に当たっての準備（機材、人員配置等）

(1) 会場機材、レイアウトの検討

日程確定後、具体的な機材の確保並びに人員配置、会場下見の調整等を順次行った。

ア 必要機材の準備

ハイブリッド会議の実施において、PC 並びに撮影用カメラ、Wi-fi ルータ、プロジェクターないしはTVモニター、マイクの設置等が必須となることから、これらの必要機器の調達・検討を行った（前記3（2）参照）。

(i) PC（2台～4台）

ハイブリッド会議実施のためのオンライン会議を主として動かすメイン PC、撮影用カメラ接続用 PC、音声用 PC、記録用 PC の別で準備を行ったが、状況に応じて PC に役目を集約するなど臨機応変に運用ができるものとした。

会議自体は Microsoft Teams のオンライン会議で実施した¹⁵。

(ii) 撮影用カメラ

現地出席者のいる会議室の状況を映す撮影用カメラを設置した¹⁶。

(iii) Wi-fi ルータ

¹⁵ なお、ホストアカウントがないと、会議設定ができないため、当該調査期間内において新規1アカウントを準備した。

¹⁶ 人数の都合上、現地出席者全員に PC 貸与ができなかったため、全景を映すことのできるカメラがあった方が望ましいという考え方による。なお、TV モニター等がある場合は、TV 附属のカメラからダイレクトで画面をつなぐなどの手法もあり得るが、今回のネットワーク会議では出席者が 40 名前後の規模のものもあり、カメラが有意な面があった。

今回のネットワーク会議実施に当たり最も重要視されたものが、インターネット環境である。ハイブリッド会議において、オンライン出席者との円滑な連携が必要とされる中で、今回、インターネット環境を持込にて構築する必要があったため、事務局内で検討の上、多人数でのオンライン会議実施に対応できる設置型の Wi-Fi ステーションを持参した¹⁷。

(iv) プロジェクターないしは TV モニター

東京の会議ではプロジェクターを貸与し、大阪での会議では TV モニターを貸与の上で設置した。概ね 20 名以上の会議においては、大画面を見られる環境が会議運営の観点からは望ましく、小規模人数での会議においても、小型の TV モニターがあると画面投影の際にも便利であった。

(v) マイク等の設置

会場規模にもよるが、環境によってはどうしても現地出席者の声が拾いにくい状況もあり、各会場に形態の異なるマイクを設置した。東京での会議は 20 名以上の現地出席者がいたが、ハンドマイク（ワイヤレス型）を複数本利用できたため、司会、発言者で交代利用した。大阪での会議は比較的小規模ではあったが、集音マイク 1 つだと、少し音声途切れがちになったため、2 回目の会議では、ピンマイクを活用した。

(vi) その他

電源コードドラム（延長コード）があると、会議レイアウトの自由度が高くなり、電源コードを起点にレイアウトを考える必要がなくなるというメリットがあった¹⁸。

イ 会議出席人数の検討

前記 3（3）にて求めた会議出席者について、現地出席者、オンライン出席者、欠席者のリスト化を行い、会場に来る人数の最大値を確定した（次頁参照）。会議出席者のほか、事務局の人数についても、人数規模に応じて検討を進めた。

ウ 会場レイアウト案の作成

出席人数及び機材をどのような形で配置するか会場レイアウト案を作成の上、出席者の配置、机や椅子の数、実現可能性のある導線か否か、ホスト PC や Wi-fi の位置関係を落とし込んで会場イメージを共有した（次頁参照）。なお、下見が可能な場合は必ず下見を実施の上で、レイアウト構築から PC 設置、カメラテストまでの時間を図り、当日の準備時間の見積りを行うことが望ましい¹⁹。

¹⁷ HD の配信における推奨は上り 5～6Mbps 以上となっているが、多人数の参加、高画質かつ安定した配信環境を整えるため、通信速度の目安を上り 10～30Mbps とし、Wi-Fi ルータ（「Speed Wi-Fi HOME 5G L13（上り最大速度 286Mbps）」）にて本年実施した。実際の通信速度は 30～70Mbps となっており、環境によって通信速度が変わるため注意が必要である。なお、小型の Wi-fi ルータを複数持参の上で分散させる手法等も検討を行ったが、複数の PC 起動においてやや脆弱なリスクがあり、また、仮に民間会議室等での実施で Wi-fi 環境が整っていたとしても、接続が落ちたときのリスクが甚大なため、なんらかのバックアップ体制の検討が必要とされた。

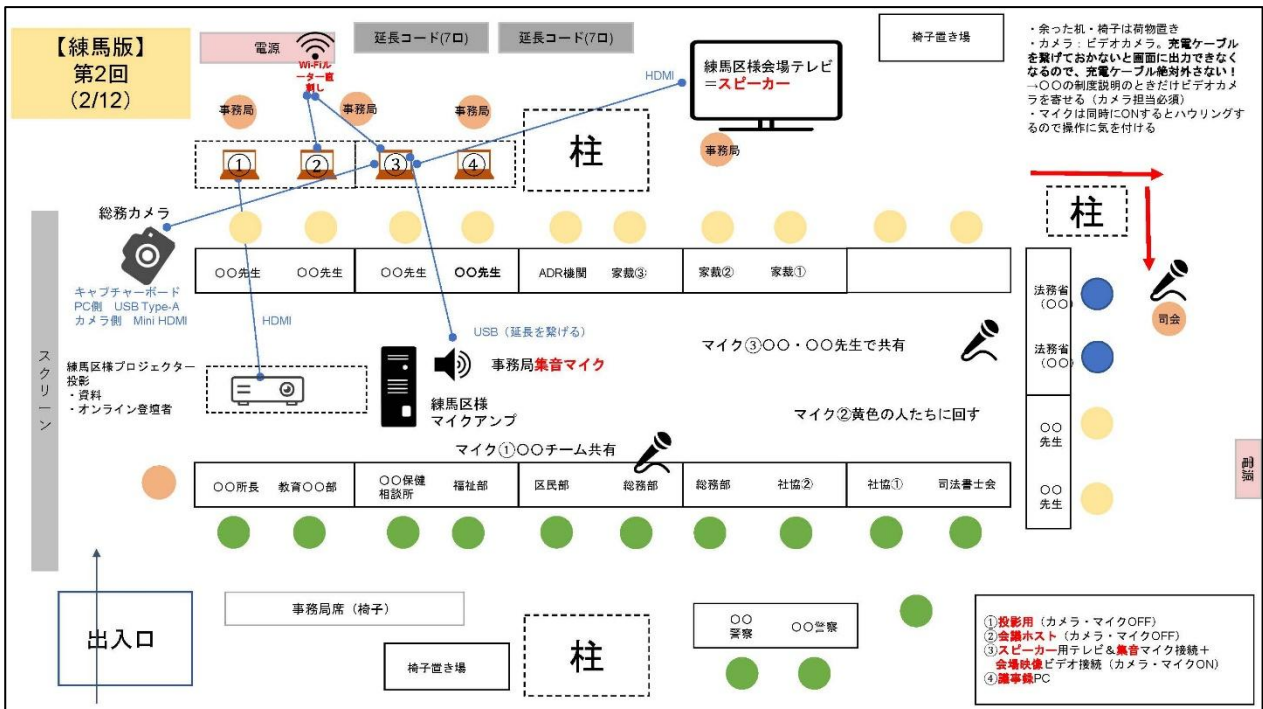
¹⁸ 一般的な延長コードでも十分代用できるものではある。

¹⁹ 前日までに下見が実施できない場合は、会議室の全景及びコンセント位置の把握ができることが望ましい。また、ネット環境をみる観点でも、PC 接続テストの実施は重要である。

【参考】 出席者リスト

回答	返信 (案内状送付)	団体名	参加人数	参加方法	所属	参加者名	フリガナ	謝金	交通費
2	☑	練馬区役所	7	現地	練馬区〇〇部〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
3	☑			現地	練馬区〇〇部〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
4	☑			現地	練馬区〇〇部〇〇課 〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
5	☑			現地	練馬区〇〇部〇〇課 〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
6	☑			現地	練馬区〇〇部〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
7	☑			欠席	練馬区〇〇部〇〇課 〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
8	☑			現地	練馬区〇〇部	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
9	☑			現地	練馬区〇〇部〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
10	☑			欠席	練馬区〇〇部	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
11	☑	警察署		オンライン	石神井警察署〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
12	☑			現地	光が丘署〇〇課〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
13	☑			現地	練馬警察署〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
14	☑			オンライン	警視庁〇〇課〇〇係	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
15	☑	練馬児童相談所		現地	練馬児童相談所	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
16	☑	弁護士会		現地	〇〇法律事務所	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	有	
17	☑			欠席		〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	
18	☑	司法書士会		現地	東京司法書士会	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	有	
19	☑	社会福祉協議会		現地	練馬区社会福祉協議会 〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	有	
20	☑	社会福祉協議会		現地	練馬区社会福祉協議会 〇〇課	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	有	
21	☑	法テラス	2	欠席	法務省大臣官房 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	無	

【参考】 会場レイアウト案



(2) 当日進行案の策定

ア 会議進行案の作成（タイムライン）

会議当日の進行案を作成の上、主要出席者と共有を行った。具体的には、会議レイアウト案も参考に、発言順の検討及び出席者の発言時間の調整を行い、全体のタイムラインを作成した。

イ 会議開始までの準備

運営会場到着後、会議開始 30 分前までの準備等の分担を一覧化し、前日に一覧表に基づく打合せを行い、過不足がないかの確認を行った。当日持参する持ち物リスト等も準備を行った。

ウ 会議出席者とのコンタクト

会議出席者に対し、具体的な当日の進行の流れや、発言を求めたい内容の趣旨についての説明を事前に行い、疑問点の解消及び会議全体の流れの共有を行った。

5 ネットワーク会議の実施

(1) 第 1 回会議の実施

ア 会議実施概要

第 1 回会議では、まず、参加者の関係性構築を第一にしつつ、法務省民事局より令和 6 年民法改正における共同養育計画の位置付けと共同養育計画モデル書式についての説明が行われたのち、本調査研究のテーマでもある共同養育計画の作成促進のための支援の在り方、特に地域連携ネットワークによる当事者双方に対する支援等の重要性について説明がなされ、各出席者（機関）による支援策の内容や実務上の課題の共有が行われた。

イ 振り返りと主な検討事項

会議出席者からの提案や意見交換を元に、以下の機関連携にかかる試行を実施する方向性が示された。

- (i) 協力自治体の窓口と家庭裁判所の窓口をオンラインでつなぎ、オンライン手続教示を行うことで離婚調停など調停の申立てを行いやすくする
- (ii) 弁護士あるいは協力自治体の窓口と、心理職（臨床心理士、公認心理師）が連携し、当事者に対する心理的支援を実施することで離婚における心理的負担や不安を和らげる

(2) 会議期日間での試行検討等

これらの内容について、オンライン手続教示並びに心理職との連携について、具体的な試行が可能か、関係者で複数回集まったの打合せや運用面の検討が重ねられた。また、上記以外にも、公証人と ADR 機関との連携や、法テラスとの連携等さまざまな模索が行われた（具体的な試行内容については別紙資料 2・3 参照）。

また、第2回会議実施までの間に後記(3)のとおり、モデル養育計画書の内容完成を目指し協力研究者との合議体にて協議調整を行っていたところ、本調査研究の研究内容をベースに法務省パンフレットを改訂して全国の公的機関に配架することとなり、モデル共同養育計画等の内容が法務省旧パンフレットの改訂案として再構成されることとなった。第2回会議では、このパンフレット案に基づきネットワーク会議の意見を求めることとした。

(3) 第2回会議の実施

ア 会議実施概要

第2回会議では、前回会議では暫定版の確定に至っていなかった共同養育計画等(計画書及び作成手引)についてのこれまでの作成経緯も含めた内容の説明を行い、出席者からの意見を伺いつつ意見交換がなされた(後記第7の2参照)。また、共同養育計画の作成促進のための自治体ほか機関連携にかかる施策共有ということで、具体的な施策(試行)についての内容共有を行った。さらに、このようなネットワーク活動を行うに当たっての「支援チャシ(仮称)」の内容についての意見を聴取した。

イ 振り返りと主な検討事項

第1回会議、第2回会議を通じて、意見交換等を行いながら出席者の関係性が構築できている実感が出席者からも語られ、モデル共同養育計画等についても、支援者の立場を中心に具体的な内容面での意見を聴取できたことは非常に大きな成果となった。また、機関連携についての共有や新たな情報交換も行われ、会議の場で意見交換することの有用性を大きく感じた。

今回、特に共同養育計画の配布において、事前のスクリーニングを行わない形でのパンフレット配布を検討しているところもあり、DV被害者に対するケアや気遣いの視点について、現場ならではのコメントが多く寄せられた。一方で、DV被害に気付くことの重要性(潜在的被害者の存在の多さ)も示唆され、これらの記述をどこに置くかは最後の課題として残されたところである。共同養育計画の作成において、最終的なバランスを図ることへの難しさが残った形となった。

6 機関連携の試行

(1) オンライン手続教示

ア 試行まで

家事調停の申立てを希望する者に、協力自治体の窓口と家庭裁判所の窓口をオンラインでつないで手続教示を実施するに際し、いくつかの具体的な課題が生じた。一つは、個人情報の取扱いとセキュリティ(PC環境)の問題、もう一つは、窓口の受け皿問題である。

前者は、個人の相談事項を自治体が仲介することの個人情報保護の課題や、オンラインで

の手續教示を行う場所の不足として、後者は、多忙な各機関に相談に訪れる当事者から即時に相談をしたいとなった時の実施体制や、自治体によっては外部委託を実施している窓口業務の相談員への依頼の可否などが挙げられた。

これらの課題解消とオンライン手續教示の実施に向けて、様々調整を重ねた結果、物理的なオンライン会議実施場所や、自治体における情報セキュリティガイドラインポリシーの問題解消には至らなかったが、いくつかの条件つきによる、東京家庭裁判所と練馬区とのオンライン手續教示の試行が実現した²⁰（詳細については、別紙資料2参照）。

イ 実施結果

オンライン手續教示については、あいにく、実施期間が短かったこともあり、本試行期間においては残念ながら手續教示の実施には至らなかった。家事調停申立てにかかる相談件数も当該期間においてはなかったとのことで、近年、来庁者の相談件数が相対的に下がっており、電話あるいはメールでの相談が増加していることも一つの理由として考えられる。

また、本年度の調査研究では、ひとり親支援にかかる窓口担当者の協力を得られたものの、実施に至らなかった要因の一つとして、窓口に来て来る来庁者の属性としてはひとり親が多く、当該部局においては離婚前相談や離婚前支援の制度も充実しているものの、家事調停による紛争解決が当事者のニーズにマッチしなかったことが考えられる。広く、家事調停のイメージや、調停が使いやすい制度であるということ自体の広報を進めることの必要性も感じられた。

もっとも、今回の調査研究においては、当事者にとって分かりやすいように調停申立てについての動画も作成した。

一方で、実施日程や実施場所においても、当事者の都合のよい時間に相談ができる体制が整い、情報が守られるスペース（個室ブースなど）があることが、今回の調査研究における手續教示実施の重要な要件となったことから、自治体との連携において、家庭裁判所とのしっかりとした事前準備と申し合わせを行うことが重要であることが示唆され、今後の課題とされた。



【参考】調停申立て書類の説明動画

(2) 心理職による心理的支援

ア 試行まで

弁護士あるいは自治体の窓口と、心理職（臨床心理士、公認心理師）が連携し、当事者に対する心理的支援を実施することで離婚における心理的負担や不安を和らげることが有用ではないかという考えに基づき、支援に向けての様々な検討を重ねたが、こちらでもいくつか

²⁰ 原則は、火水木の午前9時半～11時半の時間をコアタイムとする。

課題が生じた。一つは、心理職が支援を行うに当たっての弁護士・心理職それぞれの求めるニーズの把握の問題、もう一つは、心理職を法律相談等に派遣するスキームづくりのハードルである。

前者では、弁護士が心理職に安心して当事者をつなぐために、当事者がどういった状況や内容なら相談可能かという実務視点を共有することで、お互いのニーズのすり合わせを行うことができ、課題解消につなげていくことができた。後者は、地域の臨床心理士会ないしは公認心理師会の組織として、特定の心理職又は機関の紹介をすることが、極めて短期間で検討実施をする本調査研究の状況も踏まえ組織上難しいという運用面での課題を、本年度の調査研究の枠組での心理職の派遣ということで調整を行い、諸条件含めた実施に向けての準備を進めていった。

その結果、東京及び大阪において、本会議におけるネットワーク参加者である弁護士を起点に心理的支援を求める当事者を探してもらい、心理職による面談を弁護士同席のもとで行うこととなった²¹（別紙資料3参照）。

イ 心理職による心理的支援

限られた日程の中ではあったが、大阪で1件、東京で4件の実施がなされた。

本年度の調査研究では、一般社団法人大阪公認心理師会及び大阪府臨床心理士会並びに一般社団法人東京公認心理師協会及び福丸由佳教授による協力体制のもと、心理支援を希望する依頼者（当事者）と心理職（臨床心理士・公認心理師）、担当弁護士との間で日程調整が行われ、心理職が担当弁護士の事務所に訪問して担当弁護士同席のもとで当事者と面談（相談）を実施することとなった²²。

- (i) 当事者の離婚に至る背景は、ケースによって様々ある中、面談終了後のアンケート結果（別紙添付）からは、当事者自身の気持ちの整理ができたことや心理的負担の軽減、また、子への伝え方といった離婚前後の子（との関係）にまつわるアドバイスを得られたことから、受けて良かったという満足度がとても高かったことが示された。
- (ii) また、同席した担当弁護士においても、①当事者の心情整理や葛藤の低減につながったという受けとめや、②事案全体（あるいは相手）のアセスメント結果が、その後の調整や解決に向けた新しい視点が得られたという声が聞かれるなど、心理専門職と法律専門職の多職種連携によるプラスの相乗効果もみられ、当該試行における離婚当事者への心理支援のニーズが顕在化された形となった。
- (iii) メンタルヘルスの問題だけでなく、当事者や弁護士の様々なニーズに対応する支援が可能であることが分かった。たとえば、弁護士からフィードバックのあった、親の状態

²¹ 面談を受けた当事者は、面談後に簡単なアンケートに回答してもらった。また、後日に振り返りの会として、同席弁護士並びに心理職、協力研究者で感想を聞く会を実施した。

²² 当事者に対しては、初回相談を無料という形として、心理職等への相談費用を本年度の調査研究では補填し、当事者の費用負担はなしとしている。

のアセスメントや心情の整理、その結果、必要な場合には他機関への連携（多職種連携）が可能になること、さらに、心理教育的な情報（両親の紛争が子に与える影響、子どもの年齢に応じた対応）や、子どもへの説明の仕方といった具体的なニーズに応じた助言を得ることができる、などである。1回 60～90分程度の面談であっても、法律家とは異なる視点の支援が加わることの意義とその重要性が改めて確認できた。

(iv) また、心理支援における介入タイミングについても指摘があり、離婚を迷う時期はもちろんのこと、離婚紛争の渦中の場合でも、養育費や面会交流等の法的課題を入り口として面接を開始でき、心理職と信頼関係を構築しておくことが可能となる。このことは、将来、子どもの成長等の節目で養育計画（ペアレンティングプラン）の見直しが必要となった際、スムーズに心理相談につながるための布石となるであろうという意見が示された。

ウ 今後の課題

(i) インテークの重要性と当事者像

今回の試行を通じて、インテーク面接（初回相談）において全ての心理的問題を解決することは不可能であり²³、したがって、本調査研究においては、60分の時間枠（単回）において、「心理相談とはどういうものか」「法的問題以外にも相談できる存在がいる」という実感を得てもらうための「小さな目標の達成」に設定できる対象者を選定した。具体的には、離婚への決意を固める、あるいは現在の状況を振り返って気持ちの整理をつけるといった目的（協議離婚の申入れ前など）をもった当事者像である。もっとも、心身の状況に不調を来し医療機関への通院が必要であったり、相手や原家族との複雑な問題を抱えている当事者においては、適切な医療機関やカウンセリング機関へリファーすることが必要であることが示唆された。

(ii) 心理職につながる仕組みづくり

本調査研究における心理支援の試行は、無料でかつ弁護士と連携したという点が、今回奏功したポイントになると思われる。我が国では未だカウンセリングへのハードルの高さがある中で、当事者の初回面談のハードルを下げる重要な試みであったとも位置付けることができる。心理職へのスムーズなルートの確立が求められる。

調査研究後にこれらの枠組みで心理支援を実現するためには、以下のとおり、いくつかのパターンが考えられる。

一つ目が、弁護士あるいは弁護士会が心理職団体に依頼して、心理職団体が心理職を派遣するパターンである。費用負担については今後の検討課題であるが、例えば、裁判外紛争解決手続（ADR）の費用支援を参考に、地方自治体の一部費用の助成を行うことが考え

²³ 初回面談（インテーク面接）においては、信頼関係の構築や状況把握に時間を要するため、60分では不足するケースがあるのではないかということが指摘された。

られる。

二つ目が、地方自治体等の無料相談に弁護士と心理職が同席するパターンである。具体的には、弁護士会と公認心理師会・臨床心理士会主催による無料相談などが想定される。特に、離婚届を出す段階、また紛争の初期段階で当事者が訪れる市区町村の窓口「弁護士と心理職が同席する相談枠」をセットで設けることが、支援普及につながり、また、心理職を個人として単発派遣するのではなく、例えば、公認心理師会や臨床心理士会のような職能団体が組織として弁護士会や自治体と連携し、安定的かつ均一な支援体制を構築することが期待されるところである。

三つ目が、地方自治体が心理職を職員として雇用し、地方自治体内部の心理職が支援を行うパターンである。地方自治体に配置されている心理職は、緊急性の高い児童虐待等の対応に当たることが多いことが推測され、今回の調査研究で明らかになった当事者の様々なニーズに対応する支援を行うだけの余裕がない可能性がある。そのため、主として離婚前後の家族を支援する心理職を配置し、これらの支援にあたることが理想的である。さらに望ましいのは、ケースマネジメントを専門とする福祉職とセットで心理職を配置することである。課題の一つとなっていたアセスメント結果を福祉職にフィードバックできることで、個々のケースの理解もより深くなり、スクリーニングや適切な機関への紹介も可能になるのではないかと考えられるところである。

(iii) 特に離婚の専門性を有する心理職の養成

一般的な家族を対象としたカウンセリング（夫婦や家族を対象とした）とは異なる、心理職による離婚に特化したカウンセリングの受け皿を市場に整備していくことが、心理職全体の今後の課題として確認された。これは、離婚がその前後を含めたプロセスであり、かつその状況もさまざまであること、また、子の年齢や発達段階に応じた対応も求められること、など、支援において必要な視点が少なくないためである。今後、専門職団体などにおいて、支援に必要な基本的な知識やスキルを養成する研修などが企画されることを期待したい。

第7 共同養育計画等の実効性の検討

1 はじめに

第3のとおり、共同養育計画書等のモデルについては、改正法施行後の法制度を前提としたものとして設計した。前述のとおり、改正法の施行日は、本調査研究期間終了後の令和8年4月1日であるため、共同養育計画書等のモデルの実効性についての検討は、改正法の施行前に行うこととなった。そのため、例えば、協力自治体に来庁した市民に広く共同養育計画書等のモデルを配布するような方法は、配布した方々に既に改正法が施行されたとの誤解を与えてしまうおそれがあり、相当ではない。このような事情から、共同養育計画書等のモデルの実効性の検討は、改正法が未施行であることを十分に理解している者の協力を得て行うこととなった。

具体的には、支援者の目線、当事者の目線の両方から実効性を検討することとし、具体的には、委託者との協議の上で、支援者の目線からの検討は、前記第6の地域連携ネットワークに参加いただいた様々な立場の支援者において、普段接している当事者にとって、そもそも読んでもらえるか、内容は有用なものとなっているか、自身が情報提供をするとした場合に補助的に利用することができるかといった観点から、実効性について議論していただき、その結果を前提に検討をすることとした。他方で、当事者の目線については、未成年の子を有する離婚当事者や、父母の離婚を経験した子を構成員とする協力民間団体の協力を得て、共同養育計画等モデルは改正法の施行後の情報提供の在り方について検討するためのものであることをしっかりと御理解いただいた上で、分かりやすい内容となっているか、そもそも手に取ろうと思うか、といった観点から御意見をいただき、その結果を前提に検討することとした。

それぞれの御意見の要旨は、以下のとおりである。

2 支援者の目線からの御意見

(1) 作成の有用性、拘束力等

ア 有用性

- ・ 共同養育計画書の有用性について、詳細な監護分掌の合意例がある方が、調停等での話し合いがスムーズに進む事例がある。
- ・ 生活困窮者の支援窓口において、離婚後に養育費が支払われない、連絡が取れないといった相談を受けている中で、離婚の際に共同養育計画書を取り交わすことは離婚後に本人が守られる環境を整える上で重要であると感じた。

イ 拘束力

- ・ 共同養育計画書を市民に配布する際、作成の必要性、公正証書や調停証書といった債務名義と比べて、どのような違いや拘束力があるのかという疑問を持った。
- ・ 共同養育計画の「作り方」と明記し、作成を促すメッセージは、国側の意図は理解できるものの、「これは作成しないといけないのか」と父母らが感じる懸念がある。

- ・ 共同養育計画書を必ず作らねばならないものなのかという点がまだ不明確である。

ウ 抑止力

- ・ 共同養育計画は、実際にトラブルが起きた際に効力が発揮されるものと考えため、トラブル時のルールの記載が不可欠である。（例えば、連絡が取れない場合は何時間以内に返信するといった具体的な方策を書くことが望ましい）

エ 効力

- ・ 共同養育計画書が証拠となる点について触れられているが、養育費請求のための具体的な書式が示されると親切である。さらに、実印と印鑑証明が必要であるかのような書き方は取決めのハードルを上げるため留意が必要である。
- ・ 父母のみで作成した書面では効力に不安がある場合には公正証書等の債務名義を作成する方法もあることを併せて指摘するのが良い。
- ・ 財産分与や年金分割の条項も入れられるひな形があれば、離婚協議書としても有用である。

(2) 全体の分量

- ・ 網羅的であるものの、字が多くて読む気が起きない人が出るのではないかな。
- ・ 内容自体は重要かつ有益な知識であると認識しているが、そのボリュームから読み込むことが大変であろう。
- ・ 全体的に文字数が多い。

(3) 難易度

- ・ 第一印象として、行政の内部資料のように見え、一般に配られるには厳しい印象である。中身はよくできているが、一般の方が熟読するのは難しいだろう。
- ・ 本来は、資料を配るにしても、誰かが寄り添いながら説明する補助資料として使われるのが理想だろうし、参考資料として活用しながら一緒に考える、というプロセスを目指せると良いだろう。

(4) 雰囲気、トーン

- ・ 区民にパンフレットを手にとってもらうためには、マッチング理論等を活用し、区民が関心を惹かれるような言葉選びが重要である。なぜ養育計画書を作成する必要があるのかというメッセージが届くよう、言葉を選ぶ必要がある。
- ・ 否定文よりも肯定文の方が受け入れられやすいというエビデンスに基づき、表現の工夫を提案する。例えば、「ぜひ作成してください」という文言は、法的にはまだ義務ではない点を考慮し、「作ってみませんか?」「考えてみませんか?」といった、もう少し柔らかい提

案のニュアンスや投げかけ方式にしてはどうか。また、「何々してください」ではなく、「作成することができますよ」や「作成してみませんか」といった投げかけの形で記載することで、読者が選択肢を提案され、親自身に何ができるかを選択できる形となり、気持ちの負担が軽減されるのではないかと考えられる。

- ・ 「話し合いに安全安心ができない場合は」の箇所において、「利用してください」という表現が強く感じられるため、「自治体、弁護士等からの支援や」ではなく「ADR 事業者や弁護士等からの支援や」等の表現を用いる方が適切ではないか。一方で、「利用することもできます」という表現が使われており、統一性を持たせるべきである。

(5) 当事者への負担

- ・ 行政職員向けマニュアルとしては良いが、一般の方が読んで負担に感じる可能性がある。
- ・ 共同養育計画の作成が実質的な義務のように感じられ、その負荷が大きいことが指摘されている。実際に担当するケースでは、離婚協議に入っている夫婦はすでにコミュニケーションが取れない状態であり、弁護士を介して話を進めていることも多い。そのため、子と一緒に、あるいは夫婦と一緒に計画を作成するという考え方は、このような状況にある人々にとっては困難である可能性がある。
- ・ 夫婦で共同作成できるケースが少ないことから、これを全ての人に提示することの妥当性について疑問が呈されている。離婚する人々に過度な負荷をかけない形で、この情報を提示する方法が望まれている。

(6) タイトル、表紙

- ・ タイトルを「共同養育計画書の作り方」とすることには一考の余地があると感じている。タイトルについて、「作り方」だけでなく「共同養育計画の作成に向けて」など、より大きなタイトルにしても良いのではないか。
- ・ 「共同」という言葉に抵抗感を持つ当事者への配慮として、「離婚・別居時の養育計画書の作り方」等の名称変更を提案する。
- ・ 表紙の文字数が多いため、PR の専門家を入れて視認性を高めるべきである。

(7) 共同養育計画の記載例

ア 全体の形式

- ・ サンプルよりも穴埋め式の方が作成しやすいのではないか。
- ・ サンプルをまず見て、そこから余力があれば変更するという使い方が想定されるため、サンプルの提示は有効である。

イ 隔週監護

- ・ 隔週監護のサンプルは、支援がない現状で、子にしわ寄せがいかないカップルがどの程度いるのか、対等でない、相手を尊重していない父母の間で強い方に引きずられて作られるのではないかという懸念がある。
- ・ 子の監護について、隔週で父母がそれぞれ行うという点に違和感を覚えた。
- ・ 例えば「隔週で父母が行う」や「毎年8月中に何泊程度」といった具体的な記述自体が、新たな紛争の種になる懸念がある。また、具体的な記載例（隔週交代など）が限定的に捉えられる懸念があり、幅を持たせた表記や、子の成長に応じた再協議の視点が必要である。
- ・ 隔週監護のひな形提示については、子の福祉を害するリスクがあるため慎重であるべきだ。

ウ 掲載順序

- ・ 実態として多いであろう単独親権の例を、前に持って行った方が良いのではないか。
- ・ 最初に共同親権の例が示されているため、共同親権が優先であると誤解される恐れがある。
- ・ 記載例についての説明を加えるべきである。

(8) DVに関する記述

ア スクリーニング

- ・ DVのスクリーニングについて、DVの例が「殴る」「怒鳴る」といった例に限定されており、長期間にわたる上下関係の固定化による支配で弱っている人は、「自分には当てはまらない」と思ってしまうおそれがある。最終段階では暴力がなくても、上下関係が固定化し、ノーが言えない関係になっている場合があるため、安心して相手の意見に対してノーが言えるかをメルクマールにすべきというメッセージを盛り込むべきである。
- ・ DV被害者は自身が被害を受けていると自覚していないケースが多く、民法改正に不安を感じている。パンフレットの冒頭で、共同親権は選択制であり、DV等の場合は対象外であることを明記すべきである。
- ・ 赤い線で囲まれている「安全安心が確保できないときは無理に話し合う必要はありません」という文言について、安心はできないがDVはされていないため話し合わなければならないという気持ちになってしまう人がいる可能性がある。

イ 表紙の記載

- ・ 赤枠のDVに関する警告は非常に大事なことなので、もう少しアピールする形が良いのではないか。
- ・ 表紙のフェイスシートに「ドメスティックバイオレンスがある場合」という記載があるが、離婚届と共に持ち帰った際に加害者に見つかるリスクを考慮し、表紙への記載は検討すべきである（以前、DV被害者の調査研究に協力した際、DV相談先が記載されたクリアファイルを配布しようとしたところ、被害者から「こんなものは持って帰れない」と言わ

れた経験がある。)

- ・ DV 被害者支援の現場では、相談先を記載したカードを喫茶店の名刺に見せかけるなど、加害者に気づかれないよう細心の注意を払っている。それほどナーバスな問題であるため、表紙への DV 情報の記載は避けた方が良くはないか。
- ・ DV 等の具体的な文言はトリガーになるため、表紙には入れない方が良く。その代わり、「無理に話し合う必要はない」というメッセージと共に、自身の安全と子の安全を守ることが最優先であると伝え、該当する人は QR コード等から別ページへ誘導するなどの工夫をすることが考えられる。
- ・ 詳細な文言によって被害者が動揺することを避けるため、表紙には刺激的な文言を記載せず、必要な人が安全に情報にアクセスできる動線を作るべきである。
- ・ DV に限定せず、離婚過程全般で起きうる問題として捉える視点は納得できる。DV という認識がない人への気づきとして情報は貴重だが、表紙に記載することで中身を読もうとしなくなる懸念がある。DV 情報自体を 2 ページ目に配置し、表紙は「離婚するとき読んでおきたいもの」といった簡易なものに留めることも一案ではないか。

ウ 表現等

- ・ DV や虐待のリスクがある人への案内はある程度目立つ場所に必要だが、表現や配置には配慮が必要である。「ストレスを減らすことができます」や「すぐに逃げてください」といった表現は再考の余地がある。DV 情報の掲載位置や表現については、正解が難しく迷いがあるが、改善が必要であると感じている。
- ・ メンタルヘルスに関する記載についても、文脈によっては離婚において自身が不利な状況になると誤解させる恐れがあるため、配慮が必要であると感じる。

エ 被害者の気づきと加害者へのリスク

- ・ 日頃より DV 相談を受けている者としては、自身が DV 被害者であると気付いてもらうことは重要と考える。DV 情報の記載場所については、表紙ではなく、かつ後ろすぎない、開いたらすぐに分かるような位置とすることが必要ではないか。
- ・ DV 被害者は、離婚届を取りに行く段階で既に何らかの支援につながっている可能性もあるが、より安全に逃げるためには、加害者に見つかるリスクのある情報は表に出さない方が良く。別紙にするなどの工夫が必要であり、表紙への記載は避けるべきである。

オ 当事者対応の難しさ

- ・ 児童相談所として、面前 DV やひとり親家庭での虐待ケースに対応している。今回の法改正により、これまでは親権者でないためやり取りの少なかった、養育に関わってこなかった親との対応が必要になることを懸念している。
- ・ 児童相談所は虐待対応において親子関係の修復・ケアを使命としているが、虐待はしていないものの養育に関わってこなかった親の意見が尊重されることになると、現場として難しい判断を迫られる場面が生じるのではないかと考えている。

カ 情報提供の在り方

- ・ 海外では離婚時の情報提供は、穴埋め式・自動生成の可能な電子媒体へ移行しており、個別最適化が進んでいる。日本でも将来的には電子化により多様なニーズに応じた情報提供が可能になるだろう。今回は紙媒体であるため、スペースの制約や視認性の問題がある。情報の段階化（カード版、チラシ版、詳細版）を意識し、紙媒体では QR コード等を活用して不要な情報を見せずに必要な支援へ誘導する工夫が必要である。

(9) 子の意見、意思の尊重

- ・ 子がどうしたいかという意思を尊重し、子と相談しながら考えていくという理想形が、資料に書ききれていないのではないか。子を主体とし、「一緒に考えよう」というメッセージを加えてほしい。
- ・ 「こどもの気持ちを大切に」という箇所において、「不安や心配を聞いてあげることが大切です」との記載があるが、「あげる」という表現は避け、「聞くことが大切です」とした方が今の時代に適していると考えられる。
- ・ 「子の利益の観点からこどもの意見も聞いてしっかり話し合っ決めてください」という文言には矛盾を感じる。子の意見を聞くときに、親を選ばせないようにすることは至難の業ではないか。
- ・ 「子の利益」や「こどもの成長」といった言葉の解釈が父母間でずれる可能性があるため、より丁寧な表現や、子の意見表明権の保障、意見形成をサポートする専門家の存在についての情報を含めるべきである。

(10) 問合せ一覧

- ・ 現状の問合せ先一覧は、法テラスを筆頭に、並列的に記載されている。各機関には専門分野や得意な分野があるため、問合せ先一覧を利用者が自分で整理できるよう、「この分野なら主にここ」という形で分けて記載した方が、利用しやすいのではないかと。
ただし、その後に注釈として「どこに連絡したらいいかわからない場合は、どこに連絡してもかまいません」といった文言を加えることは有効である。利用者の利便性を考慮すると、「こういう困りごとであればここにつなぐだろう」という予測に基づいた分類分けをした方が良いと考えられる。
- ・ 問合せ一覧だけでは、具体的にその後どう動き、どう作ればよいのかを支える相談相手が不足していると感じる。離婚後や離婚協議中の当事者が単独で行動するのは難しいため、そこを支える仕組みが必要である。
- ・ 単に一覧とするのではなく、各相談機関の得意分野や管轄する課題を明示した上で連絡先を表示すべきである。例えば、弁護士に相談したい場合は法テラスへ誘導するなど、利用者が二度手間やたらい回しにならないよう配慮をお願いしたい。

(1) 問いかけ、その他

- ・ 「こどもを扶養」の欄にある「その子が自分と同程度の生活を送ることができるようにしなければならない義務を負います」という生活保持義務の表現は、自分が親を指すのか分かりにくく、一般に伝わりにくい表現である。
- ・ 親権者を定めずに協議離婚ができるということを、このパンフレットで初めて知り、まだ広く知られていないのではないかという印象を受けた。
- ・ 離婚前と離婚後のどちらで共同養育計画を作成するのかという疑問を持った。
- ・ 「こどものために」というだけでなく、「お父さんやお母さんが安心してできることが大事ですよ」というメッセージも盛り込んでほしい。

3 当事者の目線からの御意見

本調査研究において、当事者団体へのアンケート調査²⁴を実施した。

具体的な回答結果の概略については下記のとおりである。

(1) 共同養育計画への理解

パンフレット案を読んだ後の共同養育計画についての理解を尋ねたところ、「一部だけ理解できた」(18) (62.1%)、「概ね理解できた」(10) (34.5%)、「無回答」(1) (3.4%)の回答が得られた。

その理由について、内容の分かりやすさや漫画が分かりやすいという評価の一方で、分量・情報量の多さや、一度読むだけでは理解ができなかった、内容に対する疑問の問合せが都度必要に感じたという意見もあり、共同親権のデメリットや、別居親からの干渉、保護命令が出ていないDV案件での被害者の守られ方が書かれていないことへの懸念が示された。

(2) パンフレット案の良かった点

漫画や動画があること、養育計画書の書き方の具体性、基本的内容の網羅性、見やすさや色合い、表現の柔らかさ、子への気遣いなどが挙げられた。また、協力的な関係にある父母が離婚後にどのように協力して育児をするのが具体化されて良かった、という意見があった。

²⁴ 当調査研究においてアンケート調査を実施したのは「ひとり親交流サークル エスクル」(<https://skuru.site/>)である。実施期間については令和8年1月27日～2月10日、有効回答数は29名であった。質問内容については、「パンフレット案をよんで、共同養育計画について理解できましたか」「その理由を教えてください」「パンフレット案の<よかった点>を教えてください」「パンフレット案が<わかりにくかった点>を教えてください」「パンフレット案の改善点、その他どんなことでも教えてください」「パンフレット案をどこで配布してほしいですか。(複数回答可)」のほか、共同親権や法定養育費についての意見や法務省に伝えたいこと、現在困っていること、現行の支援制度等の改善要望が寄せられたが、本報告書においては共同養育計画に関する調査事項について掲載している。

(3) パンフレット案の分かりにくかった点

法的作成義務の有無、それぞれの共同養育計画の内容の違い、他方の親に無断で子と約束しないことの意味、分量の多さ等がパンフレットの内容面で挙げられた。

記載が不足している点として、調停調書との違い、内容が妥当かどうかのチェックや相談先の有無等が挙げられた。

一方で、親としての責任を果たそうとしない者と協議をする手段や、親が責任を果たさなかった場合の効果について疑問が寄せられた。また、男目線の案だと思った、そもそも協力的に話し合えない場合の対策が無いという意見もみられた。

(4) パンフレット案の改善点等

パンフレットに共同親権、単独親権のメリット、デメリットを書くべき、もっと多様なシチュエーションを考慮してほしい、共同親権が親の責任を果たす目的であるならば、責任を果たそうとしない場合の対処についても記載すべき、共同親権の選択や面会交流の実施が養育費を請求するための交換条件として扱われないことを明記してほしいという意見があった。

共同養育計画書についての相談先や、LINE・メール等でワンストップで相談できることを提示してほしい、当事者の共同親権に対する理解やそれまでの行動等のチェックリストで危険性を客観的に可視化し、共同親権を実施できる状況かを客観的に分かりやすいものにしてほしいという提案もあった。

また、子について、子に害を与えたことが離婚事由である場合、子の居場所を加害側へ伝えることへのリスクがあるという意見があった。

(5) パンフレット案を配布すべき場所（複数回答可）

地方自治体等の官公庁、図書館や公民館などの公共施設、離婚も含め女性相談ができる組織の入った建物、産婦人科のトイレ、弁護士、法テラスなどに加え、ファストフードや大きなスーパー、コンビニ等、誰もが訪れやすく毎日の食に結びつく場所という意見があった。

また、市報やひとり親宛てへの送付などの手法が考えられる旨の意見もあった。

一方で、共同養育計画書作成の負荷を負わせないでほしいので不要という意見もあった。

(6) 現行の支援制度等の改善要望

ア 親子交流

仲介する第三者機関が地域にないこと、DV 被害者側が相手に住所を知らせずに、プレゼントや手紙をやりとりできるような支援がほしいという意見があった。

イ 養育費

公正証書作成の簡便化等を求める声があった。

ウ DV 関係

現行の DV 避難支援は、働く女性、男性は利用できない(外部との連絡が制限され、会社との連絡が取れなくなるため)等の意見があった。

第8 養育計画書等の在り方に関するまとめ

1 はじめに

本調査研究期間は、改正法施行の直前の時期であったことから、委託者においては、本調査研究が中間的に示した共同養育計画書等のモデル「共同養育計画書の作り方」及びその後の検討結果に基づき、本調査研究と並行して、別添3のパンフレット「こどものための共同養育計画書」（以下「法務省新パンフレット」という。）を作成したとのことである。当該パンフレットは、本調査研究の中間的な成果及び協力研究者らとの協議も踏まえたものであると認識しているが、後述のとおり、協力研究者間には様々な議論があったところであり、必ずしも本調査研究の成果が上記パンフレットとなったという形になっているわけではない。

本調査研究の最終的な報告としては、上記パンフレットとは別に共同養育計画書等の案を示すことも考えられる。もっとも、改正法施行後の状況については、例えば、離婚後の共同親権と単独親権とがそれぞれどの程度選択されることとなるのかという点等も含め、予測が困難なところが多く、現時点において、網羅的な報告を行うには、限界もある。上記パンフレットの前身である法務省旧パンフレットについてもこれまで改良が加えられてきた経緯があるとも承知している。

このような状況も踏まえると、本報告書においては、法務省新パンフレットを本調査研究による間接的成果と位置付けた上で、同パンフレットの改訂等のための論点整理等を行うことが有益であると考えられる。そこで、委託者とも協議の上で、そのような方向での取りまとめを行うこととし、まずは、共同養育計画書等の在り方について、検討を行った。本節では、その点についての議論をまとめて報告する。

2 共同養育計画書等の在り方について

(1) 媒体、配布方法等

改正法の施行時点における情報提供であることも考慮すると、これまでの周知広報を考慮しても、社会的に改正法に関する知識が定着しているとみるのは難しく、離婚時点で当事者にある程度の分量の情報を提供する必要がある。したがって、16ページの紙パンフレットという媒体や情報量について、詳細すぎる等の意見があることを考慮しても、この時点の情報提供の在り方としては、適切だと評価することができる。

しかしながら、紙媒体による情報提供に限っても、パンフレットによる情報提供のみでは十分ではなく、今後、様々な媒体による情報提供が検討されるべきであると考えられる。昨年度調査研究において手帳サイズの媒体による情報提供が提案されたのは、近時、市区町村役場においては、鞆を持っていない来庁者も多く、A4サイズのパフレットを持って帰ってもらうことは難しいという指摘を受けたものであった。この点について、法務省新パンフレットは、まずは離婚届の用紙（折り畳みでA4サイズ）と同時に配布することを想定しているものであるから、その場面だけを考えれば、持って帰ってもらえる可能性は高いといえそうである。し

かし、そもそも離婚届の用紙を取りに来るのは夫婦の一方だけであることがほとんどであることや、そもそもインターネットから取得する者がいることも考えると、情報提供は離婚届の用紙を配布する際のみに行えばいいわけではない。離婚を検討する父母が立ち寄る様々な場面で配布することも検討すべきであり、それを前提にすると、昨年度報告書で指摘された手帳サイズのほか、諸外国の例にもあるように、例えば、紙媒体でいえば、パンフレットだけではなく、財布に入るカード型、1枚もののチラシ等、様々な手段での周知広報を行う必要があると考えられる。

また、サイズだけではなくその記載する内容の在り方も別途検討が必要になる。例えば、ネットワーク会議において、DV被害者の支援者から、加害者において、被害者がDVに関する記載のあるパンフレット等を持っているところを見ただけでも再被害につながりかねないことが指摘された（このような指摘も受け、法務省新パンフレットでは、表紙にDVに関する具体的な記載を置いていない。）。このようなことも考えると、例えば、カードに相談・支援機関の連絡先等の情報のみを記載し、連絡先情報を保存後にはカードを処分してもらうことを想定した情報提供の在り方等、これまでとは異なる情報提供の在り方を検討すべきだと考えられる。他方で、チラシによる情報提供については、ネットワーク会議において、表面に離婚時に知っておくべき法的な知識を記載し、裏面にインテーク機能（自身が有している悩みごとに、どこに相談すればいいか分かる機能）を備えた支援先の連絡先一覧を記載する支援チラシの有用性が確認されたところである（ネットワーク会議での議論の成果を反映させて作成した汎用的な支援チラシのイメージは別添4参照。）。

さらに、紙媒体のみでの情報提供には限界があることも認識した上で検討を行う必要がある。法務省新パンフレットは、離婚時に必要となる法的知識について必要十分な内容を記載するという発想で作成されている。しかしながら、実際に離婚を検討中の父母にはパンフレットをじっくりと読む時間的・心理的余裕はないため、情報量が多いと、そもそも読んですらもらえないという本末転倒な事態になりかねない。情報提供の在り方の検討において、必要十分な情報は何かという点の検討は重要であるが、他方で、現実には有効な情報提供の在り方を検討するためには、まずはシンプルかつ印象的な情報のみを提示して関心を持ってもらい、そこから二次元コード等によってウェブページ、動画等に誘導するような情報提供の在り方も検討すべきであると考えられる。例えば、いわゆるショート動画のような手法の活用も考えられる。もっとも、内容の信頼性等の観点や扱っている事柄の性質に鑑み、軽薄な内容のものとする事は相当ではないため、そのような水準を維持しつつ、関心を持った方にはしっかりとみていただくという観点からの検討が必要となる。

(2) 内容

法務省新パンフレットの内容については、上記(1)の課題があることをいったん措き、現状の形式の媒体を前提とすれば、概ね必要十分な分量の記載になっているものと考えられる。

また、内容面についても、概要は、本調査研究の中間的な成果を反映したものとなっていることから、個々の事項の説明文等については、現時点におけるものとしては十分なものであると考えられる。もっとも、説明文は、現時点で予測される疑問等を前提に記載されたものであるが、改正法の施行後は、予想していなかった問題が生ずることなど様々な状況の変化があり得るから、その状況を踏まえた継続的な改訂作業は必須であると考えられる。

その上で、法務省新パンフレットに関する個々の記載については、以下のとおり、多数の論点について検討がなされた。もっとも、これらの各点については、改正前の現状においてはこれ以上の検討を行うのは困難であると考えられることから、今後、施行後の状況も踏まえ、更に検討を行う必要があることが確認された。

ア 「共同養育計画」という文言は、父母の離婚後等もその双方が適切な形で責任を果たすという意味であり、必ずしも「共同監護」を意味するわけではないことを前提に検討を行ってきた。もっとも、「共同養育」は「共同監護」を意味するものと受け止められるおそれがあり、そのために、単独監護を想定している自分達には関係ないものであるとして、パンフレットを手にとってもらうことすらできないといった事態が生ずるおそれがあるとの指摘もあった。いずれにせよ、「共同養育」の意図しているところ、すなわち、父母の離婚後等もその双方が適切な形で責任を果たすことが重要であり、適切な形というのは個々の事情に応じて決められ、原則的な形はないものであることについては、十分な周知広報が必要であることが確認された。

イ 記載例として提示する個数としては三例が適切であり、また、その形態としても①共同親権・単独監護、②共同親権・共同監護、③単独親権・単独監護型の3類型が実際に選択されることも多いと考えられることから、その点については適切といえると考えられる。この点については、今後、改正法施行後の実情を踏まえ、三例それぞれのメリット・デメリットについての記載を追加し、当事者が選択する際の助けとなる記述を充実させるべきであるとの指摘があった。

しかしながら、その掲載順については、様々な意見があった。すなわち、改正法の周知の観点から、新しい選択肢を先に紹介するという趣旨で法務省新パンフレットの掲載順は評価することができるとの見方があった一方で、共同養育計画には原則的な形がないことを注記したとしても、前に掲載されているものから順に検討されることとなり、並び順に実質的な意味が生じてしまうおそれがあり、その観点から、法務省新パンフレットの掲載順については慎重な検討を要するとの指摘もあった。この点について、父母の離婚後等の養育の形について原則はなく、個々の事情に応じて定められるものであることからすれば、例えば、選択する者が多いと予測される順に並べるなどの方針を取るのが相当であるとの指摘があった。その上で、現行法どおり単独親権・単独監護の形が多く選択される可能性が高いのではないかと、共同親権・共同監護型が子の利益に適うものであるためには一定の前提条件があることから後ろに配置すべきではないかと、といった意見があった。もっとも、この点については、

改正法の施行前の現時点での検討には限界があることから、改正法施行後の実情把握に注力すべきであることが改めて確認された。

ウ 共同監護型の記載例の在り方については、本調査研究において実効性の検討を行った週による交代監護型の記載例に対し、共同監護の具体的なイメージが湧くものであり有益だと指摘もあったが、現時点において、多く採用されている形であるとは考えられないことから、かえって自分達とは関係のない形だと印象を与えてしまいかねないとの指摘もあった。法務省新パンフレットにおいては、抽象度の高い記載（父母の双方が「●の期間」を担当するもの）とされているが、記載例はこのようなものにとどめつつ、説明文書において様々な分担の仕方を紹介するのが重要であると考えられる。

この点について、海外では、具体的な分担の仕方についての詳細な類型を多数紹介する例があることも紹介されたが、そのような紹介の仕方が当事者にとって分かりやすいものといえるのかという点については様々な見方があり、仮に紹介するとしても、その方法は慎重に検討すべきではないかとの指摘があった。

エ 重要な事項の決定の記載例の在り方については、法務省新パンフレットの記載を見ても、なお具体的なイメージを持ちにくい方が多いのではないかとの指摘があった。したがって、今後、改正法の施行後の状況を踏まえ、より充実した記載例を準備する方向で検討を進めるべきである。他方で、共同親権にした場合に、子に関する事項についてどのように決定しなければならないかという点についてよく分からないという声が多いとして、重要事項の決定に関する記載があること自体には意味があるとの意見があった。例えば、子に関する療育等の場面については、実務的に問題になり得る可能性が高いとの指摘があった。いずれにせよ具体的な記載例の充実については、改正法施行後の事例の収集に努めることが重要だと考えられる。

また、共同親権者間や、単独親権を前提に特定事項について二人で決定する旨の定めをしているような場合に、最終的な決定権者を予め定めておくことができることを記載例として示すべきではないかとの意見もあった。父母が二人で決めると取り決めた以上は、なるべく裁判手続を経ないで解決する方向を目指すべきだとの考え方に基づく。もっとも、仮にそのような方向とする場合には、最終的な決定権とはどのようなものであり、それを行使する前提としては父母間でどのように協議を尽くす必要があるのかという点について、しっかりと周知をする必要があると考えられる。最終的な決定権者とされた方において、協議もしないままにひとりで決めることができる権限を有していると誤解してしまうと、重要事項を二人で決めるということが有名無実化してしまうからである。

オ DVに関するスクリーニングを表紙に記載しないこととした点については、DV被害者支援の現場からの声も反映したものであり、適切であると考えられる。もっとも、DVのスクリーニングを行うためには、チェックリスト方式等を採用することも有益であると考えられる。チェックリストについては、例えば従前のDVの概念に加えて、強圧的コントロール

(Coercive Control) 等の概念も意識して、更に充実したものにしていくことが考えられる。

3 改正法施行後の実情把握について

上述のとおり、共同養育計画書等の在り方を含む情報提供の在り方については、改正法施行後も引き続き検討を行う必要があり、今後は、改正法の施行後の状況も踏まえた検討が必要になる。もっとも、施行後比較的短期間での統計の取り方については、相当程度工夫が必要である。考えられる方策として挙げられたものは、以下のとおりである。

- ・ 令和8年4月1日以降に離婚した未成年者の父母を対象とするウェブモニターアンケート
- ・ 市区町村等と連携した調査
- ・ 「ひとり親世帯等調査」等の公的調査との連携

第9 支援の在り方に関するまとめ

1 地域連携ネットワークの重要性

本調査研究における地域連携ネットワーク立上げの試みは、いずれも以下の点で極めて有益なものだったと評価することができる。

最も重要な意義だと考えられるのは、地域連携ネットワークを通じ、参加者に、別居・離婚をする父母に対する共同養育計画の作成支援は、父母に対する支援というだけではなく、父母の別居・離婚を経験する子の利益を確保するためのものであるという意識が共有されることになることである。すなわち、共同養育計画の作成促進は、父母のいずれかに対する支援であると捉えられた場合には、支援をすることの当否について、父母の一方を支援することが中立性を害さないかという論点や、大人同士の紛争解決に対して公的な負担において支援することが正当化されるかという論点が生じてしまう。しかしながら、共同養育計画の作成支援が、父母の離婚等を経験する子らに対する支援であるとの認識に立てば、このような論点自体が生じないこととなる。そのため、地域連携ネットワークの構築によって、様々な立場の参加者に、子のための支援であるとの共通認識を持っていただき、それを前提に協力体制を築くことができたことは、非常に重要な成果だったと考えられる。

また、様々な立場の参加者から、支援が十分に届いていないと考えられる事例が報告され、支援が届いていない状況があるとの現状認識が共有されたことも重要な意義があったと考えられる。一例を挙げると、弁護士の立場において、相談を受けたり受任したりしている事例において、相談者が心理的なサポートを必要としているのではないかと思うような場合にも、そもそも心理職につながるのに適する事例とはどういうものであるかとか、実際につなぎたい場合にどのような方法があるのかという点について、実はよく分からないという率直な意見が共有された。実際、心理職からも、そういった事例に関する受け皿は用意されていないのではないかという指摘がされた。そして、国レベルにおいては、心理カウンセリングについての費用補助に関する施策があるにもかかわらず、その利用が進んでいない背景には、このような問題もあるように思われた。支援ニーズがあるにもかかわらず、職種間や、職種を超えた連携が十分でないために目詰まりを起こしているポイントを発見し、それを解消することこそが地域連携ネットワークを形成する目的の一つとして想定していたところであり、この点で、まさに有効に機能したと評価することができる。また、前記のとおり、実際に、法律家と心理職の連携や、市区町村と家庭裁判所の連携等、目詰まり解消に向けた新しい連携モデルも実施され、目詰まりの解消に向けた一つのモデルも示されたところである。

2 地域連携ネットワークの継続、横展開、発展に向けた課題

地域連携ネットワークを継続的に機能させ、全国的な横展開をし、更なる発展を図っていく上では、以下のような課題も浮かび上がってきた。

まず、費用面の課題である。例えば、上述した弁護士と心理職との連携について、離婚を検討している父母の置かれている状況は様々であり、心理的な支援を必要としている父母の中には経済的にも苦しい状況にあるものも少なくないことからすれば、支援が活用されるためには、費用面の補助は重要となる。本調査研究においては、その予算から報酬等の費用を補助したが、このような連携を継続的なものとし、横展開をしていくためには、費用補助の在り方についても検討する必要がある。この点については、地方自治体の取組等について国が費用補助をする事業等もあることから、そういった事業の活用が考えられるが、そもそも個々の支援メニューの有用性が理解されていない問題もあると考えられるため、本調査研究のように具体的な支援モデルを試行し、支援の好事例を示す取組を実施することは有効だと考えられる。

また、地域連携ネットワークの全国的な横展開を図る場合には、全ての市区町村において、それぞれ本調査研究で試行したのと同様の地域連携ネットワークを構築していくことを目指すのは困難であると考えられる。すなわち、家庭裁判所や弁護士会等の都道府県単位で存在している機関等について、関係する全ての市区町村で地域連携ネットワークの会議に参加しなければならないとすると、その負担はあまりにも重いものとなり、持続可能性のある取組にはならないと考えられる。また、市区町村の規模は大小様々であるし、現在、市区町村は、父母の離婚を経験する子に対する支援に限らず、多くの支援を担っている状況にあり、人的資源等には限りがある。そのため、市区町村の中には、地域ネットワークについて十分に対応する余力がないところもあると考えられる。そのような観点から、国がバックアップするのは当然のこととして、都道府県レベルでも地域連携ネットワークを構築し、それによって市区町村レベルの地域連携ネットワークをサポートすることも検討することが考えられる。このような、国レベルの連携、都道府県レベルの連携、市区町村レベルの連携といった複層的な連携構造を構築していくことは、今後の検討課題となり得る。

この点に関連し、地域連携ネットワークに関する当初の青写真では、地方自治体が地域連携ネットワークのコーディネーター役を担うことを想定していた。もっとも、上記と同様の観点から、それを前提にした横展開には課題が多いように思われる。この点については、例えば、地域の適切な専門職（ソーシャルワーク機能が重要であり、社会福祉士、弁護士、心理職等が考えられる。）がコーディネーターとなることを前提に、例えば、その報酬について、国の補助事業も活用して支弁するスキームを構築することも考えられる。

さらに、地域連携ネットワークの機能を充実していくためには、個別ケースを扱えるようにすることは必須であると考えられる。法的な枠組みのない本調査研究内のネットワーク会議においては、個人情報保護の観点から個別のケースについて検討することなどは困難であったが、参加者からは個別ケースを扱う方が有益であるとの指摘を複数受けた。これを実現するためには、地域連携ネットワークに関する法的整備が必要となる。将来的には、そのような整備をした上で、各地域連携ネットワーク内においても、大きな方向性を決めるレベルのネットワーク、具体的な仕組みを作るレベルのネットワーク、具体的なケースを扱うレベルのネットワークという複層的

な連携体制を構築していくことが重要であると考えられる。なお、このような複層的な連携というのは、単に異なるレベル感の参加者による会議を何度も繰り返すことを意図するものではなく、それぞれのレベルにおいて、地域連携ネットワークの存在や課題を認識すること自体を目的とすべきである。

最後に、子に対する直接的な支援の観点である。共同養育計画作成の目的が子の利益の実現にあることに鑑み、支援の中で子をどのように位置付けるのかは、重要な課題である。本調査研究においては、課題として認知はしつつも、具体的な提案には至らなかった（例えば、子の支援ニーズを把握し得る立場として、教育関係者にも加わっていただいたが、子の支援ニーズを把握した後については、必ずしも一般的な支援の在り方を提案することまではできていない。）。今回の地域連携ネットワークの立上げの試みが、今後子の位置付けに関しても、現状の制度的な限界の認識を共有することも含め、課題整理と問題提起の場として機能することが期待される。

3 情報提供等

本調査研究における地域連携ネットワークの立上げの試みを通じて、共同養育計画の作成は、必ずしも DV（強圧的コントロールを含む）があるとはいえないケースでも、具体的な情報提供や支援なしには困難があることが改めて把握された。今後は、個別ケースについての支援だけではなく、地方自治体において、離婚をする父母に対して適切な形で情報提供（共同養育計画の作成に関する講座等）を行うといった働きかけも必要となる。一人では法務省新パンフレットを読み進めるのが難しい方もいることを認識し、地方自治体の離婚相談や女性相談などで法務省新パンフレットを活用した説明を行うことなども考えられる。

また、共同養育計画書は、それぞれが必要な心理的あるいはメンタルヘルス上の支援を受け、またひとり親向けの様々な支援についての情報提供を受けながら作成すべきものである。こうした支援の情報の提供は、それをきっかけに例えば DV 被害者支援につながることもあるのであって、共同養育計画の作成支援であると同時に、DV 等のリスクや支援ニーズの把握の機会ともなる。ある支援の場面で認知されたリスクやニーズを、ケースワークを通じて、他の適切な具体的支援につなげていくことが重要になる。支援の情報の提供からリスクやニーズの認知とケースワークへの移行というプロセスを稼働させるための経路として、地域連携ネットワークが役割を果たすことが期待される。そのためには、前項に記したような、ネットワーク会議の重層化や、そのための法整備²⁵が必要であるが、現在のところ法的な根拠がなく、この点の整備は将来的な課題となる。

さらに、こうしたプロセスを稼働させていくためには、初期の段階でのインテークが重要である。改正法施行後も協議離婚が大部分を占めるという状況に直ちに変化がないとすれば、そのよ

²⁵ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い多くの地方自治体で設置されはじめている「支援調整会議」の課題の一つとして取り上げたり、従前から多くの地方自治体で実施されてきている女性相談の仕組みを応用したり、DV 被害者の支援措置の実施の際の戸籍担当と女性相談や福祉部局との連携などの実績を端緒としたりすることを提案する意見もあった。

うなインタークを、必ずしも当事者双方が窓口に現れるとは限らない状況下で適切に行うためには、フローチャート型のマニュアルの整備や、AIを活用した予備的なインターク機能等、新しい試みが必要になってこよう。いずれにしても今後の課題である。

インタークの中でも、DVケースのスクリーニングは、重要な課題である。DVケースでは、当事者の協議で共同養育計画を作成するのは相当でないし、そもそも協議離婚をすることが相当かも疑義がある場合がある。潜在的なDVケース、DVと認知していないケースの当事者に対しては、子の利益を確保する必要があるという部分は同じであるとしても、法務省新パンフレットとは強調点を異にするメッセージを送ることも必要となる。法務省だけではなく関係府省庁とも連携して、一層の取組を進めていくべきである。地域連携ネットワークが、それぞれの地方自治体の実情に合わせた形で、各参加者の知見を持ち寄り、スクリーニングのための方策を工夫する場として、適切に機能していくことが期待される。

なお、DVケースに関しても、その後の法的サービスの利用のためにも、適切な支援や家庭裁判所の手続等を利用して、離婚後の子の養育について具体的な設計をすることが必要である（改正法により導入される法定養育費も、暫定的・応急的なものであり、早期に相当な金額での取決めをすることが重要である。）。支援についての社会的資源の充実も急務である。

別添1 共同養育計画等のモデル（「共同養育計画書の作り方」）

共同養育計画書の作り方



共同養育計画書って何

離婚や別居をする父母が、子どもの健やかな成長のために、離婚後や別居中の子育てに関する取決めをする文書です。

共同の養育とは父母の双方が子どもに対する責任を果たすことをいいます。子育ての取決めは、実際の状況に応じて、子どもにとって一番よい形を選ぶ必要があります。父母が別居をする場合には、子どもの生活場所や、お金のことなど、様々なことも決めなくてはなりませんし、離婚時には単独親権と共同親権のどちらかを決めることになります。

共同養育計画書を作ることは、父母が、それぞれの立場からお互いを尊重し、子どもに対する責任を果たし、離婚後の生活をスムーズに送るための大切な準備作業です。取決めをしておくことで、父母にとっても、子育てに関する負担や、相手とのやり取りによるストレスを減らすことができます。

5ページからの3つの例も参考に、ぜひ作成してください。一人で悩まず、いろいろな方に相談することも大切です。

共同養育計画書に記載すること

<p>親権者、監護者</p>	<p>子どもが住む場所</p>	<p>養育費、婚姻費用</p>
<p>親子交流</p>	<p>重要な事柄の決め方</p>	<p>再協議</p>

話し合いに安全・安心が確保できないときは、無理に話し合う必要はありません。

自治体、弁護士等からの支援や家庭裁判所の調停、審判等を利用してください。以下のような場合には、親子の安全と安心を確保するために、すぐに相談窓口ご連絡してください。

- ドメスティック・バイオレンス(DV)がある場合
 - 身体的なもの: 殴る、蹴る、物を投げつける等
 - 精神的なもの: どなる、人の前でバカにする、無視する、生活費を渡さない等
 - 性的なもの: 性行為を強要する、避妊に協力しない等
- その他、相手と話し合う際に、安全・安心が確保できない場合
 - アルコール・薬物への依存、メンタルヘルス上の問題がある場合など



離婚のときにおきたい大切なこと

動画もあります



⑥ DVや虐待にお悩みの方



⑤ 取決めの重要性



取り決めのしないのはなぜですか※

養育費	親子交流
1位 相手と関わりたくない	決めなくても 交流できる
2位 交渉が かわらわしい	相手にお金がないと思った
3位	子どものために ならないと思う

※法務省による協議離婚制度に関する実態調査より



④ 別れてからも親子

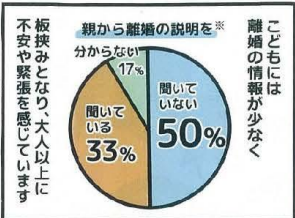


父母のどちらが親権者になるかや、子どもの住む場所などは、子どもにとっても、生活、学校、友人等に影響を与える大きな問題です。父母でしっかり話し合うことはもちろん、子どもの気持ちにもしっかりと耳を傾けましょう。ただし、**子どもにとって、父母の離婚の際に自分が父母のどちらかを選択したと感じることは、つらい思い出になると言われています。**子どもにとって優先したいことは何か、といった聞き方をすることも考えられます。

③ 子ども最優先で取り決めよう



② 子どもの気持ちを大切に



① リコンの時に大切なこと



共同養育計画書を作る準備（作成前に父母双方が確認してください）

- ✔ 相手に自分の意見を自由に言え、相手の意見に耳を傾けられる
- ✔ 子どもの思い、意見に耳を傾けられる
- ✔ 親のけんか(争い)に子どもを巻き込まない
- ✔ 子どもの成長に伴って計画書の変更が必要になったら、また話し合う

今の状況ではそんな気持ちになれなくてもおかしいことはありません。自分たちだけで無理に話し合う必要はありません。支援を活用してください(裏表紙へ)。

共同親権で、子どもが主に父母どちらかの家で生活する形

共同養育計画書の様式や、様々な文例を、法務省ウェブページに掲載しています。【作成中】

共同養育計画書（例です。具体的な内容は個別の事情に応じて決めます。）

子どもの名前と親権者 【P●】

法務まもる・父母の共同親権

法務あゆみ・父母の共同親権

子どもの住所 【P●】

母の住所地

父の親子交流 【P●】

8月以外は月〇回（〇時～〇時）。父が母の住所地に迎えに行き、送り届ける。

毎年8月中に〇泊程度。実施については毎年7月に別途協議する。

子どもの意見や健康状況等に応じ、子どもの利益に配慮して、柔軟に対応する。

重要な事項の決定についての取決め 【P●】

子どもについての重要な事項のうち、名字、医療、転居、進学・就職については話合いで決めるが、話合いで決まらない場合には、子どもの意見を尊重した上で、母が決める。

養育費 【P●】

父は、母に対して、次のとおり養育費を支払う。

金額 子ども一人について月額●万円

期間 それぞれ22歳になった後の最初の3月31日まで

支払時期 毎月末までに、母名義の銀行口座（●）に振り込む。

再協議 【P●】

子の成長等に応じて必要になったら、計画書の見直しについて話し合う。

まもるの養育費の期間が終わったら、あゆみの養育費について再協議する。

2026年7月2日

父 ●県●市●1-2-3 法務太郎（自筆） 印 【P●】

母 ▲県▲市▲3-2-1 法務花子（自筆） 印

共同親権で、子どもが父母双方の家で生活する形

共同養育計画書 (例です。具体的な内容は個別の事情に応じて決めます。)

子どもの名前と親権者 【P●】

法務まもる・父母の共同親権

法務あゆみ・父母の共同親権

子どもの主たる住所 【P●】

父の住所地

期間による監護の分担 【P●】

子どもの監護については、隔週で父母がそれぞれ行う。

ただし、休日等については、子どもの意見や健康状況等に応じ、子どもの利益に配慮して、柔軟に対応する。

重要な事項の決定についての取決め 【P●】

子どもについての重要な事項のうち、名字、転居、進学・就職については話し合いで決めるが、話し合いで決まらない場合には、子どもの意見を尊重した上で、父が決める。

養育費 【P●、(※1)】

父は、母に対して、次のとおり養育費を支払う。

金額 子ども一人について月額●万円

期間 それぞれ22歳になった後の最初の3月31日まで

支払時期 毎月末までに、母名義の銀行口座(●)に振り込む。

再協議 【P●】

子の成長等に応じて必要になったら、計画書の見直しについて話し合う。

まもるの養育費の支払い期間が終わったら、あゆみの養育費について再協議する。

2026年7月2日

父 ●県●市●1-2-3 法務太郎(自筆) 印 【P●、(※2)】

母 ●県●市▲3-2-1 法務花子(自筆) 印

子どもの生活場所が複数あることは、子どもの負担にもなり得ます。父母双方ともに、子どもは病気の時などに対応できることや、父母がしっかり協力できることなども必要です。子どもの利益の観点から、子どもの意見も聞いて、しっかり話し合って決めてください。

(※1) 父母が同じ程度の期間で養育をする場合にも、父母の収入に差がある場合には、養育費請求権が発生します。

(※2) このような形は、父母の家が近くで子どもの人間関係、通学、習い事等に支障がないことや、父母双方が子育てについて円滑に連携できることなどが重要だと考えられます。

単独親権で、こどもが主に父母どちらかの家で生活する形

共同養育計画書（例です。具体的な内容は個別の事情に応じて決めます。）

こどもの名前と親権者 【P●】

法務まもる・親権者は母

法務あゆみ・親権者は母

養育費 【P●】

父は、母に対して、次のとおり養育費を支払う。

金額 こども一人について月額●万円

期間 それぞれ22歳になった後の最初の3月31日まで

支払時期 毎月末までに、母名義の銀行口座（●）に振り込む。

親子交流

8月以外は月○回（○時～○時）。父が母の住所地に迎えに行き、送り届ける。

毎年8月中旬に○泊程度。実施については毎年7月に別途協議する。

こどもの意見や健康状況等に応じ、こどもの利益に配慮して、柔軟に対応する。

再協議

まもるの小学校入学時に、計画書の見直しについて話し合う。

まもるの養育費の支払期間が終わったら、あゆみの養育費について再協議する。

連絡方法

以下のアドレス宛てのメールで連絡をすることとする。

特記事項（※）

母は、こどもの医療（日常的なものを除く）、転居、進学・就職について決定した場合には、父に通知する。

2026年7月2日

父 ●県●市●1-2-3 法務太郎（自筆） 印 ○@○.jp

母 ▲県▲市▲3-2-1 法務花子（自筆） 印 ○@○.jp

（※）あらかじめ連絡方法を決めておくと、子育てについての連絡等に役立つと考えられます。

1 親、親権者、監護者

詳しいQ & A形式の解説資料があります。



親 (親権者かどうか、父母が婚姻中かどうかにかかわらず)

○ 親の責務

(子どもの人格を尊重)

親は、親権者であるかどうかにかかわらず、子どもにとって大切な親です。父母の双方が、子どもに対し、**子どもの人格を尊重し、子どもの年齢や発達の程度に配慮して子どもを育てるという義務をしっかりと果たさなくては**いけません。

(子どもを扶養)

父母は、その双方が、**子どもに対して、その子が自分と同程度の生活を送ることができるように、扶養しなければならぬ義務を負います。**

(父母間で子育てに関する人格尊重、協力)

父母間には、父母が結婚しているかどうかにかかわらず、**子どもの親同士として、お互いに相手の人格を尊重し、協力をする義務**があります。単独親権を選択した場合でも、親権者は、子どもにとって他方の親も大切な存在であることを理解し、相手の人格を尊重し、子どものために必要な協力をする義務があります。DV 等がある場合に、できない協力を求めるものではありません。

親権者

○ 親権とは

親権とは、①子どもの監護・教育をすることと、②子どもの財産を管理することについての権限であり義務のことです。「権」という文字がついていますが、親権者は、**親権を子どもの利益のために適切に行使する義務を負**います。

① **子どもの監護・教育**には、身のまわりの世話をすることや、教育、医療、住む場所等を定めることなどが含まれます。

② **財産の管理**には、子どもが持っている資産を管理することや、子どもを代理して契約を締結することなどが含まれます。

○ だれが親権を行使するのか

婚姻中	共同親権	父母が婚姻している間は父母の双方が親権者であり、子の監護に関する重要な事項等については、父母が共同して親権を行使する必要があります。
別居するとき	共同親権	父母が別居をしても、婚姻中は共同親権のままです。共同して親権を行使することが難しい場合等は問題となっている事項について親権行使者や監護者、監護の分担を家庭裁判所に決めてもらう方法もあります。
離婚するとき	共同親権 又は父か母の 単独親権	(どちらが原則というものではなく、子どもにとってどちらが利益になるかという観点から判断されます。) 父母が離婚をする場合には、離婚後の親権者について、引き続き共同親権にするか、父母のどちらか一方にするか(単独親権)を決めることになります。どのような形が子どもの幸せにつながるかという観点から定めてください。

話し合いで決めますが、父母だけで決められない場合には、**家庭裁判所の調停や審判**を利用することもできます。

親権者を定める調停や審判を申し立てていれば、まだ親権者について決まっていないうちに協議離婚をすることもできます。

※ 共同親権は、**子どもに関する重要な決定**について父母双方がしっかりと考えた上で行われる点や、それによって、子どもも父母双方が自分のことを考えてくれていると感じやすい点で、子どもにとって利益となり得ます。ただし、これは、**父母間が自由に話し合い、協力することができる関係であることが前提**となります。**子どもに関する重要な決定**について、父母の合意ができない場合には、迅速な決定ができなくなることで子どもの不利益になる場合もあり得ます。父母の養育方針が大きく異なっていないことも重要です。また、父母の対立が激しい場合等には、かえって子どもの不利益になることもあり得ます。

※ 親権者を定めるのとは別に、子どもの身のまわりの世話をする期間を父母で分担するなど柔軟な取決めをすることも可能です。(→「期間による監護の分担」参照)

○ 家庭裁判所での親権者の決め方

家庭裁判所は、共同親権にするか、父母どちらかの単独親権にするかを**子の利益**の観点から判断します。ただし、DVや児童虐待等の事情のために共同親権にすることが子の利益を害する場合には、家庭裁判所は共同親権を選ぶことはできません。

○ 共同親権の行使

共同して親権を行使するとは、**二人で決めるということ**です。**契約書等に二人の名前を書かなければならないということではありません**。二人で決められない場合には、家庭裁判所の調停、審判等で決めることになります。

共同親権の場合でも、

- ① 監護、教育に関する**日常の行為**をするとき
- ② 子どもの利益のために**急迫の事情**があるとき

には、親権の単独行使をすることができます。

監護者

別居中の父母や、共同親権を選択して離婚した父母は共同して親権を行使しなければなりませんが、様々な事情から、頻繁に協議をすることが難しいこともあります。このような場合には、**父母の一方を監護者に指定**する方法もあります。

監護者を指定した場合には、子どもの監護や教育に関する決定は監護者が行うことになります。ただし、子どもの財産管理や、養子縁組等に関する判断は親権者二人で行う必要があります。

監護者にならなかった方の親も、監護者による監護等を妨害しない範囲であれば、親子交流等の機会に、子どもの監護をすることができます。

監護者は、家庭裁判所の調停、審判等で定めることもできますが、父母の話し合いで定めることもできます。

Q&A

Q 親は子の人格を尊重する義務を負っているから、常に子どもの意見に従わなければならないのですか。

A いいえ。親は、子どもの年齢及び発達程度に配慮して、子どもの利益になるかを考えて、必要な場合には、子どもの意向に反することもすることができますし、例えば、子どもが危ないことをしようとしているときには、止めなければならない義務を負うこともあります。ただし、そのようなときには、子どもに対して、なぜそのような判断をしたのかを伝えることが望ましいことも多いと考えられます。

Q 離婚後に単独親権を選択した場合に、親権者でない親は、養育費などを支払う義務はありますか？

A 親権を持たない親でも、子どもに対する扶養義務は継続しますので、養育費の支払い義務は消滅しません。何らかの理由で親子交流をしていないとしても、養育費の支払義務がなくなることはありません。

Q 父母相互の人格尊重・協力義務に違反するのはどんなときですか。

A 個別具体的な事情によりますが、以下のような場合は、義務に違反すると評価される場合があると考えられます。

- ・ 暴行、脅迫、暴言等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動等をする場合
- ・ 親権者の一方が、他方の養育に不当な干渉をする場合
- ・ 親権者の一方が何ら理由なく他方に無断で子の居所を変更する場合(DV、虐待等から避難をする場合は、当然、義務違反にはなりません。)等

Q 「監護、教育に関する日常の行為」にはどんなものが含まれますか。

A 日々の生活の中で生じる、監護、教育に関する行為で、こどもに重大な影響を与えないものをいいます。例えば、こどもの以下のような事柄に関する決定等が当たります。

日常の行為に当たる例(単独行使可)	日常の行為に当たらない例(共同行使)
<ul style="list-style-type: none">・ 食事や服装・ 短期間の観光旅行・ 心身に重大な影響を与えない医療・ 習いごと・ 高校生のアルバイトの許可	<ul style="list-style-type: none">・ こどもの転居・ 進学先・ 心身に重大な影響を与える医療

ただし、財産の管理や、養子縁組等は、「監護・教育に関する」ものではありませんので、父母双方で行う必要があります。

Q 「こどもの利益のために急迫の事情があるとき」とはどんなときですか。

A 父母の協議や家庭裁判所の手続を行って、適切なタイミングで親権行使をすることができなくなって、子の利益を害するおそれがあるような場合をいいます。

個別具体的な事情によりますが、以下のような場合には、急迫の事情があるといえます。

- ・ DVや虐待からの避難のために、こどもを転居させる場合(被害直後に限られません。)
- ・ こどもに緊急の医療を受けさせる必要がある場合
- ・ 入学手続の期限が迫っている場合

Q 親権行使の受け手となる学校や病院等へはどのように親権や監護権に関する情報が伝わるのですか。

A 親権行使の受け手となる学校や病院等がこどもの親権者や監護をすべき者、監護の分掌の定めの有無・内容を把握する方法については、民法に特段の規定はなく、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にありません。このため、親権者が必要と考える場合には、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告してください。

詳しいQ&A形式の解説資料があります。



2 こどもの住所・期間による監護の分担

単独親権の場合には、こどもは主に親権者と一緒に暮らすことになると思われます。**共同親権**にする場合にも、住民票や各種行政手続との関係があるので、こどもの住所地(主たる住居)を決めておくとよいと考えられます。

親権者を定めるのとは別に、父母は、期間によって、子どもの監護を分担する定めをすることもできます。

例えば、

- ・ 平日は一方の家で生活し、土日祝日は他方の家で生活するとする取決め
- ・ 学期期間中は父母の一方の家で生活し、長期休暇の間については他方の家で生活する取決めなどがあります。

Q&A

Q こどもの生活場所が定まらないと、こどもが落ち着かないのではないですか。

A 生活場所が頻繁に変わること、こどもに大きな負担がかかる場合もあります。父母間で円滑なコミュニケーションがとれるか、通学や友人関係等でこどもが大変にならないか、こどもの気持ちなどを考えて、子の利益の観点から取り決めてください。

Q 離婚した後のこどもの名字(氏)は、どうなるのですか。

A 父母が離婚しても、こどもの氏は変わりません。例えば、父母の一方が婚姻前の氏に戻し、こどもがそれと同じ氏に変えたいと思った場合には、家庭裁判所から許可を得て、氏の変更をする必要があります。15歳以上のこどもは自分で手続きをしますが、15歳未満のこどもについては、親権者が代わりに行うことになります。離婚後共同親権とする場合には、子どもの氏についても、話し合っておくとよいと考えられます。

3 養育費、婚姻費用

養育費

養育費とは、子育てに必要な費用のことです。一般的には、こどもが経済的・社会的に自立すべき時期(例えば、大学卒業)までに要する、こどもの衣食住、教育、医療等に必要なお金です。

親権の決め方にかかわらず、父母は、お互いの収入等に従って養育費を分担する必要があります。

養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。離婚に伴って、こどもと離れて暮らすこととなった親であっても、養育費を支払って、こどもの成長を支える必要があります。また、こどもと一緒に暮らす親には、こどものためにこの権利を適切に行使しなければなりません。

婚姻費用

夫婦が別居している場合には、お互いの収入等に応じて、相手に、自分の生活費や、自立していないこどもの養育費等の一部を請求することができます。婚姻費用には、養育費が含まれますから、別居中は婚姻費用が適切に支払われる必要があります。婚姻費用は、こどもの健やかな成長のために重要なものです。

養育費・婚姻費用の取り決め方

養育費については、こどもごとに、以下のことを取り決めてください。支払われなかった場合に、差押え等の制度があるので、特に養育費・婚姻費用については、双方の署名・押印のある文書で定めるようにしてください。

○ 受け取る方と支払う方

それぞれが自筆の署名・押印をしてください。

Column 共同養育計画書が父母により自由な話し合いで任意に作成されたことの証拠(署名、押印等)

養育費だけの問題ではありませんが、将来、共同養育計画書に記載した取決めの内容について父母間で認識の違いが生じたり、取決めが守られなかったりすることとなった場合には、父母によって共同養育計画書が適正に合意され作成されたことの証拠が必要になることがあります。

例えば、養育費について、もし共同養育計画書のとおり支払われない場合には、その共同養育計画書を裁判所に提出して、**相手の財産の差押え**などを申し立てることができます。そのような場合には、共同養育計画書が父母双方の意思に基づいて作成されたことを証明するための証拠を提出する必要があります。

提出されたものが証拠として十分かは最終的には裁判所が判断しますが、共同養育計画書に署名や押印がされていることも証拠になり得ます。**押印**については、**相手の実印**(実印の場合には、相手から**印鑑登録証明書**を受領しておくことも証拠になり得ます。)や、離婚届に押されているものと同じ印鑑でされていると、より強い証拠になると考えられます。

また、共同養育計画書を作成するに当たっての、**手紙、メール、SNSのやりとり**や、その後共同養育計画書に記載したとおり**支払があったことの記録(通帳)**等も証拠になり得ると考えられます。

父母双方が、しっかりと共同養育計画書に記載した取決めに尊重して子育てをすることが望ましいですが、将来問題となる場合に備えて、このような点にも留意しておくことと思われます。

○ 金額

子どもの健やかな生活に必要な額を話し合いで定めることとなります。子どもごとに、月額で決めるのがわかりやすいと思います。

金額については、**家庭裁判所の調停**等でも参考にされる「**算定表**」があります。ただし、一つの目安であって、養育費の額は、個別の事情に応じて適切に決められるものです。

※ 算定表では、子どもが複数いる場合には合計額で目安が示されています。また、**婚姻費用**については、親の生活費等に関するものも含まれています。子どもの合計額を参考に、子ども一人当たりの金額を取り決めることも考えられます。



○ 支払時期

月額で定める場合には、その月の養育費を、月末までに支払うこととするとわかりやすいでしょう。ただし、父母の経済状況等によっては、数か月に1回まとめて支払う等の方法も考えられます。

○ 支払期間

支払の**始期**と**終期**を決めておきましょう。終期は、子どもが経済的に自立することが見込まれる時期を考えて決めてください。例えば、大学進学が見込まれる場合には、「子どもが22歳になった後の最初の3月まで」などとすることも考えられます。

○ その他

普段の養育費とは別に、**入学金**や**大学等の授業料**等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか決めておくことも考えられます。

養育費に関するQ&A

Q 養育費を取り決めていない場合には、養育費をもらえないのでしょうか。(法定養育費制度)

A 離婚の際に養育費の取決めをしていない場合には、離婚の時点から継続して子どもの監護を主に行っている親は、他方の親に対して、**子ども一人につき月2万円の法定養育費**を請求することができます。

法定養育費は、あくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的なものです。子どもの健やかな成長を支えるためには、父母の協議や家庭裁判所の手続により、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めを速やかにしていただくことが重要です。

※ 離婚後に共同養育計画を作成する場合には、それまでの法定養育費をどうするかも話し合う必要があります。基本的には、いったん清算をすることが望ましいと考えられます。

Q 取り決めた養育費や法定養育費が支払われない場合はどうしたらいいのでしょうか。

A 相手の財産を差し押さえることができます。

養育費の取決めを行っておらず、法定養育費が支払われていない場合には、戸籍と世帯全員の住民票を使って、差押えの手続をすることができますと考えられます。

養育費の取決めを文書で行っていた場合には、子ども一人につき月8万円までは、その文書を使って、相手の財産(給料、預貯金等)の差押えの手続を申し立てることができます。この金額を超える部分については、家庭裁判所で作成する調停調書や公証人が作成する公正証書などの特別な文書が必要になります。

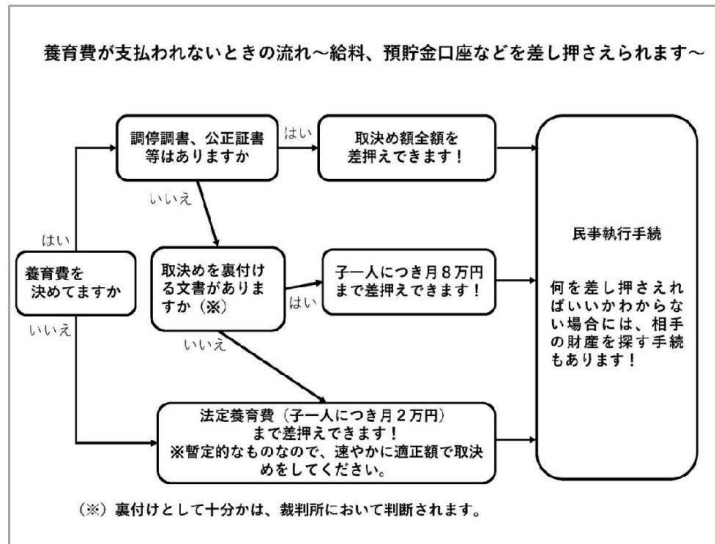
(履行の確保の手続)

養育費が家庭裁判所の調停や審判等で定められている場合には、履行勧告という手続を使うこともできます。家庭裁判所に電話等で申し立てることもでき、費用もかかりません。申し立てを受けた家庭裁判所は、相手に対して支払を勧告しますが、この手続では支払を強制することまではできません。

他に履行命令という手続もありますので、詳しくは調停、審判を行った家庭裁判所に相談してください。

Q 相手の勤務先や、財産がわからない場合にはどうすればよいのですか。

A 裁判所で、財産開示の手続(債務者に裁判所に出頭してもらい、財産の状況について陳述してもらう手続)や、情報取得の手続(指定した銀行や市町村、登記所等に、債務者の銀行預金や給与、不動産等に関する情報を提供してもらう手続)を利用することができます。



4 親子交流

親子交流

親子交流とは、こどもと離れて暮らす親が、こどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

こどもは、「自分のせいで離婚してしまったのではないか?」とか、「親は自分のことを嫌いになってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになることもあります。親子交流は、父母それぞれの立場から、こどもが悪いのではないこと、父母双方がこどものことを大切に思っていることを伝える方法の一つです。適切な親子交流は、こどもの健やかな成長と幸せにつながると考えられます。

ただし、親子の安全・安心を確保することができないなど親子交流が子の利益に反する場合には、無理な親子交流は相当でないと考えられます。

親子交流の姿勢

父母双方が互いの悪口を言わないようにしてください。こどもが苦しい気持ちになってしまいます。こどもにとっては、父母の両方が親です。こどものためにも、こどもの前では言い争うことがないようにしましょう。

父母の間で話し合うべきことについて、こどもに伝言させないでください。こどもが困ってしまいます。他方の親に無断で、こどもと親子交流やプレゼントに関する約束をすることもしないでください。

父母のみでの実施が難しいとき (民間支援団体)

親子交流の支援をしている民間の団体があります。例えば、親子交流に関する伝言をしたり、親子交流に付き添ったりするなどの活動をしています。法務省のウェブサイトで、この団体の活動に関する参考指針や一覧表等を公表していますので、参考にしてください。



親子交流の取り決め方

○ 内容

日帰りの親子交流や、宿泊を伴う親子交流などが考えられます。

直接会わずに、手紙や電話、SNS のやりとりなどによる交流をすることも考えられます。

○ 頻度

週又は月に何回程度親子交流を実施し、1回につき何時間程度の親子交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。

夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う親子交流を実施することも考えられます。

※ 定期的に、ある程度、長い期間の親子交流を行うこととする場合には、**監護の分担**として決めることも考えられます。

○ その他の約束事項

待ち合わせ場所や、プレゼントに関する取り決め、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

親子交流が実施されない場合

改めて話し合いをすることや、家庭裁判所の調停、審判を利用することが考えられます。

また、親子交流が家庭裁判所の調停、審判等で決められている場合には、家庭裁判所における**履行勧告**の手

続を利用することができます(12ページ参照)。この手続には費用はかかりませんが、相手が履行勧告に応じない場合に、強制的に親子交流を実現することはできません。

さらに、調停や審判等で親子交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合には、強制執行として、**間接強制**を利用することができます。弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

5 子の監護に関する重要な事項の決定

原則

子の監護に関する事項は、親権者が決めます。共同親権の場合、**子の監護に関する重要な事項等**については、父母が二人できめることになります。

分担の取決め

重要な事項(こどもの転居、医療、進学・就職等)について、子の利益にかなう場合には、父母間の取決めによって、

- ・ **共同親権の場合**に、一部の事項については父母のうちどちらか一人で決められるようすること、
 - ・ **単独親権の場合**に、親権者でない方の親も、一定の関与をすることができるようにすること
- などもできます。

こどもの転居、医療、進学・就職等の重要な事項について、両親で話し合っで決めることとしたり、一方の親が決めることとした上で他方の親に知らせることとしたりすることが、こどもにとっても望ましい場合もあると考えられます。ただし、話し合っで決めることとする場合には、まとまらない場合に、最後は子の利益の観点からどちらが決めるかを定めておくことも大切だと考えられます。

※ 心身に対する暴力等のおそれがある場合には、父母の話し合いや情報共有が強制されるものではありません。そのような場合は、親子の安全と安心を確保するためにも、すぐに相談してください。



こどもの転居

こどもの転居について、父母で話し合っで決めることにするとか、転居先を事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

どのような取決めをしていたとしても、**DV、児童虐待**等がある場合には、すぐに転居してかまいませんし、転居先を伝える必要もありません。

こどもの医療

こどもの医療については、こどもの健康状態や持病の有無等、さまざまな事情があると考えられます。日常的な風邪等に関する対応や、緊急の医療については、単独で行えるようにした方が、子の利益にかなうと考えられます。

他方で、こどもの健康に大きな影響を与える手術で、判断をする時間的な余裕があるものについては、父母で話し合っで決めることにするとか、事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

こどもの進学・就職

未成年のこどもの**進学・就職の決定**は、こどもの将来に大きな影響を与える出来事です。父母で話し合っで決めることにするとか、事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

その他の事項

以上のほかに、①海外旅行や留学、②アルバイト、③子ども名義の財産の管理の仕方について話し合っておくことも考えられます。

※ 父母の間の取決めにかかわらず、いずれの事項についても、子どもの意見をしっかり尊重してください。

6 再協議

子どもを取り巻く環境は、子どもが成長するにつれて変わっていきます。また、父母自身の生活状況も、就職・転職や再婚などによって変わっていく可能性があります。そのため、話し合っただけであっても、子の利益を考えて、柔軟に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合があります。

こうした事後的な事情の変化については、あえて取決めをせずに随時話し合うこととするだけでもよいですが、例えば、作成日から〇年が経過した時点、子どもの小中学校等への入学時、父母の再婚時など、あらかじめターニングポイントで再度話し合いの機会を設けることとしておけば、再協議をしやすいでしょう。

また、話し合いに当たって ADR 等の第三者機関のサポートを受けることとすることも考えられます。



問合せ先一覧

名称	連絡先
日本司法支援センター(法テラス)	
法務大臣認証 ADR(かいけつサポート)	
養育費・親子交流相談支援センター	
日本公証人連合会	
最寄りの家庭裁判所	
配偶者暴力被害者支援センター	
DV 相談ナビ	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html
ひとり親家庭支援施策全般	お近くの自治体まで

法務省民事局参事官室

別添2 具体的な地域連携ネットワークの参加主体及び役割の考え方（実効性の検証を行うための青写真）

下表中の★印は、地方自治体における既存の補助事業や、本調査研究内で試行的に支援モデルを実施することが考えられた点である。

1 地方自治体の関係部署

ひとり親施策関係部署	<ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズの把握及び支援の両面で自治体内部の中核を担う。また、補助事業等を通じて、他機関等による支援の活用を図る。 児童扶養手当の現況届等、様々な場面を活用して、支援ニーズの把握及び情報提供を行う。
戸籍関係部署	<ul style="list-style-type: none"> 離婚届の配布時及び受理時、入籍届の受理時等に、支援に関する情報提供を無差別的に広く行う。 離婚届、入籍届等に関する手続相談や、離婚届のチェック欄等によって支援ニーズを把握した場合には、ひとり親施策関係部署に案内するなどして、適切な支援につなぐ。
こども施策関係部署	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の支給先の変更等の場面を活用して、支援ニーズの把握や情報提供を行う。
DV関係部署	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者支援を通じ、離婚等に関する支援ニーズを把握し、法的支援等につなぐ。 DV被害者に対する継続的な支援を行う中で、随時支援ニーズを把握する。 ネットワークの会議等において、DV、関係施策等に関する知見を提供する。特に、DVに関するスクリーニングに必要な知見等を提供する。 都道府県の女性相談支援センターや、独自に配偶者暴力相談支援センターを設置している場合には同センターとも連携し、ネットワーク内でDVケースが把握された場合には、速やかな情報提供を受けて、必要な支援を提供する。
福祉関係部署	<ul style="list-style-type: none"> 別居後の生活に不安を持つものが相談に来た場合等に支援のニーズを把握した場合には、ひとり親施策関係部署に案内するなどして、適切な支援につなぐ。 養育費の不払問題に直面しているひとり親世帯等、緊急の支援が必要な場合には、支援を行う。
相談窓口（市民相談、女性）	<ul style="list-style-type: none"> 支援ニーズを把握した場合には、ひとり親家庭支援やこども

相談、こども家庭相談等)	も家庭相談等を行う部署に案内するなどして、適切な支援につなぐ。
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待等に対する介入の場面や、子育てに関する相談の場面等において、背景に父母の離婚等を巡る問題があることを把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援につなぐ。 ・ ネットワーク内で虐待等の問題が把握された場合には、速やかな情報提供を受け、必要な支援を提供する。
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦のトラブル対応や補導等の機会に、未成年子の父母の悩みや、父母の離婚に直面する子の悩み等を把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援に繋ぐ。

2 法律家

弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律相談等を通じ、支援のニーズを把握した場合には、情報提供を行ったり、ネットワークを通じて適切な支援提供者につないだりする。 ・ 当事者について、法的支援を要する事例では、事件受任等による父母への法的支援を行う。 ・ こども相談等を通じ、子の支援ニーズを把握する。支援ニーズを把握した場合には、子の手続代理人等による支援をしたり、適切な支援につないだりする。 ・ EAP（従業員支援プログラム）に取り組んでいる弁護士らと連携して、企業内で支援についての情報提供を行う。 ★ 当事者による弁護士の利用を補助する支援モデルを検討し、この点について、法テラスとの連携も考慮する。
司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事執行の申立書をはじめとした法的文書について、文書作成代行を通じた法的支援を行う。 ★ 当事者による司法書士の利用を補助する支援モデルを検討し、この点について、法テラスとの連携も考慮する。
日本司法支援センター（法テラス）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供業務を通じて、法テラスに問合せをされた方に対し、法制度の説明や弁護士等の紹介等のほか、ネットワークを通じた適切な支援に繋ぐなど、必要な情報提供を行う。 ・ 弁護士及び司法書士による法的支援を利用される方に対し、民事法律扶助による支援を行う（養育費請求を伴うものに対しては、ひとり親支援施策を活用する。）。 ・ DVや児童虐待事案等については、DV等法律相談援助として、弁護士による迅速な法律相談を実施し、必要に応じて

	ネットワークを通じた適切な支援につなぐ。
公証役場	<ul style="list-style-type: none"> 公正証書作成による法的支援を行う。 公的証書作成に関する相談等の場面を通じて、情報提供を行う。 ★ モデル自治体においては、既存の補助事業が存在しており、更なる活用の在り方を検討する。

3 心理職

臨床心理士・公認心理師	<ul style="list-style-type: none"> 離婚当事者、子に対するアセスメント、カウンセリング、心理教育の提供による心理的支援を行う。 業界団体内部で、家事関係カウンセリングを得意とする専門家の情報を共有し、ネットワークに提供する。 ★ 心理職との連携については、支援モデルも検討する。
-------------	---

4 こどもに関係する機関

学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の観察や、保護者面談等において、子や父母について離婚等に関する支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて、適切な支援につなぐ。 児童・生徒に対して、広く、もしも父母の離婚等の問題で悩みが生じた場合を想定した情報提供を行う。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の観察や、保護者面談等において、子や父母について離婚等に関する支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて、適切な支援につなぐ。
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 新生児訪問、育児支援等において、父母や子に対する支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて、適切な支援につなぐ。
こども食堂運営者	<ul style="list-style-type: none"> こどもの状況等から支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて、適切な支援につなぐ。
児童館・こども広場・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 子や父母の状況等から支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて、適切な支援につなぐ。

5 民間支援機関

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親支援、子育て支援等について、支援を提供するとともに、支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通
---------	---

	じて適切な支援につなぐ。
ひとり親等支援団体	<ul style="list-style-type: none"> 支援を提供するとともに、支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援につなぐ。
DV被害者支援団体	<ul style="list-style-type: none"> 支援を提供するとともに、支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援につなぐ。 自治体のDV関係部署と連携して、DVや、そのスクリーニングに必要な知見等を提供する。
親子交流支援団体	<ul style="list-style-type: none"> 支援を提供するとともに、支援ニーズ（養育計画の不履行状態、変更の必要等）を把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援につなぐ。 <p>★ 親子交流支援については、支援モデルも検討する。</p>

6 紛争解決機関等

ADR事業者	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決支援を提供するとともに、支援ニーズを把握した場合には、ネットワークを通じて適切な支援につなぐ。 ネットワーク内で、裁判手続よりもADRが適する類型についての情報共有を行う。 <p>★ モデル自治体においては、既存の補助事業が存在しており、更なる活用の在り方を検討する。</p>
裁判所 【オブザーバー】	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所における家事調停、地方裁判所における民事執行等の手続について、司法手続を必要とする事案については適切に申立てがされるように、ネットワークと裁判所との連携の在り方を検討する。例えば、申立てに関する手続教示を受けやすくすることや、申立書の書式や、申立ての準備のための書面（裁判所の窓口に行く前に準備しておくことを整理した書面）等を地方自治体窓口を設置しておくことなどが考えられる。 裁判所に来庁した者に、ネットワークによる支援メニューの情報を届ける方法の在り方を検討する。例えば、裁判所に、地方自治体による一般的な支援についての資料配布等を依頼することなどが考えられる。 <p>★ モデル自治体には、裁判の申立てに関する既存の補助事業があるため、その対象範囲について検討した上で、対象外となる部分については、支援モデルも検討する。</p>

離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書

共同養育計画書ってなに？





離婚や別居をする父母が、こどもの健やかな成長のために、離婚後や別居中の子育てに関する取決めをする文書です。話し合いや裁判所の調停などで作成します。お子さんや父母のため、離婚や別居をする前に作成するのが望ましいですが、離婚や別居後に作成しても構いません。

共同の養育とは父母の双方が適切な形でこどもに対する責任を果たすことをいいます。子育ての取決めは、実際の状況に応じて、こどもにとって一番よい形を選ぶ必要があります。

共同養育計画書の作成は、父母が、こどもに対する責任を果たしながら、離婚後の生活をスムーズに送るための大切な準備作業です。作成しておくことで、父母にとっても、子育てに関する負担や、相手とのやり取りによるストレスを減らすことができます。

P4からの三つの例を参考にしてください。一人で悩まず、いろいろな方に相談することも大切です。

共同養育計画書に記載すること

<p>親権者、監護者</p>  <p>P7</p>	<p>こどもが住む場所</p>  <p>P10</p>	<p>養育費、婚姻費用</p>  <p>P10</p>
<p>親子交流</p>  <p>P13</p>	<p>重要な事項の決め方</p>  <p>P14</p>	<p>再協議</p>  <p>P15</p>



安全・安心な話し合いが難しいときは、無理に話し合う必要はありません。弁護士等の支援や家庭裁判所の調停、審判等を利用してください。P3や裏表紙をご覧ください。

法務省
2026年版



²⁶ 全 16 頁。法務省ウェブサイト内で掲載。 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html。

別添4 支援チラシの例

令和7年度法務省調査研究事業

別居や離婚をするお父さん、お母さんへ。 こどものために、支援や裁判所の手続きを利用してみませんか

別居中や離婚後の子育てのかたち【子育ての分担、親子交流】、子育ての費用【婚姻費用、養育費】などについて、こどものために、話し合いをすることが望ましいです。【裏面参照】(※)

様々な支援がありますし、話し合いで決めるのが難しいときは、家庭裁判所の調停等で決めることもできます。別居や離婚をした場合には、公的な支援や手当もあります。

誰かに相談したい

まずは気持ちを整理したい

- 心の専門家に相談してください。
公認心理師
臨床心理士

弁護士や司法書士に頼みたいけど、その費用が心配

- 費用補助については、お住いの自治体に相談してください。
- 経済的にお困りの方を対象とした、弁護士・司法書士との無料の法律相談や費用の立替えについては、法テラスに相談してください。

いずれかの支援や裁判手続の利用にも費用補助があります。

考えておくこと、決めておくべきことを詳しく知りたい

- 支援のことを知りたい
何をすればいいかわからない

自治体相談窓口

お住いの自治体のウェブサイトをご確認ください。

養育費・親子交流相談支援センター (子ども家庭庁委託事業)



<https://www.youkuhi-soudan.jp>

- 法律について知りたい

自治体無料法律相談

お住いの自治体のウェブサイトをご確認ください。

弁護士会

法律相談や、相手との交渉や裁判所での手続全体を依頼できます。

法テラス

経済的にお困りの方を対象に弁護士・司法書士との無料の法律相談や費用の立替えを行っています。

※法テラスにて弁護士への相談や依頼、司法書士への書類作成を依頼する場合は、資力要件や審査等があります。(事前電話予約制)

話し合いや取決めをサポートしてほしい約束を守ってもらえない

弁護士

公証人

養育費に関する取決めについて強い証拠(公正証書)ができます。

家庭裁判所

子育ての取決めについて、調停や審判で決めることもできます。調停や審判で決まった内容について、履行の勧告等をする手続があります。

地方裁判所

相手の給料や財産の差押え等ができます。相手の財産を調査する手続もあります。

司法書士

裁判所に提出する書面の作成を委任できます。

法テラス

ADR機関

民間の事業者等が提供する紛争解決手続です。土日・夜間の対応や、オンライン対応が可能な場合もあります。弁護士等、専門家が二人の話し合いを仲介します。



かけつけサポート

<https://www.adr.go.jp>

親子交流支援団体

自分たちだけの親子交流に不安があるときは、交流を支援する団体がいます。まずは支援を受けながらの交流について話し合うことも考えられます。

法務省「親子交流支援団体等(面会交流支援団体等)の一覧表について」



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html

(※)次のようなことをされていませんか？

- 殴る蹴る、刃物などをつきつける、物を投げつける
- 傷付く言動、どなる、人間関係を制限、スマホをチェックする、無視する、人前でバカにする、命令する、大切にしている物を壊したり捨てたりする
- 生活費を渡さない、仕事を辞めさせる
- 無理やりポルノを見せる、性行為・中絶を強要する、避妊に協力しない

➡ ご相談ください。



配偶者暴力相談支援センター

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00286.html

※1 法務省では、父母の離婚後の子の利益を確保する観点から、共同養育計画の作成支援について検討しており、今般、「共同養育計画の作成促進に関する調査研究業務」を日本加除出版株式会社委託の下、令和8年2月27日まで本事業を実施しています。

本事業に関するお問合せ：日本加除出版株式会社調査研究事務局（メールアドレス：h-chosakenkyu@kajo.co.jp）

※離婚に関する個別の事案・内容・取決め等のご相談についてはいっさい対応できかねます。

別居 や 離婚 をするときを考えておくこと

※ 裏面の「次のようなことをされていますか!？」に当てはまる場合には、ひとりで悩まず、すぐに相談してください。

令和7年度法務省調査研究事業※1では、お子さんの健やかな成長を支えるために必要な、養育費や親子交流、進学や医療などについて、ご両親で話し合うための共同養育計画と作成の手引きを試行準備しています。



こどもの養育に関する 合意書
作成の手引きとQ&A
<https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

別居する時

子育てに関する取り決め（共同養育計画）

自分たちだけで決める必要はありません。 [裏面参照](#)

子の監護

別居後に子どもがどこで生活をするのか、子どもにとって重要な事項（教育、医療等に関する事項）について、父母がどのように判断するのか、といったことを決める必要があります。

婚姻費用（生活費や養育費等）の分担

夫婦が別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、自分の生活費や自立していないこどもの養育費等（婚姻費用）を分担します。子どもにとって重要な権利ですから、子どもと一緒に暮らす親は他方の親としっかり話し合わなければなりません。



婚姻費用の算定表
[kei_siryau/siryau/H30shihou_houkoku/index.html](https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf)

親子交流

父母が別居によって、子どもと離れて暮らすこととなった親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流したりすることをいいます。子どものためのものですから、子どもにとってどのような交流が望ましいのかという視点から、具体的な条件を取決めてください。

離婚する時

子育てに関する取り決め（共同養育計画）

自分たちだけで決める必要はありません。 [裏面参照](#)

親権者、子の監護

未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、親権者を定める必要があります。現在は離婚時に父母の一方を親権者として定めなければなりません。令和8年4月1日以降に離婚する場合には、離婚後も父母の双方を親権者と定めることができるようになります（父母双方が親権者になった場合には、子どもにとって重要な事項は父母が二人で決めることになります）。子どものために、子の監護とともに、しっかりと話し合うようにして下さい。

養育費

養育費とは、子どもが自立する（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。夫婦が離婚をしたときには、お互いの収入等に応じて、養育費を分担します。子どもにとって重要な権利ですから、子どもと一緒に暮らす親はしっかりと権利を行使しなければなりません。



養育費用の算定表
[kei_siryau/siryau/H30shihou_houkoku/index.html](https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf)

親子交流（→ [別居する時](#) の項目参照）

Q & A

Q 親の責務

親は、婚姻中であるかどうかや、親権者であるかどうかに関係なく、子どもに対して、①子どもの人格を尊重し、子の年齢等に配慮して養育する義務や、②自分と同程度の生活を維持できるように扶養する義務があります。また、父母は婚姻しているかどうかにかかわらず、子育てに関し、子どもの利益のために、互いの人格を尊重し協力しなければなりません。

Q 共同親権（結婚中・別居中）と単独親権（離婚後）

共同親権とは、子育てに関する重要な事項や、子の財産の管理について、父母の共同の意思で決定することをいいます。父母が共同で意思決定をすればよく、常に父母二人の名義で契約等をしなければいけないというわけではありません。あらかじめ方針について合意しておいて細かい決定は一方に任せることもできます。

Q 別居中の学校等の行事への参加

離婚前別居中や離婚後共同親権を選択した場合など、父母双方が親権者である場合に、父母間で学校等の行事への参加等について問題が起りそうときは、あらかじめ協議や調停をして、その結果を学校等に対して申し出るのが望ましいと考えられます。父母間で協議等が調停されない場合は、学校等は、施設の管理等の観点から、行事参加を制限するといったこともあり得ます。

Q こどもの成長に伴う共同養育計画の見直し

こどもの成長等によって、こどもの環境等が変わった場合には、共同養育計画を見直す必要があります。自分たちで話し合うのが難しい場合には、家庭裁判所の調停等の手続や支援を利用してください。

※ その他の支援について知りたい場合は、[自治体の相談窓口](#)へ。

調査研究・支援の在り方に関する海外の制度及び支援の実情調査
(文献調査、ウェブ調査) について

米国 カリフォルニア州

原田 綾子

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度について

(1) 離婚の類型にはどのようなものがあるか。

未成年の子どもがいる場合は、必ず裁判による離婚となる。

(2) 離婚の類型ごとに、必ず関与することとされている公的機関又は法律家はあるか。それぞれ、どのような役割を担っているのか(形式要件の判断か、実質的要件の判断か、それらを超える相談支援か)

裁判所が離婚に関与する。離婚自体は破たん主義により有責事由の立証を必要としない。離婚申請書にその他の書類をそろえて提出し、6か月の待機期間が過ぎると、離婚が成立する。離婚申請時に、相手方に対して、自己の経済状況についての情報を共有しなければならない(相手方も同様に当該情報を共有しなければならない)。当事者間で財産分与、子どもの監護と養育費について合意をし、裁判所に提出する。これらについて合意ができなければ、裁判所が決定する。

子どもの監護の合意や決定は、養育計画(parenting plan)の合意や決定として行われる。離婚の際に両親が養育計画を合意している場合は、その書面を裁判所に提出して審査を受ける(実質的な審査が行われる)。養育計画の合意がないままに裁判所に申立てが行われた場合、監護ミディエーションがまず行われ、監護ミディエーションで合意ができなければ、監護訴訟に進む。

2 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援について

(1) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子が相談をすることができる相談先等はあるか。

【当事者(両親)向けの相談先について】

① 公的機関からのオンラインでの情報提供

離婚の手続についての情報を、裁判所ウェブサイトが提供している。手続きに必要な書式も公開している(参照：<https://selfhelp.courts.ca.gov/divorce-california>)。子どもの監護については、取り決めるべき内容や、どのようなことを考慮すべきかについての情報を、裁判所ウェブサイトが提供している(参照：<https://selfhelp.courts.ca.gov/child-custody>)。

離婚や別居に伴う家族の変化や子育てについて、離婚当事者と子ども向けに情報を提供するためのサイト Families Change を、カリフォルニア州司法部(The judicial branch of California) が運営している(参照：<https://familieschange.ca.gov/>)。

子どもの養育費についての情報は、裁判所ウェブサイトで得られる(参照：<https://selfhelp.courts.ca.gov/child-support>)。

養育費の徴収にあたる行政機関が運営する Child Support Services でも、養育費についての情報提供を行っている(参照：<https://childsupport.ca.gov/>)。

② 離婚後の子育てについての相談ができる専門家・機関

共同養育カウンセリング (co-parenting counseling) や共同養育コーチ (co-parenting coach) と呼ばれる、離婚当事者支援に従事するメンタルヘルス専門家のサービスがある (有料であり、各専門家によって料金は異なる)。

離婚時に、ペアレンティングコーディネーター (parenting coordinator) と呼ばれる、民間の離婚当事者支援サービスを使って、養育計画を合意する場合もある。その場合、離婚後も継続して相談するような場合もあるものと思われる。

面会交流支援や、離婚後の養育のアドバイスを行う団体は、アメリカで広く使われている福祉支援の紹介サービス United Way (電話の 211 番・テキストメッセージ) などで紹介してもらえらる。費用は、各団体、援助者、援助内容によって異なる。

DV については、ドメスティックバイオレンスのホットラインが利用できる (National Domestic Violence Hotline など)。ホットラインでは、身の安全を守る方法 (safety plan) を被害者と一緒に検討したり、地域のシェルターなどの支援団体への紹介を行っている。被害者にカウンセリングを提供する団体や、資力のない当事者に対して保護命令などの法的手続を支援するコミュニティーベースのリーガル・サービス団体もある。異なるタイプのサービスを提供している団体の間でのネットワークが進められているようである。

離婚後に限らず、育児に悩みがあるときの相談先として、州の社会サービス局 (Department of Social Services) が、育児リソースのページ (Parent resource pages) というウェブサイトを運営している。カリフォルニア親と若者のヘルプライン (California Parent and Youth Helpline) というホットラインがあり、子どもも親も困りごとを相談できる。離婚に伴う家族関係や育児の悩みも、このホットラインで聴いてもらえるものと思われる (参照: <https://www.cdss.ca.gov/>)。子育てをサポートする、ファミリーリソースセンター (Family Resource Center) と呼ばれる地域のサービス機関もある (参照: <https://www.californiafamilyresource.org/>²⁾)。

【子ども向けの相談先について】

① 子どもへの情報提供

Families Change のなかのキッズ向けの別居・離婚ガイド (Kids Guide to Separation & Divorce)、ティーン向け別居・離婚ガイド (Teen Guide to Separation & Divorce) において、子どもへの情報提供が行われている。

キッズ向け情報は、カラフルなイメージや動画を用いて子どもにも見やすく作られている。情報はいくつかのカテゴリーに分けられ、子どもが子どもに語りかけるような体裁で提供されている。

¹ California law (SB 436)によると、Family Resource Center (FRC)は、コミュニティーベースの組織で、家族に対してサービスを提供し、家族の機能を強化して、児童虐待とネグレクトを防止することを目指す機関である。親へのサポート、子どもへのサポート、子どもの発達のためのアクティビティの提供、家族機能を高めるためのサポート、健康増進サポート、メンタルヘルスサービス、雇用や職業訓練、ハウジングの支援、食料と栄養に関するサービス、法的支援など、様々なサービスが提供されている。

² California law (SB 436)によると、Family Resource Center (FRC)は、コミュニティーベースの組織で、家族に対してサービスを提供し、家族の機能を強化して、児童虐待とネグレクトを防止することを目指す機関である。親へのサポート、子どもへのサポート、子どもの発達のためのアクティビティの提供、家族機能を高めるためのサポート、健康増進サポート、メンタルヘルスサービス、雇用や職業訓練、ハウジングの支援、食料と栄養に関するサービス、法的支援など、様々なサービスが提供されている。

Families Change におけるキッズ向け情報としては、次のようなものがある。「Why?」両親の離婚にはいろいろな理由があるけれど、あなたのせいではない。「Feelings」悲しみ、怒り、恐怖、不安、混乱、そうした気持ちになるのは普通のこと。両親に気持ちを伝えたり、友達、家族に伝えたり、学校で先生やカウンセラーに話したりするとよい。絵をかいて表現したり、泣いたりしてもよい。感情を内にため込まず、表に出すほうがよい。「法律について」離婚に関する法律の説明。離婚、監護、面会交流 (parenting time) などの用語の説明、裁判所やミディエーションの説明。「ツール (対処法)」あなたの権利と責任、両親の責任³、自分の気持ちを話すこと (知りたいことを質問すること、両親が聴いてくれないければ、信頼できる他の人に話をすること)。「板挟みにならないために」メッセージの運び役をさせられたりしたら、両親に対していやな気持ちだと伝える、など。「身の危険 (people getting hurt)」危険が生じたら、(日本の 110 番にあたる) 911 番に電話する。距離を置いて安全な場所に行くこと。家庭が安全でなければ周囲の大人に相談すること。「対処する」親の離婚を経験した友達に相談する、二つの家を行き来することを前向きにとらえる、どちらの家に行く日かを書いたカレンダーを作る、安心できる大事なものはどちらの家にも持っていく、いつも使うものは両方の家に置くようにする、といった内容のメッセージが掲載されている。

② 子どものための相談先

Families Change では、上述の通り、別居や離婚に関する子ども向けの情報提供が行われているが、子どもたちが支援を求められる「ひとびと People」についても紹介されている。キッズ向け別居・離婚ガイド (Kids guide to Separation & Divorce) では、次のように記述されている。

「親の別れや離婚についてもっと知りたいですか? 別れて住むことを決めた両親に対処するために、さらに助けが必要ですか? いくつかのアイデアがあります。あなたの周りに、両親の別れに対処するためにあなたを助けてくれるたくさんの人がいます。友達と話すだけでも、とくに、その友達も両親が別れを経験していたら、とても助けになることもあります。あなたが信頼している大人に話すこともできます。例えば、親族、学校の先生、スクールカウンセラー、礼拝をする場所 (教会など) のだれか、お医者さん (family doctor)。ただ話を聴いてくれるかもしれないし、うまくいく方法を教えてくれるかもしれません。助けになってくれる他の人の名前を教えてくれるかもしれません。」

子どもが相談できる緊急電話相談 (クライシス・ライン) も、番号付きで掲載されている。ティーン向けの情報も同様の内容であるが、クライシス・ラインに加えて、ドメスティックバイオレンスのホットラインも掲載されている。

³ 子どもの権利と責任、親の責任は、次のように説明されている。「子どもの権利には、次のようなことがあります。親が別れることについてあなたが思うとおりに思っただけのこと、自分の気持ちを誰かに伝えたり話したりできること、これからどのようなことがなぜ起こるのかについて質問をすることができること、両方の親を愛し、愛されること、安全だと感じられること、助けが必要な時に誰かに話ができること、親の一方に肩入れをしないでいられること、親たちのあいだでメッセージを運ぶ役目をしないでよいこと、両親が互いに悪口を言い合うのを聞かずにいられること、大人が心配すべきことを心配しないでよいこと。」「子どもの責任には、次のようなことがあります。自分の気持ちを、他の人や物が傷つかないようなやり方で表現すること、あなたがそれは正しくないと感じるようなことをするように両親があなたに頼んだ時に声を上げること、必要なら助けを求めること。」「両親の責任には、次のようなことがあります。両親が別々に暮らすことになったとしても、あなたの世話をし、あなたが安全にいられるようにすること。あなたが親の両方と、またあなたにとって大切な他の人と、時間を過ごせるようにすること。両親が、あなたがしてほしいことを常にできるとは限らないとしても、あなたが言うことに耳を傾けること。あなたが大切な質問をしたら、例えば、あなたがどこで住むことになるのか、お金はどうなるのか、といった質問をしたら、答えること。あなたの前では、両親がお互いに敬意をもって話をすること。あなたに関わるることについて両親がお互いに話をすること。」

- (2) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子に対する相談以外の支援（養育計画の作成のためのADR機関、心理カウンセリングの実施、親子交流支援、養育費履行確保等）は行われているか。それらの具体的内容はどのようなものか。それらの利用に相談・支援の費用等に関し、公的な補助等はあるか。

裁判所で子の監護のミディエーションを受けられる。民間のミディエーターやペアレンティングコーディネーターを利用することもできる（ペアレンティングコーディネーターは、養育計画のプランニングと実施を支援する専門家である）。養育費の履行確保は行政（Child Support Agency）が行う。

- (3) 相談先、支援機関については、リスト等で一覧で示されているか。

先述の United Way や、州の社会サービス局のファミリーリソースセンターを通じて紹介してもらえる。家庭裁判所が、近隣のペアレンティングコーディネーターや監督付き面会サービスのリストを、当事者に対して、参考資料として提供している場合もある。

- (4) 相談・支援の実際の利用状況（利用件数／率、満足度）はどうか。

不明（現地調査が必要）

3 相談先、支援機関の間の連携

- (1) 地域ごとの自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体等（支援者間の何らかの情報交換体制）はあるか。

（以下、会議体等がある場合）

- (2) 法令に基づき設置されているか。公的予算は入っているか。
(3) どのようなメンバーで構成されているか。主催は誰か。
(4) 開催頻度や議題はどのようなものか。

いずれも不明（現地調査が必要）

4 DV等対応

- (1) 離婚に際し、当事者の申出によらずにDV（ハラスメント、ストーキング、暴力等も含む。以下、DV等という。）の危険性等をスクリーニングする仕組みはあるか。

全ての離婚事件において裁判所の方から確認する仕組みになっているわけではない。ただし、裁判所で行われる子どもの監護ミディエーションや監護の決定において、DV や児童虐待は考慮事項になるので（Cal. Fam. Code Sec. 3044）、子の監護（養育計画）の決定の段階での介入がある。カリフォルニア州家族法では、DV や児童虐待を過去5年内に行った者への監護の付与は子どもの最善の利益に反するという推定が働くため（Sec. 3044）、DV や児童虐待の加害者が子どもの監護者となることは、身上監護と法的監護のいずれについても原則としては認められない。

実務では、監護ミディエーション開始前のインテーク用紙にDVの有無のチェック欄と児童虐待の有無のチェック欄がある。インテーク用紙で、DV・暴力・安全性への懸念が少なくとも当事者の一方から示された場合は、ミディエーションは別席で行われる。DVの保護命令が出ている場合は必ず別席で行われる。DVの主張のあるケースでは、ミディエーターは父母双方に対して、DVが子どもに与える影響や、地域にDVに関する支援サービスがあること等を説明したりしながら、子どもと被害親の安全を確保した面会交流の計画を支援する（監督付きの面会交流や、安全な受け渡し方法の提

案など)。

ロサンゼルス上位裁判所(家庭裁判所)では、監護ミディエーションのインテーク用紙に「虐待調査中である」にチェックされている場合、児童虐待の調査の状況について、家庭裁判所の Family Court Services から DCFS に情報を求めて連絡し、その後も連携する。監護ミディエーションのプロセスのなかで父母(の両方又はいずれか)が子どもを虐待・ネグレクトしているという疑いが生じた場合には、ミディエーターは、児童虐待への対応を行う行政機関である DCFS に通報をしなければならない。通報に応じて DCFS が調査を行い、虐待の事実が明らかになれば、少年裁判所(ロサンゼルス郡では、チルドレンズ・コートという)によって、子どものフォスターケアへの委託や親権終了などが決定される。少年裁判所は家庭裁判所とは別の裁判所であり、少年裁判所が虐待を受けた子どもに対するケースを開始すると、その子どもの監護や面会交流の問題も少年裁判所が決定することになる。

DV のケースでも、被害親があまりにも無力化されていて子どものために安全な措置を取る力がないような場合には、ミディエーターは、父母が子どもを危険から守れない状況が発生しているとして DCFS に通報を行い、子どもの安全確保のための介入を求める。逆に DCFS の側から家庭裁判所に、子どもの監護の事件について情報を求めて連絡をしてくれることも可能である。

以上のような家庭裁判所と DCFS の連携はプロトコルに基づいて行われる。DCFS による児童虐待への対応と家庭裁判所による家族法事件(離婚や監護)は独立に行われているため、相互連携のために、DCFS の代表者、少年裁判所の代表者、家庭裁判所の代表者がミーティングを開いて情報共有のための手続をつくったとのことである。家庭裁判所には、家庭裁判所と DCFS との連絡を担当するリエゾンの役割をする職員が置かれている。

(2) DV 等がある場合やその危険性が高い場合に、離婚や離婚後の子育てに関し、定型的な支援のパッケージはあるか。

DV やその危険性がある場合でも、父母の離婚にあたって子どもの監護(養育計画)の取り決めを行う必要があり、そのための支援を裁判所で行っている。裁判所では以下のように対処されている。① Cal. Fam. Code Sec. 3044 のもとで、過去5年以内に DV・虐待をした者には原則として監護権は与えられない、②監護ミディエーションのインテークで DV や児童虐待の有無を確認し、それらがあれば監護(養育計画)の合意や決定において、Sec. 3044 に基づいて考慮される。加害者と子どもの面会交流は、安全確保の観点から監督付きの面会交流や面会交流の停止となることもある。③児童虐待については、DCFS と少年裁判所において対応が行われるが、家庭裁判所との情報共有・連携がなされている。④DV 保護命令を審理する裁判所は、被害者等への接近禁止や自宅からの退去に加えて、子どもの監護(養育計画)、養育費の支払い、配偶者扶養、加害者教育プログラムの受講なども、保護命令の一部として命じることができる。

上記のような手続により合意又は決定された養育計画の内容に即して離婚後の子の監護養育が行われるが、DV のリスクが高まった場合には、改めてドメスティックバイオレンスのホットラインに電話すれば身の安全を守る方法を一緒に考えてくれたり、地域の支援機関などを紹介してくれたりする。DV 保護命令の違反があれば、警察に連絡をして加害者の逮捕等を要請したり、養育計画の変更のために家庭裁判所の監護ミディエーションを申立てたりするといった法的な対応もとりうる。DV 等の影響を受けた子どものカウンセリングなど、子どものための支援サービスについては、United Way や州の社会サービス局を通じて必要な支援サービスを探すことができる。

【参考文献】

原田綾子 (2011) 「アメリカにおける面会交流支援——共同監護・面会交流の合意形成と実施を支える様々な取組み——」 研究責任者棚村政行『親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書』商事法務。

原田綾子 (2023) 「アメリカの裁判所における離婚・離別する父母のための親教育プログラム」民商法雑誌 158 卷 6 号 1372-1421 頁。

原田綾子 (2024) 「DV 保護命令と子の監護 —カリフォルニア州法と家庭裁判所の実務—」水野紀子、窪田充見、鈴木伸智、北田真理編『家族と子どもをめぐる法の未来：棚村政行先生古稀記念論文集』日本加除出版。

原田綾子 (2024) 「カリフォルニア州における子どもの監護の決定プロセス——州法とその運用」潮見佳男先生追悼論文集（家族法）刊行委員会編『家族法学の現在と未来』信山社。

ドイツにおける共同養育計画の作成促進支援について

執筆者：喜友名 菜織（新潟大学）

1. 離婚後の子の養育計画作成支援に関する概要

(1) 専門職間の協働による合意形成支援

はじめに、ドイツでは、裁判離婚の方式が採られ、家庭裁判所による離婚の判決を得なければ婚姻関係を解消することができない。離婚の申立ては、夫婦の一方からまたは双方によってなされ、弁護士を通じて行われる必要がある（ドイツ民法典 1564 条、ドイツ家事事件手続法 114 条。夫婦の一方が離婚に同意しており争いがない場合でも、離婚を請求する側は弁護士を立てる必要がある）。子の親権、交流、および養育費に関する取決めの有無は、離婚申立書に記載する必要の事項である（ドイツ家事事件手続法 133 条 1 項）が、離婚の要件とはされておらず、養育計画書の作成も法的に義務付けられていない。

以下では、両親が養育に関する取決めや養育計画書を作成する際の支援体制について紹介する。概略として、ドイツには、家庭裁判所、弁護士、少年局等の公的機関、カウンセリングやメディエーション等を取り扱う民間機関が連携する、専門職間の協働体制がある。この仕組みの実際は、「これら専門家のチームにおいて、情報提供や相談業務等を少年局といった公的機関が大きな役割を担い、家庭裁判所がまさに『キャプテン』として、合意形成に向けた過程をコントロールしながら、合意の実効性を担保している」¹との記述が端的に示している。すなわち、(i) 話し合いによる合意形成が可能な葛藤が低いケースでは、少年局等の公的機関によって子の養育に関する情報提供や相談支援が行われ、必要に応じてカウンセリングやメディエーションを提供する民間機関が養育計画書の作成支援に関与することになる。そして、(ii) 合意形成が難しい中葛藤以上のケースでは、裁判所が決定する。しかし、そのような場合でも、(i) に見られる裁判外での合意形成の可能性が模索されることになる。

(2) 合意形成支援に関する制度的基盤²：少年局、家庭裁判所の役割

日本でいう児童福祉法に相当するドイツ社会保障法典第 8 編は、上述の (i) で言及した、少年局による情報提供および合意形成支援に関して、次のように規定する。

両親は、別居もしくは離婚の場合に子の福祉に適う方法で親責任を果たせるよう、少年局に対して相談支援を求めることができる（同法 17 条 1 項）。少年局は、関係する子を適切に

¹ 松久和彦「父母の合意形成の支援～相談機関・民間団体との連携」二宮周平＝渡辺惺之（編著）『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除出版、2014 年）318 頁。

² 喜友名菜織「離婚後の子の養育計画（Parenting plan）に関する諸外国の法制度等の調査概要」日本加除出版「離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務報告書」（2025 年）57 頁の内容に基づく。なお、本報告書では簡単な言及にとどまるが、メディエーション実施機関を通じた養育計画書の作成支援の概要については、同報告書 59 頁以下を参照されたい。

関与させつつ、親権と親責任を遂行するための合意案の作成を支援しなければならない（この合意案は、家事事件手続における和解または裁判所の判断の基礎となることがある）（同条2項）。裁判所は、未成年子のいる離婚事件の係属および当事者の氏名・住所を少年局に通知し、それによって、少年局は、同条2項が定める支援に関する情報を両親に提供する（同条3項）。少年局は、子の身上配慮に関するあらゆる措置において家庭裁判所を支援するとともに、親子関係に関する裁判手続に協力する義務を負う（同法50条1項）。

また、上述の（ii）、すなわち、裁判手続における裁判所による合意形成の促進および専門機関の利用の勧奨に関しては、ドイツ家事事件手続法156条1項において、次のように規定されている。

裁判所は、別居および離婚の際の親権、子の居所指定、交流、または子の引渡しに関する手続において、手続のいかなる段階においても、子の福祉に反しない場合には、当事者の合意を促さなければならない。裁判所は、親権と親責任を遂行するための合意案の作成にむけて、当事者に対して、少年局等の相談機関を利用できることを教示したり、助言を受けるよう命じることができる。裁判所は、当事者に対して、個別にまたは共同で、裁判所が指定する者または機関において、メディエーションもしくはその他の裁判外紛争解決手続の利用に関する無償の情報提供面談に参加すること、および参加証明書の提出を命じることができる。ただし、当事者に対してメディエーション等の利用を強制することはできない。

2. 合意形成を支える支援ネットワークの仕組み

（1）コッヘム・モデル

①概要

前記1.（2）のドイツ家事事件手続法156条に見られる、合意形成支援による紛争解決促進システムの導入の背景には、ラインラント・プファルツ州のコッヘム家庭裁判所における実践がある。そこでの実践の一部がドイツ家事事件手続法にも取り入れられることになり、2008年の同法の改正へと至っている。以下では、「コッヘム・モデル（Das Cochemer Modell）」における多機関連携の仕組みについて、支援ネットワーク構築の手法にも触れながら紹介する。

コッヘム・モデルは、コッヘム家庭裁判所の管轄であるコッヘム・ツェル郡の裁判官であったユルゲン・ルドルフ氏の提唱に端を発する。氏は、勝敗を前提とする裁判構造のもとで離婚紛争を解決する在り方に疑問を抱き、子の利益・福祉が紛争解決の中心に置かれるようにするために、養育に関する取決めや養育計画書の作成を促すシステムを構想するに至った。1992年に、家庭裁判所裁判官、弁護士、少年局職員、相談所相談員、鑑定人³等を集めて、「別居・離婚に関するワーキンググループ（Arbeitskreis Trennung Scheidung）」を設

³ ドイツには、日本の家庭裁判所調査官に相当する制度はなく、必要に応じて、心理学、精神医学、教育学等の職業資格を有する鑑定人による鑑定が行われる（ドイツ家事事件手続法163条1項）。

立し、毎月1回、20～40人が参加する会合における情報共有やケース研究を通じて、多職種協働モデルに関するガイドラインが策定され、実践されていった⁴。

コッヘム・モデルの特徴は、離婚、親権、交流、または扶養に関する申立ての前後において、公的または民間の相談専門機関の利用を積極的に促す点にある。このモデルにおける支援体制の概要については、以下の通りである⁵。

まず、申立前の支援につき、ドイツでは、弁護士を通じて離婚の申立てがなされるため、両親ははじめに弁護士事務所を訪問することになる。両親の間で子の居所指定や交流等について争いがある場合には、弁護士から、相談機関（少年局やその他の相談所）を訪ねるよう勧められる。近年では、弁護士事務所を経由せずに当事者が直接相談機関を訪れ、合意形成に取り組むケースも増加しているという。

次に、離婚の申立てが弁護士を通じてなされると、14日以内に裁判期日が設定される。裁判所は、未成年子のいる離婚事件の係属について少年局に通知し、それを受けた少年局は、速やかに家族と連絡をとる。両親は少年局で相談支援を受け、親子関係事件に関する裁判外での合意が勧められる。少年局での相談で合意が形成されない場合は、その他の相談所の情報が両親に提供され、その利用が勧められる⁶。両親がその相談所を訪れた場合は、14日以内に相談期日が設定される。一方、両親が相談所に赴かなかった場合は、裁判所が少年局と両親との相談期日を設定し、場合によっては、少年局職員が両親を相談所に連れていく。それでも合意に至らない場合は、裁判手続に移行することになる。少年局の担当職員は、家族と連絡をとった後に裁判期日に出席する。なお、第1回裁判期日までに子に関する合意可能な解決策の議論が行われていない場合は、裁判所は両親に対して相談所に行くよう指示をする。この場合、両親は少年局職員に伴われて相談所を訪問することになり、口頭弁論は中断されて新たな期日が設定される。

②影響

コッヘム・モデルは、弁護士を含む多職種による密接かつ包括的な協力体制であり、関係

⁴ 松久・前掲注(1) 306頁を参照。Vgl. Arbeitskreis Trennung-Scheidung im Landkreis Cochem-Zell, Entwurf einer Handreichung zur Organisation von Arbeitskreisen Trennung und Scheidung, 2006.

⁵ 松久・前掲注(1) 306-307頁の内容に基づく。

⁶ 松久・前掲注(1) 314-315頁は、少年局での相談で合意が形成されない場合に、その他の相談所を利用して合意形成支援が行われる例について紹介する。例えば、バーデン・ヴェルテンベルク州のレオンベルクの心理相談所では、両親が同時に来所することがないように工夫がされており、また、両親が実際に相談に来たかどうかについて、少年局が確認の電話を入れるとともに、相談に来なかった場合には、その旨が相談所から少年局に伝えられ、さらには家庭裁判所にも報告されるという。相談所での相談の結果、両親が合意に達した場合には、その合意内容は後日、家庭裁判所から承認を得ることで法的な効力を持つようになるという。

するすべての専門職の共通の目標が両親の合意形成に置かれている点に特色がある⁷。後にこの仕組みは、講演や研修を通じて全国的に知られるようになっていった。これを参考にし、都市の規模に応じた合意による紛争解決促進システムを導入した例として、ミュンヘンやハイデルベルクといった都市がある⁸。さらには、州の司法、社会福祉を担う省庁が、少年局や裁判所むけに研修プログラムを提供し、そのなかでコッヘム・モデルが紹介されるということもあった。その例として、バーデン＝ヴュルテンベルク州やテューリンゲン州が挙げられる⁹。

バーデン・ヴュルテンベルク州では、州全体で協力体制を構築するために、2005年に、州司法省と州社会省の共催による「親の合意プロジェクト (Projekt Elternkonsens)」を立ち上げ¹⁰、州内の4つの各地域で、少年局、家庭裁判所、弁護士会、相談機関等の様々な専門職の代表者が参加する学際的な共同研修を開催した¹¹。

この背景として¹²、当初、同州ではコッヘム・モデルの原則に依拠した運用がなされていたが、都市部においては支援に関与する専門の職種や分野が多岐にわたるうえに相談支援のニーズも多様であること、また、家庭内の暴力や虐待等のケースでは合意形成に限界があることなどが議論されるようになっていった。その結果、多くの地域では、既存のワーキングチームにこれまで関与していなかった専門職を加えて体制を拡充するか、あるいは新たに地域のワーキングチームを設立し、地域ごとの特性に応じた支援プログラムの構築や運用が進められていった。

例えば、同州の都市カールスルーエでは¹³、すでに1990年から別居・離婚に関するワーキ

⁷ Fichtner, Jörg, Konzeptionen und Erfahrungen zur Intervention bei hoch konflikthaften Trennungs- und Scheidungsprozessen, DJI, 2006, S. 30 f.

⁸ 松久・前掲注(1) 309頁。両都市のモデルを紹介するものとして、佐々木健「ドイツにおける家事紛争の合意解決支援システム」二宮周平＝渡辺惺之『子どもと離婚－合意解決と履行の支援－』(信山社、2016年) 107頁以下を参照。

⁹ Fichtner, a. a. O. Fn. (7), S. 30.

¹⁰ 松久・前掲注(1) 309－313頁、および、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省のウェブサイト (Justizministerium Baden-Württemberg, Elternkonsens: Eine Schlichtungspraxis in Sorge- und Umgangsrechtsstreitigkeiten, <https://elternkonsens.de/elternkonsens-eine-schlichtungspraxis-in-sorge-und-umgangsrechtsstreitigkeiten/>) (最終閲覧日: 2025年9月30日) を参照。

¹¹ バーデン・ヴュルテンベルク州社会省のウェブサイト (Ministerium für Soziales, Gesundheit und Integration Baden-Württemberg, Elternkonsens - ein Schlichtungsverfahren im Familienrechtsstreit, <https://sozialministerium.baden-wuerttemberg.de/de/soziales/kinder-und-jugendliche/hilfe-und-beratung/elternkonsens/>) (最終閲覧日: 2025年9月30日) を参照。

なお、2005年以降、州司法省と州社会省は毎年、親権や親子交流をめぐる争いにおける学際的連携をテーマに、家庭裁判所裁判官、家族法を専門とする弁護士、鑑定人、手続代理人、少年局職員、相談所相談員等が参加する研修会を共同で開催している。

¹² バーデン・ヴュルテンベルク州司法省のウェブサイト・前掲注(10)を参照。

¹³ Fichtner, a. a. O. Fn. (7), S. 23 ff.

ングチームを通じた協力関係が存在していたが、当初は主に相談機関のみが関与していた。しかしその後、2005年に同州で開催されたコッヘルム・モデルに関する上述の研修会を契機に、同年末以降、家庭裁判所、弁護士、少年局を組み込んだ「カールスルーエ方式(Karlsruher Weg)」と呼ばれる協力体制が整備され、体制の強化が図られることになった。この方式の特徴は、関与する専門職の規模の大きさにあり、離婚・別居家庭に対して調整のとれた迅速な手続を実現することを目的としている。そのためには、裁判官、弁護士、少年局職員、公的および民間の相談所相談員、鑑定人、手続代理人、メディエーター等、200人以上の専門職の連携と調整が求められる。この体制における調整役を担っているのは、家庭裁判所裁判官、弁護士、少年局の代表者、民間相談機関の代表者である。また、カールスルーエ方式では、離婚前の段階で、両親に対して相談機関を通じた事前相談を提供することが重視されている。もし事前の相談がなかった場合には、第1回の裁判期日に少年局職員が同席し、4週間以内に相談期日が設定される。相談では、両親が自主的に合意できそうか、さらなる相談やその他の支援が必要かどうか判断され、必要に応じて専門機関への紹介が行われる。

(2) 少年局以外の相談機関

補足として、公的機関である少年局以外にも相談支援を担う代表的な機関として、教育相談所(Erziehungsberatungsstelle)や、結婚・家族・生活相談所(Ehe-, Familien- und Lebensberatung: EFL)がある。これらの機関は、自治体(例:少年局)または以下に挙げる民間機関(例:教会、福祉団体)によって運営されている。いずれも公的助成を受けて非営利で活動しているため、原則として無料で利用することができ、公的サービスの一環として位置付けられている。

各地域で活動する民間機関としては、カトリック教会系のカリタス(Deutscher Caritasverband)、プロテスタント教会系のディアコニー(Diakonisches Werk der Evangelischen Kirche in Deutschland)、労働者福祉団体(Arbeiterwohlfahrt: AWO)等がある。これらの民間機関はそれぞれ対等で自律性が保障されている。ただし、民間機関であっても、行政機関である少年局と業務委託契約や協定を締結して児童福祉支援サービスを提供しているため、その範囲内ではドイツ社会保障法典第8編の要請を遵守する義務を負う。例えば、民間機関の相談員の人的適格性(同法72a条)、個人情報保護義務(同法61条3項)等が該当する。

フランス

大島梨沙（青山学院大学）

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度—離婚の種類と必然的関与者

今日のフランスにおける離婚の種類としては大きく分けて次の4つがある（フランス民法典第229条、以下「フランス民法典」を「民」とする）。①双方の同意による離婚（divorce par consentement mutuel）、②婚姻解消方針の承諾による離婚〔承諾離婚〕（divorce par acceptation des principes de la rupture du mariage）、③婚姻関係の決定的変質による離婚〔客観的破綻離婚〕（divorce pour altération définitive du lien conjugal）、④有責離婚（divorce pour faute）の4つである。

これらのうち、婚姻当事者間に条件面を含めて離婚についての争いがないのは①のみである。②では、婚姻当事者に離婚することについての合意はあるが条件面での争いがあり、③と④では、婚姻当事者間に離婚をすることについての合意がない。したがって、裁判外または非訟的な離婚手続である①と、非訟事件ではない（争訟性のある）②③④とでは手続および必然的関与者が大きく異なる（ただし、**弁護士**は①～④すべてにおいて必然的に関与する）。

なお、フランスでは、養育に関する合意の作成と離婚手続とは必ずしも連動しない（前回調査時の報告書参照）ことに注意されたい。

1-1 婚姻当事者間に争いがない場合：双方の同意による離婚（①）

婚姻当事者間に、離婚することについて、および離婚による効果（婚姻財産の清算結果、養育費、面会交流など）の双方について争いがない場合の離婚類型。この類型はさらに2つに分けられる。

(1) 裁判外の双方同意離婚：①-i

後述①-iiに該当しない場合、裁判官の介入なしで離婚を成立させることができる。裁判官は介入しないが、その代わりに、**弁護士**と**公証人**が手続に必ず関与する（民229-1条1項）。

婚姻当事者2人の間で離婚の合意書（私署証書）を作成するが、その際、それぞれが**弁護士**をつけないといけない。弁護士は、受領通知請求付きの書留郵便により合意書案を婚姻当事者に送付する。合意書には、婚姻当事者および（子がいる場合には）その子の特定に必要な事項、補佐する弁護士の情報、婚姻解消とその効果に同意した旨、離婚の効果と（補償給付がある場合は）補償給付の支払いに関する条項、婚姻財産の清算書（ただし、不動産登記の対象となる財産の清算が含まれる場合には、**公証人**が作成した公正証書の形式によるもの）または清算の必要がない旨の申述、未成年子が裁判官の聴取を受ける権利があることの説明を受けたうえでそれを希望しない意思表示をした旨を必ず記載しなければならない（民229-3条2項）。

合意書案の作成段階で、弁護士はその内容が依頼人にとって不利なものではないかを確認し、依頼人によりよい合意内容とするための助言を与え、また場合によって、他方の弁護士との交渉を行う。婚姻当事者は、合意書案を受領してから15日間は署名をすることができない（民229-4条、熟慮期間）。熟慮期間経過後、婚姻当事者とそれぞれの弁護士とが同席して署名を行う（この署名は電子署名

によることも可能、フランス民事訴訟法典 1145 条〔以下、「民訴」とする〕。合意書には、婚姻当事者双方の署名と、それぞれの弁護士の副署が必要である。これらを通して、弁護士は、合意書への署名時の依頼人の同意が真の同意であることをチェックする。

以上により作成された合意書の原本は、当事者それぞれが保持するとともに、3通目の原本を**公証人**に寄託する。合意書に署名した日から7日以内に弁護士から公証人に合意書を送付することが必要となる（民訴 1146 条）。公証人は、**形式的要件を満たしているかを確認**したうえで（民 229-1 条 2 項、形式的審査）、合意書原本を保管する（当事者間ではこの日に離婚の効果が発生する、民 260 条 1 号、229-1 条 3 項）。公証人は、婚姻当事者それぞれに保管証明書を交付する。保管証明書により、婚姻証書と出生証書に離婚の旨が記載される（対第三者ではこの登録時に離婚の効果が発生する、民 262 条）。

(2) 裁判上の双方同意離婚：②-ii

婚姻当事者の間に事理弁識能力のある未成年子がおり、その子が家事事件裁判官による聴取を希望した場合には、双方同意離婚を裁判所で成立させる必要がある（民 230 条以下）。この場合も、合意書の作成に関する手続については②-i と同様であるが、その合意書作成から6か月以内に、婚姻当事者の共同申請により、手続（非訟手続となる）を開始しなければならない（民訴 1123-1 条 2 項）。

家事事件裁判官は、婚姻当事者を呼び出す前に、未成年子の聴取を行う。そこでの聴取は、民訴第 1 巻第 9 編の 2 が定める諸規定にしたがって行われる。

その後、家事事件裁判官は婚姻当事者を呼び出し、まずそれぞれを個別に、次いで同席させて審尋し、その後に弁護士を呼び出して審理する（民 250 条 2 項）。これらを通して裁判官は、当事者の同意が真意によるものであり、任意かつ事情を知ってなされたものであるという確信を得たうえでなければ離婚を言い渡すことができない（民 232 条 1 項、**実質的審査**）。

1-2 婚姻当事者間に合意がない場合

婚姻当事者間に何らかの点での不一致があり、双方同意離婚が難しい場合には、②③④のいずれかによる離婚となるが、この3つの手続はいずれも司法裁判所を通す点で共通である。

すなわち、婚姻当事者の共同申請または召喚（原告が執行士を介して被告に召喚状を送付する）によって、裁判所での離婚手続が開始する（民訴 1107 条 1 項）。承諾離婚（②）か客観的破綻離婚（③）かのいずれによる離婚なのかは示していなくてもよいが、いずれにしても、訴え提起文書に請求の理由を記載する（民 251 条）。

原告または当事者双方から離婚請求を受理した家事事件裁判官は、本案審理の前に、暫定措置（離婚手続中の婚姻当事者および子の生活に必要な暫定措置）を命じるための審理を行うことができる。

③④の場合でも、婚姻解消の方針を承諾する意思表示は、離婚手続中いつでもすることができる（民訴 1123 条、1123-1 条、民 233 条 4 項）。

(1) 婚姻解消方針の承諾による離婚〔承諾離婚〕（divorce par acceptation des principes de la rupture du mariage）：②

婚姻当事者間に、離婚することについての合意はあるが、条件面（離婚の効果）での争いがある場合の離婚類型。この場合の離婚手続は2段階に分けられる。

第1段階：弁護士同席のもとでの合意書への署名

婚姻当事者それぞれが**弁護士**をつけたうえで、両者が離婚をすることについて合意をする旨の書面（私署証書）に署名する。その署名の場には弁護士の同席が必要で、書面に弁護士の副署が必要となる（(a)-iと同様）。

第2段階：家事事件裁判官への請求

その後、家事事件裁判官に離婚を請求する。離婚請求時点で作成から6か月以内の上記証書が必要となる（民訴1123-1条1項）。**家事事件裁判官**が、審理（非公開）を経たうえで（民248条）、離婚の非財産的効果および財産的効果を定める（民234条、民訴1123条2項、**実質的審査**）。

(2) 婚姻関係の決定的変質による離婚〔客観的破綻離婚〕（divorce pour altération définitive du lien conjugal）：(c)

婚姻当事者間に、離婚をすることについての合意がなく、関係破綻に対する有責性がない場合の離婚類型。

この場合、離婚を希望する一方が他方を被告として、裁判所に対して離婚を請求する（民237条）。当事者訴訟は認められていないため、両当事者とも、**弁護士**を選任しなければならない（民訴760条1項、被告は召喚後15日以内に弁護士を選任しなければならない〔民訴1108条4項〕）。**家事事件裁判官**は、共同生活の停止（2人が住居を異にしていること＋当事者の一方または双方が、あらゆる共同性を断ち切る意図を有している）が離婚の訴え提起時に1年間継続していることを認定できた場合、離婚を言い渡す（民238条1項）。離婚の効果についても家事事件裁判官が定める。

(3) 有責離婚（divorce pour faute）：(d)

婚姻当事者間に、離婚をすることについての合意がない場合で、「婚姻上の義務および債務の重大または反復的な違反となる事実が他方の配偶者の責めに帰すことができ、共同生活継続を耐え難くしている場合」の離婚類型（民242条）。両当事者とも、**弁護士**を選任しなければならない点は(c)と同様。

離婚を希望する一方が他方（有責配偶者）を被告として裁判所に対して請求し、次の点について原告が立証する必要がある。すなわち、①被告が婚姻から生じた義務を履行していないこと、②被告が自由意思で意図的にこの義務違反をしていたこと、③義務違反が重大または反復的なものであること、④義務違反が共同生活の維持を耐え難くしていることの4点である。

家事事件裁判官がこれらの要件を満たすと認定した場合、有責離婚を認容する判決を下す。監護に関する事項を含め、離婚の効果についても家事事件裁判官が定める。

2 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援について

(1) 離婚や離婚後の子の養育に関して当事者や子どもが相談できる機関

Point-Justic（無料で法律情報や相談にアクセスできる拠点、日本でいう法テラスのような機関）¹、

¹ <https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A18263>（2025年9月8日閲覧）。

家族手当金庫（caisse d'allocations familiales, CAF）²、女性及び家族の権利に関する情報センター（Les Centres d'Information sur les Droits des Femmes et des Familles, CIDFF）³などで無料で相談できるようである。

(2) 相談以外の支援策（親プラン策定のADR、心理的支援、親子交流支援、養育費履行確保など）
家事調停（médiation familiale）⁴

第三者の調停人（国家資格、心理学と法務の訓練を受けた専門家）が間に入り、面会交流や養育費などの取り決めについて当事者同士の合意形成を手助けする（前回の調査報告書も参照）。

初回は無料だが、その後の調停料は有料である（全国家族手当金庫 CNAF が契約している調停機関を利用した場合、所得に応じて一人1回あたり2～131ユーロの自己負担となる）。裁判所が調停を命じた場合、当事者の収入が低ければ、調停費用が司法扶助（aide juridictionnelle）により負担される場合がある。

面会交流支援（Espace de rencontre）⁵

第三者の立会いの下での面会交流場所（無料）。離婚後に片親と子どもの交流が紛争や安全上の理由で困難な場合に、第三者の立会いの下で子どもと非同居親が定期的に会える「中立の場」を提供する施設。利用期間は一時的な措置とされ、通常6か月（必要に応じ家事事件裁判官の判断で延長可）程度で親子関係の再構築を目指す。

養育費の履行確保（公的徴収代行制度）⁶

扶養定期金回収仲介機関（Agence de recouvrement et d'intermédiation des pensions alimentaires, ARIPA）が、支払義務者である親から毎月養育費を徴収して権利者たる親へ送金するという仕組みがある（社会保障法典 L.582-1 条）。2023年1月以降、養育費が債務名義を有する形で定められた場合、原則として仲介が自動的に行われる。もっとも、両親の共同拒否や裁判官による例外的除外があり得る（民 373-2-2 条 II）。

心理的・教育的支援

離婚家庭への心理面のサポートとして、CAF や UNAF（Union Nationale des Associations Familiales, 全国家族協会連合）などが中心となり「離別後も親でいる」ためのプログラムを各地で展開している⁷。

司法扶助（aide juridictionnelle）

² <https://www.caf.fr/sites/default/files/medias/388/Separation/Separation-Fiche%20Je%20prends%20un%20rdv%20presonalise.pdf>（2026年2月21日閲覧）。

³ <https://fncidff.info/acces-droit/>（2026年2月21日閲覧）。

⁴ <https://www.justice.fr/r%C3%A9gler-litiges-autrement/m%C3%A9diation/m%C3%A9diation-familiale#:~:text=dans%20le%20cadre%20de%C2%A0l%27aide%20juridictionnelle>（2025年9月8日閲覧）。

⁵ <https://monenfant.fr/maintenir-le-lien-parents/enfants-les-espaces-de-rencontre#:~:text=Combien%20co%C3%BBte%20l%27E2%80%99utilisation%20des%20espaces,rencontres>（2025年9月8日閲覧）。

⁶ <https://pension-alimentaire.caf.fr/l-intermediation-financiere>（2025年9月8日閲覧）。

⁷ 法務省照会に対する「フランスにおける両親離別の際の養育講座について」と題する拙報告書（2022年6月14日付）も参照されたい。

資力に応じて弁護士費用等の援助がなされる⁸。

(3) 相談先、支援機関がリスト等で一覧で示されているか

役所などにおいて上記のような機関が一覧で示されたパンフレットが配布されたりしているのかわからない。ただし、インターネットでは、司法省のサイトやフランス政府が行政手続について説明するサイト「Service-Public.fr」などで、一定のまとまりのある情報は得られる。公的機関のサイト以外でも、支援団体（アソシアシオン）のウェブサイトにある程度まとまった情報が示されていた⁹。

(4) 相談・支援の実際の利用状況（利用件数／率、満足度）

家事調停（2023年）：22,809件の調停成立¹⁰。

面会交流施設：2019年に210か所以上、年間約33,000人の子どもが利用¹¹。2024年は、187,500件の面会が実現し、35,400人の子どもがその対象¹²。

養育費履行確保：報道によれば、ARIPA発足（2020年）後最初の2年間で約165,700件の未払い対応が行われ、回収額は導入初年は前年より46%増加。現在では未払い案件の約75%で回収に成功している¹³。

3 相談先、支援機関の間の連携

(1) 連携のための場とその参加者

地方自治体や、相談・支援団体が一堂に会する場として、県家族向けサービス委員会（Comité départemental des services aux familles, CDSF）（各県単位）¹⁴が存在する（家族福祉・社会法典〔Le code de l'action sociale et des familles〕L.214-5条）。CDSFは、県が家族に対して提供するサービスの組織・運営・維持・発展に関する諮問・提案・フォローを担い、複数年の県計画（SDSF）を策定し、その実施状況を追跡する（家族福祉・社会法典D.214-2条）。

CDSFは県知事が議長を務め、県議会、基礎自治体、CAF、家族支援団体等の代表者らによって構成される。会議運営の事務局はCAFが担う（家族福祉・社会法典D.214-4条）。

(2) その協議体の法令上の位置づけや公的資金

CDSFは、2021年5月19日のオルドナンス第611号、2021年12月14日のデクレ1644号に基づ

⁸ <https://www.aidejuridictionnelle.justice.fr/>（2026年2月21日閲覧）。

⁹ その一例として、<https://www.womenforwomenfrance.org/fr/nos-ressources/separation-divorce-garde-denfants/separation-et-divorce/divorcer-en-france>（2025年9月8日閲覧）。

¹⁰ https://caf.fr/sites/default/files/medias/cnaf/Partenaires/Page_ParentsetFamilles/Page_MediationFamiliale/CNAF_Atlas_M%C3%A9diation_Familiale_2023.pdf（2026年2月21日閲覧）14頁。

¹¹ https://www.caf.fr/sites/default/files/medias/cnaf/Partenaires/Page_ParentsetFamilles/Page_EspacesRencontre/Essentiel%20Collection%20_%20Etudes_201.pdf（2025年9月8日閲覧）。

¹² https://www.justice.gouv.fr/sites/default/files/2025-10/Infos_Rapides_n30.pdf（2026年2月21日閲覧）。

¹³ <https://www.tf1info.fr/education/pensions-alimentaires-qu-est-ce-qu-a-change-l-aripa-depuis-son-instaurati-2268246.html>（2025年9月8日閲覧）。

¹⁴ <https://www.caf.fr/professionnels/offres-et-services/dispositif-partenaires/schema-departemental-des-services-aux-familles-et-comite-departemental-des-services-aux-familles>（2025年9月8日閲覧）。

いて設置された。CAFがこの活動に対して資金援助できる仕組みとなっているようである¹⁵。

(3) 会合の開催頻度

CDSFは必要に応じて開催され、少なくとも年1回は全体会（séance plénière）が開催される（社会福祉・家族法典 D.214-6 条）。また国レベルでも、家族担当大臣が年1回以上、各県のCDSF構成員の全国代表を集め、活動の全国総括を行う（社会福祉・家族法典 D.112-2 条）。

4 DV等対応

(1) 離婚手続におけるDVリスクのスクリーニング

フランスでは、離婚手続の際に当事者からの申出がなくとも裁判所が自動的にDVの有無をチェックするような制度的な仕組みはない。ただし、裁判所外で当事者間の合意形成を図る家事調停は、家庭内暴力が認められるケースにおいては認められないとの規定がある（民255条）ため、それに該当しないかどうか、審理等の中で当事者の様子や陳述、証拠などからDVの兆候を注意深く探る運用がなされているようである。

なお、フランスでは、2010年7月9日の法律第769号以降、DVの場合の保護命令（ordonnance de protection）制度¹⁶が民法の中に設けられたが、これを管轄するのは家事事件裁判官である（民515-9条）。つまり、家事事件裁判官が離婚手続もDV保護命令もどちらも管轄するため、その連携や情報共有がしやすい構造となっている。

保護命令は、被害者の申立てに基づき発令される（民515-10条）。この申立てがあれば、離婚手続の際に、裁判所はDVリスクを覚知することができる。

(2) DV事案での子育てに関する定型的な支援のパッケージ

DV被害者が緊急通報するためのホットライン「3919」が整備されており、DV被害者が安全に避難できるよう、民間の支援団体・シェルター（非営利のアソシアシオン〔association〕）が相談・宿泊支援を担い、警察や病院等からの連絡・紹介を受けて受入れ判断を行うなど、関係機関との連携が実務上行われている¹⁷。生活費等の緊急面では、2023年2月28日の法律第140号（以下、「2023年法」とする）により、DV被害者向けの緊急経済支援（aide d'urgence）が制度化され、当面の出費に対応

¹⁵ <https://www.caf.fr/professionnels/offres-et-services/dispositifs-partenaires/schema-departemental-des-services-aux-familles-et-comite-departemental-des-services-aux-familles>（2026年2月21日閲覧）。

¹⁶ 保護命令では、被害者を保護するとともに、子の安全確保策をとり、加害者に対して、被害者や子への接近禁止、一切の接触禁止と住居からの退去が科される。また、保護命令には、仮の親権・子の監護に関する措置（加害者側の面会停止など）や緊急の経済的支援も含めることができる。2019年法により、聴聞の日付決定から6日以内に保護命令を発する必要がある（民515-11条）との期限が設けられた。DV対策としては、保護命令のほか、刑事手続を経た上で加害者に刑事罰が科されることがあるほか、緊急通報端末の手交による予防、執行猶予中の電子監視による再犯防止などもある。

¹⁷ 南野奈津子「フランスにおける困難な問題を抱える女性への支援—DV被害、移民・難民の女性支援の実情と課題に関する調査より—」福祉社会デザイン学研究 2号（2024）148頁、150頁以下。

支援の在り方に関する海外の制度及び支援の実情調査

2026年2月21日（修正版）

できるようにしている（社会福祉・家族法典L.214-8条）。住居確保についても、支援団体等が賃借した低家賃住宅を3年間の試行期間の間、被害者に転貸借できるようにしたり、同じ試行期間で保護命令の対象となっている被害者の住み替えを助けるため、補償金や家賃を補助したりする施策が講じられている（2023年法15条）¹⁸。

DV被害者の場合には、暫定的に司法扶助（aide juridictionnelle）が認められ¹⁹、急を要する手続の費用に対する支援がなされる。保護命令が出れば、加害者による子への接近には何らかの制限がかかることが前提となっている²⁰。

また、加害者側の更正プログラムも近時、強化されている²¹。暴力につながる感情の言語化と重大さの自覚喚起、男女平等とDVとの関係の気づきなどを対話の中から促すというというような研修内容であるという。

<参考文献>

脚注に挙げたもののほか

-Alain BÉNABENT, *Droit de la famille*, 7e edition, LGDJ, 2024

-町村泰貴「フランスの家事紛争手続—離婚紛争を中心として」『手続保障論と現代民事手続法（本間靖規先生古稀祝賀）』（信山社、2022）555頁

¹⁸ 三輪和宏「【フランス】家庭内暴力に対抗するための法律の制定」外国の立法285-1号（2020）23頁。齋藤笑美子「ドメスティックバイオレンス防止の強化—家庭内暴力に抗し行動するための2019年12月28日の法律第1480号」日仏法学31号（2021）109-110頁。

¹⁹ <https://www.justice.fr/simulateurs/aide-juridictionnelle?>（2026年2月21日閲覧）。

²⁰ 仮に第三者の介入といった条件もなく加害者が子と面会交流ができる場合には、裁判官はその理由を明らかにしなければならぬとされている（民515-11条5号）。

²¹ 町村泰貴「フランスDV対策としての加害者更生プログラム」治療的司法ジャーナル5号（2022）34頁以下。

調査研究・支援の在り方に関する海外の制度及び支援の実情調査（文献調査、ウェブ調査）
—オーストラリアについて—

國學院大學法学部 古賀 絢子

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度について¹

(1) 離婚の種類

1975年豪州連邦家族法（the 1975 Family Law Act、以下、連邦家族法）²は、離婚手続を裁判離婚に一本化しており、全ての離婚は連邦巡回家庭裁判所（the Federal Circuit and Family Court of Australia (FCFCOA)）、以下、家庭裁判所）の離婚命令により行われる（Divorce Order, s48）。離婚の成立については徹底的な破綻主義を採り、回復不可能な破綻を唯一の離婚原因とする。離婚を求める場合は、1年間の破綻的別居の後、夫婦の一方または双方が家庭裁判所に離婚を申立てる。

(2) 離婚の種類ごとに、必ず関与することとされている公的機関又は法律家、および、それぞれの役割（形式要件の判断か、実質的要件の判断か、それらを超える相談支援か）

離婚するためには、家庭裁判所からの離婚命令を必ず得る必要がある。離婚命令申立ては、離婚宣誓供述書の電子提出の形式をとる。供述書には、弁護士または治安判事（Justices of the Peace (JP)）³が公証人として署名しなければならない。弁護士を伴う離婚申立ては全体の約3割にとどまり⁴、治安判事の無償署名サービスが利用されることが多い。

2024年家族法改正法（the Family Law Amendment Act 2024）により、離婚裁判手続が整理され、当事者が出廷を求められる要件が緩和された。その結果、当事者夫婦が希望し、裁判所が適切と判断すれば、離婚命令を得るために出廷は不要である。出廷が必要となる場合も、通常、電話やオンラインで行われ、代理人による出廷も可能である。この点は、共同・単独申立てのいずれによるか、および、未成年の子どもの有無といった条件によって変わることはない⁵。

¹ 本稿の豪州の離婚・離別後の養育法制に関する記述は主に、拙稿「オーストラリアの離婚後の共同養育法制—2006年家族法制改革から2023年家族法改正法まで—」水野紀子・窪田充見編『家族と子どもをめぐる法の未来 棚村政行先生古稀記念論文集』（日本加除出版、2024年）369-403頁、拙稿「オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と子の保護の取組み」二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』（信山社、2023年）39-81頁、および、これら拙稿において引用している海外文献・邦語文献に基づく。紙幅の都合上、以下、特段の場合を除き、逐一の引用は行わない。

² 豪州の家族法は、連邦統一の制定家族法である連邦家族法を基本法とする。以下、別段明記するのでない限り、本稿で引用する条文は連邦家族法のものとする。

³ 治安判事は社会のあらゆる分野から選出され、各州知事により任命されるボランティアである。主な役割は、法定宣誓書や宣誓供述書の作成を立会いすること、および、原本書類の写しを認証することである。治安判事の詳細については、例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州HP・Communities and Justiceのページ（<<https://dcj.nsw.gov.au/legal-and-justice/legal-assistance-and-representation/justice-of-the-peace.html>>（2026年2月16日閲覧確認）を参照。同HPには州内の治安判事の検索・予約システムも搭載されている。

⁴ 1999年のFamily Court of Australia（裁判所組織再編前の豪州連邦家庭裁判所）のデータとして、Data on self-represented, Appendix F, Figure.7.（<<https://assets.pc.gov.au/inquiries/completed/access-justice/report/access-justice-appendixf.pdf>>（2026年2月16日閲覧確認）参照。

⁵ 従来、未成年子を伴う離婚では、単独申立ての場合、離婚を申し立てる側の当事者は出廷する必要があったが、この要件は廃止された。また、やはり従来は、婚姻期間が2年未満の場合に限り、カウンセリングを受講し、証書を提出することが求められており、カウンセラーの関与が必須であったが、この要件も廃止された。豪州連邦法務省のHP（<<https://www.familylaw.gov.au>>）を参照。

離婚命令申立て後の裁判手続は、基本的にレジストラ（Registrar、事務裁判官補）が担当する⁶。別居期間や回復不可能な破綻といった要件については、レジストラが書面審査により確認し（s98A）、記載内容が不十分な場合は出廷を命じる場合もある。

未成年の子どもを伴う離婚については、上記の要件に加え、離婚命令の効力発生要件として、「子どもの世話・福祉および成長に関する取決め」（以下、「養育取決め」）を提出し、裁判所において取決めが適切であることを確認し、宣言することが求められる（s55A）。レジストラは提出書面上の子どもの住居、教育、健康状態、親との面会交流の頻度、養育費の支払等の子どもの養育状況に関する記載内容を確認する。書面審査の結果、「養育取決め」が適切でないと判断された場合、離婚命令は留保され、追加の陳述書提出が命じられる。それでもなお、子どもの養育状況に疑問がある場合、家族支援コンサルタント（family consultant）⁷による報告書等の証拠提出（s55A(2)）や出廷が命じられる。

もっとも、「養育取決め」は子どもの現状を確認するためのものに過ぎず、法的な効力を持つ決定ではない。離婚・離別後の子どもの具体的な養育措置を取り決めるための法的仕組みは養育計画（parenting plan, s63C）、および、養育命令（parenting order, s64C）である。これらは離婚命令とは別個の制度であり、申立手続は離婚手続とは独立して行われる。なお、父母が子どもの養育をめぐる激しく対立し、養育命令の手続が進行中である場合は、離婚命令申立て時点で養育取決めがなされていなくても、離婚命令が効力を発するべき特別な事情があるとみて、離婚が認められるとされる（s55(1)(b)(ii)）。

以上の他に、離婚手続に伴う支援機関や法律家の必要的関与については定められていない。後述の通り、一部の家族はコミュニティレベルの公的支援を利用する（養育命令の手続過程において裁判所が利用を命じる場合も含む）が、あくまで任意での利用である。そもそも豪州では、事実婚が急激に増加しており、婚外子の出生割合は全体の4割弱におよんでいることに留意を要する⁸。

2 父母の離婚に関する当事者又は子どもの相談・支援について

<https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/publications/family-law-changes-june-2025-information-family-law-professionals>>、<<https://www.fcfcga.gov.au/fl/divorce/divorce-overview#:~:text=If%20you%20cannot%20provide%20proof,wil%20need%20to%20explain%20why.>>、および、家庭裁判所のHP（<<https://www.fcfcga.gov.au/news-and-media-centre/updates-profession/june2025-fla-forms>>）（ともに2026年2月16日閲覧確認）を参照。

⁶ レジストラとは、裁判官にかわって一部の裁判手続および危険度評価などを担当する裁判所職員である。上級司法レジストラ、司法レジストラ、副レジストラの3種に分かれ、各々担当する手続が異なる。離婚手続を担当するのは司法レジストラである（the Federal Circuit and Family Court of Australia (Family Law) Rules 2021, Schedule 4.）。

⁷ 家族支援コンサルタントは、離婚に関わる子どもや家族の問題を専門とする心理士またはソーシャルワーカーで、裁判所が十分な専門性を有すると認めた者から、裁判所主席執行官により任命される支援職種である。裁判所子ども支援部門（Court Children Services）の監督の下、裁判所の命令に基づいて、子どもや家族と面談し、アセスメントを行い、各種報告書を作成する。裁判所所属の常勤職員（Court Child Expert、裁判所内子ども支援専門職員）と非常勤の民間コンサルタント（規則7条コンサルタント）の2種類があり、s55A(2)報告書は基本的に前者が担当する。

⁸ 2023年までのデータについて、Australian Institute of Family StudiesのHP（<<https://aifs.gov.au/all-research/facts-and-figures/births-australia>>（2026年2月16日閲覧確認）参照。したがって、豪州では、離婚について事実婚の解消を含む“separation”の用語が一般に用いられることを踏まえ、本稿でも以下、離婚を指して「離婚・離別」と表記する。

(1) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子どもが相談をすることができる相談先等

離婚・離別、および、これに伴う子どもの養育に関する問題の支援は主に、豪州連邦法務省 (Attorney-General's Department) 管轄の連邦政府資金による包括的サービスプログラム「家族関係支援プログラム (Family Relationship Service Program、以下、FRSP)」として展開されている⁹。FRSP は「特に子どもを持つ、別居中、または、離別・離婚した家族の福祉の向上」を目的とする公的支援事業で、裁判手続を利用する前段階におけるコミュニティレベルでの支援を重視する。連邦法務省は民間福祉事業者と委託契約を結び、各事業者が公的ガイドラインの下で運営を担う。

その中でも相談支援事業は、家族関係相談ホットライン (Family Relationship Advice Line、以下、FRAL:電話での情報提供・助言・支援機関紹介)、家族関係相談オンライン (Family Relationship Online、以下、FRO:情報提供)、および、家族関係支援センター (Family Relationship Centre、以下、FRC:(2) 参照) により行われている。

その他の公的な相談先としては、家庭裁判所、各州・準州のリーガル・エイド (Legal Aid Commission)、および、連邦社会サービス省 (Department of Social Services) 管轄の厚生福祉庁 (Services Australia) 等を利用できる。リーガル・エイドは経済的困難がある人への法律支援として、法的助言、弁護士の紹介、および、裁判での代理人活動を行う。厚生福祉庁は養育費の決定・徴収に関する行政支援を行う。民間の相談先としては、FRSP に属さない民間支援団体や弁護士等が利用される (2) 参照)。

(2) 離婚や離婚後の子育てに関する、当事者又は子どもに対する相談以外の支援 (養育計画の作成のためのADR機関、心理カウンセリングの実施、親子交流支援、養育費履行確保等)、具体的内容、および、利用のための費用負担に対する公的な補助等

離婚・離別、および、これに伴う子どもの養育に関する問題に対する諸支援についても、相談支援と同様、FRSP の枠組みを軸とした公的支援が展開されている。FRSP の主な具体的内容は、FRC、裁

⁹ 連邦法務省 HP (<<https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/family-relationship-services>>)、および、Attorney-General's Department, 'Family Relationships Services Program Grant Program Information'(2023), Commonwealth of Australia 2023. (<<https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/publications/frsp-grant-program-framework>>) (共に、2026年2月16日閲覧確認) 参照。以下、FRSPに関する情報は主に上記の他、Rae Kaspiew et al, 'Family Relationships Services program review: Final input technical' and 'Appendices', (2024) Australian Institute of Family Studies, Commonwealth of Australia 2024.による。FRSPは2006年家族法制改革 (the 2006 Family Law Reform) による裁判外離別家族支援の拡充を経て、2009年から2011年にかけて現在の枠組みにまとめられた。2006年改革は、離婚・離別後の養育について裁判外で取り決め、離婚・離別後も父母双方が子どもの生活に関与することを推進するものであり、そのために裁判外での合意形成・家族関係再構築支援の大幅な拡充を図った。その後、特に家庭内暴力や虐待などの安全面の懸念や複雑困難な問題を抱える家族への対応が一層重視されるようになり、そのための家族法改正が相次ぐ中、支援実務レベルではFRSPの枠組みでの多職種連携による包括的なアプローチが進められてきた。なお、FRSPは2009年のプログラム創設時には連邦法務省と連邦社会サービス省との共同管轄であったが、2011年にカウンセリングや一般予防教等の福祉育部門が分離独立し、連邦社会サービス省管轄の「家族および関係支援サービス (Family and Relationship Services、以下、FaRS)」として展開されるようになった。FRSPの実施機関は実際上、FaRSサービスの実施も同時併行的に行っており、心理・福祉の観点も組み合わせた支援回復の取組みが行われている。FRSPの規模であるが、2022-23年度、FRSP事業者数は72で、一事業者がFRCやカウンセリング等の複数の支援を提供することも多い。FRCは2006年の創設時点では65件だったのが、2025年時点では140件となっている。2022-23年度、連邦政府はFRSPに2億4481万豪ドルを投資している。FRCがその約半分を占め、次いで、CCSへの資金提供が大幅に増加している。

判外家族紛争解決支援 (Family Dispute Resolution、以下、FDR：メディエーションによる養育取決め・養育計画作成支援)¹⁰、家族法カウンセリング (Family Law Counselling、以下、FLC)、離別後の協働的養育支援プログラム (Post-Separation Co-Parenting Program：集団親教育・個別カウンセリングによる離別夫婦間の関係再構築支援)、養育命令履行確保支援プログラム (Parenting Orders Program、以下、POR：養育命令等の遵守を目的とした裁判所命令による親教育・カウンセリング)、面会交流支援 (Child Contact Services、以下、CCS：監督付面会交流等)、離別後子ども支援プログラム (Supporting Children after Separation Program：子ども向けカウンセリング・教育講座等) である。

こうした諸サービスの核となるのが FRC である。FRC は FRAL 等と共に、支援全体の窓口として初期対応を担い、アセスメントの結果を踏まえて利用者のニーズに合わせて各種専門機関を紹介する。FRC 内部でも無料・有料の FDR による養育計画作成支援や離別後養育講座を提供する。

FRSP 外でも、リーガル・エイドによる法的支援や厚生福祉庁による養育費関連支援等を利用できる。2021 年からは全豪リーガル・エイドにより、合意形成・養育計画作成支援 AI ツール“amica”が提供されるようになり、広く利用されている¹¹。

民間支援としては、コミュニティ法律センター (Community Legal Centres、女性向け法律サービスを含む)、認定家族法専門弁護士、認定 FDR 士による FDR 支援、家族関係支援カウンセリング、家庭内暴力問題支援サービス (Domestic and Family Violence)、子育て支援プログラム、男性の行動変容プログラム (Men’s Behavior Change Program) 等、多種多様な支援が展開されている。離婚・離別家族の問題の背景にある、精神疾患、アルコール・薬物等の依存症の支援や、文化・言語・背景の多様性の観点から、先住民族コミュニティによる支援や移民・難民、LGBTQI+向け支援も提供されている。

費用面については、FRSP その他公的支援は政府の補助金により、無料または安価で利用できる。そのため、公的支援は民間支援に比べて利用費が低額である。例えば、FRAL や SA は無料、FRC は情報提供、他の支援先の紹介、および、個別面談は無料で、FRC での FDR は最初の 3 時間のみ無料である。ただし、年収 5 万豪ドル以上の利用者は、FDR が無料となるのは最初の 1 時間のみで、2・3 時間分は毎時 30 豪ドルの料金がかかる。amica は、養育計画を正式に作成する場合、父母それぞれ 297 豪ドルの料金がかかるが、低収入者向け利用補助がある。

(3) 相談先、支援機関の一覧リスト等の提供

支援機関のリストは様々なレベルにおいて、多くの機関によりオンラインやリーフレット等で提供されている。オンラインで確認できるものとして、例えば、FRO の HP の FRSP 公式検索システム¹²、

¹⁰ FDR とは、国家公認 FDR 士の支援の下で、離婚・離別家族の問題解決のための合意形成を図るメディエーション等の裁判外手続である。連邦家族法は養育命令申立てについて FDR 前置主義を置き、家庭内暴力・虐待の懸念を伴うと見られる場合等の例外を除き、原則として、家庭裁判所に養育命令を申し立てる前に必ず FDR による合意形成手続を経ることとされる (s60I)。

¹¹ amica の HP(<https://amica.gov.au/info-about-separating/parenting-arrangements?gad_source=1&gad_campaignid=18079129631_&gbraid=0AAAAAi95VWp6_l6qKnuZ3ZrEPSTSu3t6&gclid=CjwKCAiAwNDMBhBfEiwAd7ti1GFu79tXIOZDeUH5LNYZDkQaiGiK7E8KLLq1IHs70xpt8xeZb6YTURoC14oQAvD_BwE> (2026 年 2 月 16 日閲覧確認) 参照。

¹² 所在地・サービスの種別で検索し、当該サービスの HP へのリンクにアクセス可できる。<<https://www.familyrelationships.gov.au/search-services>> および <<https://www.familyrelationships.gov.au/find-local-help>> (2026 年 2 月 16 日閲覧確認) 参照。

法務省 HP の公認 FDR 機関検索システム¹³、各州リーガル・エイドの HP の登録弁護士の検索システム¹⁴、各州弁護士協会の HP における登録弁護士および認定専門弁護士の検索システム¹⁵等がある。Family Law Pathway Network（3参照）の HP も、登録支援機関の一覧を提供する¹⁶。

（4）相談・支援の実際の利用状況（利用件数／率、満足度）

FRSP の総利用者数は、2018～20 年度に約 160,900 人でピークに達した後、コロナ禍を経て減少傾向にあり、2022-23 年度には 127,357 人であった。一方、利用者一人当たりの利用回数は増加傾向にあり、5.5 回／人に上った。そのため、総利用回数は約 10 年前と比べて約 25%の増加となっている。これは、支援対象となる事案の相当部分が家庭内暴力やメンタルヘルスの問題を伴うなど、複雑性が増しており、その多くが、法的支援、家庭内暴力専門支援、養育費支払い支援を中心に、FRSP 外の支援も含めた複数の支援を同時に利用していることによると考えられる（下記④参照）。個別の利用者数は、2022 年 1 月～2023 年 6 月、FRC の新規利用者が全体の 38%と最も多く、次いで、FRAL が 28%を占めた。両者とも支援の入り口として機能しているとされるが、複数の支援を利用する際の組み合わせや順序は、利用者の問題状況等により様々である。利用率については、未成年の子どもをもつ一人親家庭 1000 人あたり 76.9 人が FRSP を利用し、特に、FRC は同 31.5 人が利用している。

支援利用に対する満足度については、多くの利用者が、FRSP による支援は離婚・離別に伴う感情的・法的・実務的課題への対処に役立ったとして、高評価を示した¹⁷。他方で、否定的な評価として、①遅延・利用制限、②高額な費用、③少数派の家族への偏見、④サービス提供における安全性の欠如、⑤子どもの利益の実現への懸念が挙げられた。

①遅延は、豪州の離別・離婚家族支援の抱える最重要課題の 1 つである。特に FRSP 等の公的支援における待ち時間の長さは、迅速な解決の観点からみて深刻な問題となっている¹⁸。一人当たりの利用回数の増加も一因と考えられる一方、利用時間や回数の上限が設定されていることが利用者の包括的

¹³ <<https://www.fdr.ag.gov.au/fdr>>（2026 年 2 月 16 日閲覧確認）参照。

¹⁴例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州リーガル・エイドの HP では登録弁護士について、所在地や専門を選んで検索できる<<https://www.legalaid.nsw.gov.au/ways-to-get-help/apply-for-legal-aid/find-a-panel-lawyer>>（2026 年 2 月 16 日閲覧確認）参照

¹⁵ 例えば、ヴィクトリア州弁護士協会 HP（<https://www.liv.asn.au/web/for_the_public/find_a_lawyer_referral_service/web/content/for_the_public/referral/referral_search.aspx>（登録弁護士）、<https://www.liv.asn.au/web/content/for_the_public/referral/directory_search_specialist_accredited.aspx>（認定専門弁護士）（2026 年 2 月 16 日閲覧確認）。

¹⁶ 例えば、タスマニア州 FLNP の HP<[>（2025 年 10 月 29 日閲覧確認）参照。](https://tasfamilylawpathways.com.au/service-directory/?dosrch=1&q=&wpbdp_view=search&listingfields%5B20%5D=&listingfields%5B2%5D=-1&listingfields%5B39%5D=)

¹⁷ 2015-16～2022-23 年度の利用者満足度は全 FRSP 活動で一貫して高水準であった（平均評価は 4.3～4.8/1～5 の評価尺度）。最高評価は FRAL（4.85/同）で、権力不均衡下での意思決定支援としての FDR への高満足度（4.75/同）、C CS への概ね肯定的な評価（4.3/同）、POP による別居後の親子関係改善・子どもの適応促進効果が指摘される。

¹⁸ FLNP は、各州の主な支援機関の待機時間を毎月 HP 上に挙げている。それによると、シドニーの FRC の場合、初期面接が 1～7 週間待ち、FDR が 4～30 週間待ちとなっている。さらに、面会交流支援の初期面接が 1～20 週間待ち、引渡し支援が 2～4 週間待ち、監督支援が 2～20 週間待ちとなっている（2025 年 10 月時点、<https://wafpn.org.au/wp-content/uploads/2025/10/SWT-TEMPLATE_Oct_2025_Updated02.10.25.pdf>（2026 年 2 月 16 日閲覧確認）参照）。こうした遅延状況は FRSP サービスではなく民間サービスを利用する理由にもなっている。

かつ長期的なニーズに応える上での妨げとなっているとの批判もある¹⁹。

②費用については、2 (2) の通り、公的支援は無料支援も多く、特に低所得者向けの補助は手厚い。しかし、支援利用に付随する交通費や託児費用等の諸費用の負担が重いために利用が困難であるという指摘も見られた。また、低額な費用が多数の利用をもたらししているが、そのことが①公的支援の遅延に結び付いている側面もある。それゆえ、民間支援を好む利用者もいるが、その場合は費用が壁となる。他方で、そもそも利用補助を伴う公的支援を受けることを一種のスティグマと捉え、回避する利用者もいるとされる。

③少数派の家族をめぐるのは、遠隔地居住の家族、先住民家族、CALD 家族、障がいのある家族、LGBTIQ+の家族については、地理的・文化的要因等から、支援利用自体のハードルが高いとされる。

④安全性の問題については、支援サービス利用者の相当部分が家庭内暴力・虐待の問題を抱えており、きわめて重要な課題とされる²⁰。安全面の懸念、あるいは、精神疾患、各種依存症等の複雑困難な問題状況を抱える利用者に関しては、支援サービスへの高い依存度が指摘され、長期的、集中的なケースマネジメントと調整の必要性が唱えられると共に、現行の仕組みでは限界があるとされる。一部の専門家や利用者は、サービス提供の非効率性が、遅延や調整不足、長期にわたり複数のサービスから支援を求める原因となり、重複やコストの増大、家族の問題悪化を招く可能性を指摘している。

⑤子どもの利益の実現の観点からは、子どものニーズに長期的に柔軟に対応する上で、子どもを対象とした支援の拡充や福祉部門も含めた諸支援間の連携の強化の必要性等が示されている。特に、子ども自身による支援の利用は低調であるとともに、利用されているとしても、子どもの声を十分に聴くことが出来ていないなど、支援の内容や質に対しては批判的な意見も見られる。

なお、豪州の支援サービス調査研究は、支援評価に際し費用対効果の視点も活用するなどして量的調査を充実させるとともに、質的調査も組み合わせる個別の利用者の経験や支援提供者側の見解を補充するなどして、精緻な課題の洗い出しと分析を図る。2006年改革以降の家族法制度の枠組みが「子どもの利益」の実現を当事者のみではなし得ないことを前提とする、いわば、支援ありきの制度設計となっていることから、支援の質の確保がきわめて重要である中で、注目すべき取り組みと言える。

3 相談先、支援機関の間の連携

¹⁹ 特に FRSP サービスの2時間の無料 FDR で拙速な取決めを迫られること、取決めに至らない場合、リーガル・エイドや裁判手続を一からやり直すことになり、都度、資料や証拠を提供しなければならないことが問題視される。

²⁰ 公的支援および民間支援に共通する利用者の傾向として、家庭内暴力、子どもの安全面の懸念、メンタルヘルス、薬物乱用の問題が集中している。この傾向は、FDR、弁護士、および、裁判所の利用者で特に顕著である。例えば、離婚家族全体でみると、約2割が身体的暴力、約4割が精神的虐待を経験しており、こうした安全面の懸念は離婚後約5年経過後も約5~25%の割合で残ると見積もられる。これに対し、養育紛争裁判利用者（全体の3から7.4%）でみると、身体的暴力の経験は53%、精神的虐待の経験は85%、安全面での懸念は46%に見られる（以上、前掲注(1)・水野・窪田編400-401頁を参照）。また、養育計画作成のためにFDRを利用した者のうち約4分の3、同じく弁護士を利用した者の86%が精神的虐待を経験しているとされる。FRCでも全利用者の約半数近くが子どもの安全面の懸念を伴ってたと報告されている。このように安全面の懸念を抱える家族は離婚・離別家族の中では少数派であると同時に、家族法支援の主要な利用者でもある。実証研究は、身体的暴力に限らず、広く安全面の問題は子どもの利益を損なう懸念が大きいことを示している。そこで、「暴力」の定義を拡張し、身体的暴力だけでなく、精神的虐待、経済的虐待、および手続濫用も暴力の射程におさめた上で、家族法改正その他手続・支援体制の整備による重点的な対応が進めている。

(1) 地域ごとの自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体・支援者間の情報交換体制)

豪州全国および各地域レベルでの離別・離婚家族支援専門家コミュニティとして、家族法パスウェイ・ネットワーク (Family Law Pathways Network 以下、FLNP) が活動している²¹。FLPN は 2003 年、部門横断的な専門家間の関係構築および多職種連携強化の支援を目的として創設された。具体的には、専門能力開発研修、リソースの開発提供、ネットワーキングの機会提供、情報共有による支援サービス間の紹介メカニズムの促進を行っている。

(2) 根拠となる法令と公的予算

FLNP は法定機関ではないが、FRSP に属し、連邦法務省から資金が全額拠出されている。

(3) 構成メンバーおよび主催者

FLNP は豪州各地の 33 の地域運営委員会により組織されている。各地域委員会には家庭裁判所や社会福祉庁等の公的機関の職員・担当者、FRC 運営事業者職員、FDR 士、カウンセラー、CCS 職員、各州のリーガル・エイドやコミュニティ法律センターの弁護士、民間弁護士をはじめ、官民のあらゆる支援提供者が参加している。主宰・運営は各地域運営委員会が担っており、一般的には法務省から資金委託を受けた地元の民間福祉団体が事務局機能を担当する。

(4) 開催頻度および議題

地域にもよるが、一般的には年に一度、年次フォーラムが開催され、地域全体の専門家が参加する他、専門家向け研修・ワークショップが年に数回行われている。運営委員会は隔月または四半期に一度開催される。議題としては、支援機関相互の紹介のためのガイド・名簿の作成・更新、最新の法改正の内容や実務への影響の共有、多職種間連携における課題解決、ネットワーキング等が扱われている。

4 DV等対応

(1) 離婚に際し、当事者の申出によらずにDV (ハラスメント、ストーキング、暴力等も含む。以下、DV等という。)の危険性等をスクリーニングする仕組み

離婚裁判手続そのものではなく、離婚・離別に伴う養育事案について、2023 年より、全国の家庭裁判所で、全ての養育命令申立てについて、「ライトハウス・プロジェクト (Lighthouse Project)」によるスクリーニング・アセスメントおよびトリアージが実施されている (Part II, s10Q-T) ²²。

²¹ 以下、Attorney-General's Department, 'Family Law Pathways Networks Program Guidelines' (2013) Australian Government. および、FLNP の HP (<<https://familylawpathways.com.au/>> (2026 年 2 月 16 日閲覧確認)) を参照。

²² ライトハウス・プロジェクト実施のため、2020 年家族法改正 (危険の識別による保護措置) 法 (Family Law Amendment (Risk Screening Protections) Act 2020) が行われた。連邦家族法 Part II が設置され、リスク・アセスメントのプロセスが明文化され、トリアージで取得された情報は原則として、相手方当事者や裁判官、レジストラーに開示できず、裁判における証拠として用いられないとして秘匿義務が定められた。その上で、2023 年家族法改正 (情報共有) 法 (Family Law Amendment (Information Sharing) Act 2023) により、連邦家族法に Part IIIA が挿入され、家庭裁判所と各州・準州の警察、児童保護当局等の各種機関における情報共有・連携体制が強化された。なお、ライトハウス・プロジェクトに関する法規定としては、上記改正法の他、Federal Circuit and Family Court of Australia (Family Law) Rules 2021, Family Law Practice Direction: Evatt list, Family Law Practice Direction: Parenting proceedings, Central Practice Direction: Family Law Case Management (FAM-CPD) 等、具体的な内容や取組みの成果については、家庭裁判所の HP (<<https://www.fcfa.gov.au/fl/fv/lighthouse>> (2026 年 2 月 21 日閲覧確認))、Federal Circuit and Fa

具体的なプロセスは下記の3段階構成からなる。

- ① リスク・スクリーニングおよびアセスメント：訴え提起または受訴に際し、質問票（“DOORS (Detection of Overall Risk Screen)”²³⁾）に記入・回答する（オンライン方式、所要時間は10～15分程度）。トリアージ専門担当カウンセラーが回答内容をもとに危険性を抽出し、評価を行う。単に暴力の有無を確認するだけでなく、薬物・アルコール問題、メンタルヘルス、経済的リスク等、家族が抱える全体的な危険やニーズについて、多角的・包括的に評価する。
- ② トリアージ：危険度評価の結果に基づいて、レジストラーが事案を仕分け、適切な支援経路を決定する。
- ③ 分類に応じた事案の対応・訴訟管理：危険性が低～中程度との評価を受けた事案については、アセスメントを終了し、レジストラーによるオンライン支援へと進む。当該事案の個別具体的な事情に応じて、適切な支援の紹介や安全確保プランの作成支援を行う。危険度が特に低ければ、FDRが推奨される場合もある。危険性・緊急性が高いと評価された事案については、家族支援カウンセラーが直ちに面談し（電話・オンライン等）、詳細なアセスメント、支援先の紹介、安全プランの作成を行う。その中でも最も危険度が高い事案は、家庭裁判所の「エヴァット・リスト」(Evatt list) に組み入れられる。リスト入りした事案は特別支援チームによる早期の情報収集および集中的・専門的・積極的な介入支援を受ける。リスト入りをめぐっては、子どもに対する深刻な身体的・精神的虐待またはネグレクト、深刻な身体的・精神的または経済的な家庭内暴力、子どもらが深刻な家庭内暴力にさらされること（その危険を含む）、深刻な薬物・アルコール等の濫用、メンタルヘルスに関する問題により、子どもらに危害が加わること（その深刻な危険を含む）、自傷の危険、子どもの連れ去りの脅迫または未遂、子どもまたは再婚相手等の第三者に対して危害を加える旨の脅しの有無を考慮し、基準を満たした場合のみ、リスト入りとなる。

以上の仕組みの大半を担うのは、レジストラーをはじめとする裁判所の非裁判官職員である²⁴⁾。アセスメントおよびトリアージによる手続の効率化と併せて、裁判官の負担を軽減させ、裁判官を重要事件の審理に集中させることで、裁判手続の充実化、遅延の解消、安全面の懸念を伴う子どもや家族の早期安全確保を図る。

裁判外手続についても、FRC等のFRSP全体において利用者の安全確保が最優先事項とされているため、支援利用の初期面接（インテーク）に際し、“DOORS (Detection of Overall Risk Screen)”によるスクリーニング、リスク・アセスメントおよびトリアージが広く行われている。具体的には、次の

family Court of Australia (Division 1) and (Division 2), ‘Lighthouse information sheet for practitioners’.および、2024-25 Federal Circuit and Family Court of Australia (Division 1) and (Division 2) Annual Reports, pp. 42-45.等を参照。

²³⁾ The DOORS Triage Tool: (2023 Implementation Version). McIntosh, J.E., Welsh, E., Painter, F. & Ralfs, C., with contributions of the Federal Circuit and Family Court of Australia including staff members Steele, B., Carmichael, J., and Evans, E., Unpublished Instrument. The Federal Circuit and Family Court of Australia, Canberra. DOORSはAIFSによって開発・検証され、後述の通り、裁判外手続においても、FRSPサービス全般で標準的なリスク評価ツールとして広く利用されており、ライトハウス・プロジェクトでは、裁判用に調整されたツールが用いられている。

²⁴⁾ 例えば、危険度評価は家族支援コンサルタント（裁判所内子ども支援専門職員）、初期トリアージは司法レジストラーが担当し、エヴァット・リスト入りの判断を行うのは上級司法レジストラーである。リスト入りした事案に対応する特別支援チームは裁判官、上級司法レジストラー、裁判所内子ども支援専門職員により構成される。

通りである。

①スクリーニングおよびリスク・アセスメント：利用者が質問票に記入・回答する（オンライン等、所要時間約15～20分）。その内容に基づいて、専門家が対面で面談し、利用者の抱える危険を検知した上で、危険度やニーズを評価する。

②トリアージ：評価に基づいて、事案を仕分けする。

③支援・対応：仕分けに基づいて、安全確保プランの作成、情報・助言の提供、適切な支援の紹介等の対応を進める。裁判所による命令を得る前の迅速な保護が必要な場合は安全確保を最優先とするが、危険度に応じて可能な場合は、FDRも行われる。主な紹介先は、リーガル・エイド、家庭内暴力専門支援機関、および、メンタルヘルス支援等である。また、各支援で支援内容に合わせた専門的なアセスメントも行われる。例えば、CCSでは、面会交流を安全に実施できるか、どのような安全対策が必要か（スタッフの増員、出入口の分離等）について詳細に評価する。

(2) DV等がある場合やその危険性が高い場合における、離婚や離婚後の子育てに関する定型的な支援のパッケージ

養育命令裁判手続においては、(1)の通り、ライトハウス・プロジェクトにおいて、危険度評価に基づいた定型的な支援対応・事案管理が行われる。例えば、危険度が中程度との評価であれば、特定された具体的なリスクへの対応や安全確保のためのプラン（例：連絡方法の制限）作成のための情報や資料を提供するとともに、必要に応じて、裁判所外の専門支援機関への紹介や暫定命令申立てが行われる。危険度が高程度との評価を受け、特に、エヴァット・リスト入りした場合は、直ちに詳細な面談と安全計画の策定が行われた上で、専門支援チームの下で、迅速な情報収集、安全確保のための暫定命令（接触禁止、監督付面会交流等）の早期申立て、および、綿密な支援管理が行われる。

裁判外手続においては、FRSPのガイドラインや委託契約の下、(1)の通り、サービス全体においてリスク・アセスメントが行われるとともに、特に、CCS、POP、FDRにおいて、安全面の懸念をとまなう家族への定型的な支援が行われている。

CCSでは、面会交流で子どもを受け渡す際に両親が顔を合わせることをしないよう、到着・出発時間をずらし、専用の別ルートを使用する。また、監督付面会交流では、訓練を受けた専門職員が終始立ち会い、記録をとる。面会交流中に、暴言や不適切な接触等の安全上の懸念が認められた場合、職員が直ちに面会交流を打ち切ることができる²⁵。

POPでは、裁判所において高葛藤または安全面の懸念を伴うと認められた家族について、再発防止と子どもの安全確保を目的とし、裁判所の命令（s13C）に基づいて、集団親教育講座と個別のカウンセリングによる両親間のコミュニケーションの改善支援が行われる²⁶。

²⁵ 2024年家族法改正法により、CCS認証制度（Children's Contact Services Accreditation Framework）が導入されることとなり、現在、その準備段階にある。認証制度は官民での区別やFRSPへの所属の有無にかかわらず、全てのサービス業者を対象とし、連邦法務省の定める国家基準（National Standards for Children's Contact Services"（Attorney-General's Department）の順守を義務づけられる。認証基準には例えば、スタッフの資格、施設の安全性（入口の分離など）、およびリスク・アセスメントの実施等の安全基準も含まれる。認証を受けなければ、裁判所からの送致の対象から外れる等の制限が付される予定である。CCSのHP（<<https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/children-and-family-law/childrens-contact-services/childrens-contact-services-reform>>（2026年2月16日閲覧確認）を参照。

²⁶ 詳細はFamily Law Services Parenting Orders Program –Post Separation Co-operative Parenting Program Grant

FDRについては本来、家庭内暴力や児童虐待等による安全面の懸念を伴う家族は、養育命令申立てにおけるFDR前置を例外的に免除される(s60I(7))。しかし、それにもかかわらず、実際にはそうした事案でもFDRが行われることが多い。安全面の問題を抱える家族の例外的排除が不十分であるという実態に対応するため、そうした家族を対象としたFDRを行う上では、弁護士関与する法的支援付FDRが活用されている²⁷。具体的には、シャトル方式で、両親を別室に配置し、FDR士が各部屋を往復するとともに、元夫婦間関係における非対称性に対応するため弁護士が常に同席する。さらに、FDR士とは別に、家庭内暴力専門支援スタッフが配置される場合もある(Coordinated Family Dispute Resolution (CFDR)モデル)。もっとも、家庭内暴力等を伴う事案では、基本的に、身体的・心理的安全性が確保され、関係の支配・被支配性、非対称性が是正される上で、FDRの利用には注意を払うべきと考えられている。

Opportunity Guidelines(2018).を参照。

²⁷なお、安全面の懸念を伴う家族に特化したFDRモデル(弁護士を含む多職種連携・集中事案管理モデル)の開発も一時行われていたが、人的資源や財政面等の問題から実現しなかった。

支援の在り方に関する海外の制度及び支援の実情調査（韓国）

大阪経済法科大学法学部

金 亮 完

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度について

(1) 離婚の類型にはどのようなものがあるか。

ア. 韓国の離婚の類型（手続）は、協議離婚（韓国民法834条。以下、国名は省略する。）と裁判離婚（同840条）とに大別される。後者には、調停離婚（家事訴訟法50条により、離婚事件については原則として調停前置主義が採用されている。）と判決離婚がある。

イ. 協議離婚の場合には、家庭法院において離婚意思確認手続を履践しなければならない（民法836条1項）。

ウ. 調停離婚の場合、家庭法院の職権により、調停に代わる決定（家事訴訟法12条による民事調停法30条の準用）、和解勧告決定（家事訴訟法49条による民事訴訟法225条の準用）により離婚が成立する場合がある。

エ. 調停をしない決定をした場合、調停が不調となった場合、または調停に代わる決定もしくは和解勧告決定に対して当事者から2週間以内に異議の申立てがあった場合、別段の手続なしに訴訟手続に移行する（家事訴訟法49条による民事調停法36条の準用）。

(2) 離婚の類型ごとに、必ず関与することとされている公的機関又は法律家はあるか。それぞれ、どのような役割を担っているのか（形式要件の判断か、実質的要件の判断か、それらを超える相談支援か）

ア. 協議離婚の場合には、次のとおり、家庭法院が必ず関与する。協議離婚をしようとする者は家庭法院の提供する離婚案内を受け、案内を受けた日を起算点とする離婚熟慮期間（養育すべき子がいる場合は3か月、いない場合は1か月）の徒過後に離婚意思確認を受けることができる（民法836条の2第1項、2項）。また、養育すべき子がいる場合には、離婚後における当該子の養育および親権者の決定に関する協議書の提出が義務付けられており（同条の2第4項）、かかる協議書の内容が子の福祉に反すると認められる場合または協議ができない場合には、家庭法院が協議書の補正を命じ、または職権で定めることができる（837条3項ないし5項）。

イ. また、地方公共団体や関連団体の業務提携などにより、離婚熟慮期間中に「協議離婚後見プログラム」（「後見」は「支援」を意味する。）を提供し、その受講を義務付けている家庭法院もある。同プログラムの内容は、離婚当事者間の葛藤の解消や離婚後における親子関係の維持や意思決定の方法などに関するものである。

2 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援について

(1) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子が相談をすることができる相談先等はあるか。

(2) 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子に対する相談以外の支援（養育計画の作成のためのADR機関、心理カウンセリングの実施、親子交流支援、養育費履行確保等）は行われているか。それらの具体的内容はどのようなものか。それらの利用に相談・支援の費用等に関し、公的な補助等はあるか。

ア. 法院が提供する動画資料として、以下のものがある。

- ・「離婚、わが子をどのように守り、世話をすればいいですか？」（父母教育時の資料）

<https://youtu.be/GMzgrxYseVw?feature=shared>

- ・「離婚の過程における未成年の子の権利は？」

https://youtu.be/8fhw0l_6i7k?feature=shared

- ・「協議離婚子女養育案内」（日本語）

Part1 <https://youtu.be/83X69vb9ALM?feature=shared>

Part2 <https://youtu.be/3Lje1QJcBDo?feature=shared>

Part3 <https://youtu.be/yALpypDxqtQ?feature=shared>

- ・「裁判上離婚子女養育案内」（日本語）

Part1 https://youtu.be/_rItzsM7Muo?feature=shared

Part2 <https://youtu.be/-43vQCGIagI?feature=shared>

Part3 https://youtu.be/_CgdEsPgg4?feature=shared

- ・「わが子のための面会交流の正しい理解」（日本語。大法院傘下の父母教育共同研究会作成）

<https://youtu.be/WFkGBNiQTfE?feature=shared>

イ. 主な相談・支援機関として、「法律救助公団」（法律相談・法律支援に関する全般的な相談）、「養育費履行管理院」（養育費の支払に関する相談と支援）、「韓国家庭法律相談所」（離婚と離婚後の子の養育に関する相談・支援）、「ひとり親家庭関連情報ボックス」（ひとり親家族支援事業および地方公共団体の福祉サービスに関する情報）、「家族センター」（面会交流、家族関係の改善プログラム等に関する情報）、多文化家族支援センターポータル「ダヌリ」（外国人配偶者のための渉外離婚に関する情報）などがある。

ウ. 公的な補助の有無については、確認できなかったが、無料で実施されるものが多い。

(3) 相談先、支援機関については、リスト等で一覧で示されているか。

資料「父母」に掲載されている（同資料は、

https://slfamily.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=108&gubun=195&pageIndex=1&cbub_code=000230に掲載されている。）。

(4) 相談・支援の実際の利用状況（利用件数／率、満足度）はどうか。

利用状況に関するデータは、確認できなかった。

3 相談先、支援機関の間の連携

(1) 地域ごとの自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体等（支援者間の何らかの情報交換体制）はあるか。

ア. 離婚に限るものではないが、「ひとり親家族支援法」、「多文化家族支援法」により、国および地方公共団体に関連政策の策定およびその実施が義務付けられており、その中で会議体等が設置されている。

イ. 民間機関による会議体等および支援者間の情報交換・共有体制は、確認できなかった。

(2) 法令に基づき設置されているか。公的予算は入っているか。

(3) どのようなメンバーで構成されているか。主催は誰か。

(4) 開催頻度や議題はどのようなものか。

確認できなかった。

4 DV等対応

(1) 離婚に際し、当事者の申出によらずにDV（ハラスメント、ストーキング、暴力等も含む。以下、DV等という。）の危険性等をスクリーニングする仕組みはあるか。

ア. 協議離婚の場合には、家庭法院への離婚意思確認申請時に、DV等を事由を疎明して「熟慮期間短縮・免除」の申請をする仕組みとなっている。裁判離婚の場合には、その審理の中でチェックされる。

イ. DVの危険性までスクリーンする仕組みの有無については、確認できなかった。

(2) DV等がある場合やその危険性が高い場合に、離婚や離婚後の子育てに関し、定型的な支援のパッケージはあるか。

離婚に限るものではないが、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」および「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」による被害者保護プログラムが用意されている。

台湾

執筆：李惠娟（児童福利聯盟北区社会福祉士二処副処長）

任欣儀（児童福利聯盟政策センターチームリーダー）

監修：黄淨愉（国立台北大学法律学院准教授）

以下、民法を「民」、家事事件法を「家」、戸籍法を「戸」という。

1 未成年者の父母の離婚に関する法制度について

1-1 離婚の類型にはどのようなものがあるか。

協議離婚（民 1049、1050）、裁判離婚（民 1052）、調停離婚及び和解離婚（民 1052-1、家 23）

1-2 離婚の類型ごとに、必ず関与することとされている公的機関又は法律家はあるか。それぞれ、どのような役割を担っているのか。

1. 協議離婚（2024年、離婚全体の85.6%を占める）：戸籍機関は、協議離婚の書面に当事者双方及び証人のサイン・押捺があるかどうか、双方に離婚の合意があるかどうか、並びに親権者に関する取り決めがあるかどうか（戸 13）を形式的に審査する。
2. 調停離婚（7.6%）：調停前置主義の下で、まず家事調停委員が調停を行う（家 27、32）。委員は中立的な第三者の立場から、当事者が自主的に双方に受け入れ可能な問題解決案を提示できるよう促進する役割を担う。また、委員には守秘義務があり、調停が成立しなかった場合でも、当事者が調停の中で行った陳述や譲歩は、将来の訴訟において裁判の基礎とすることはできない。なお、裁判官が自ら調停を行うこともある。
3. 和解離婚（1.2%）、裁判離婚（5.6%。そのうち、「婚姻を維持し難い重大な事由がある」ことを理由に離婚が認容された割合は89.4%である¹⁾）：訴訟手続に入り、未成年の子の親権や面会交流について調査の必要がある場合、裁判官は家事調査官や社会福祉士に調査を命じ（家 18）、又は子のために手続代理人を選任することができる（家 15）²⁾。和解が成立しなかった場合は、裁判所が離婚できるかどうかを判断する。

2 父母の離婚に関する当事者又は子の相談・支援について³⁾

2-1 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子が相談をすることができる相談先等はあるか。

児童福利聯盟（以下、「児盟」という）をはじめとする民間団体は、家事相談サービスを提供している。一方、各地方政府には社会福祉サービスセンターが設置され、自らサービスを提供するか、又は案件を民間団体に回すこともある。それだけでなく、全国の地方法院及び高雄少年及び家事法院には、地方政府駐法院の家事サービスセンターが設置されており⁴⁾、民間団体によって運営されているところも

¹⁾ 統計数値は、戸政司ホームページ：<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>（2026年2月16日閲覧）、司法院ホームページ：<https://www.judicial.gov.tw/tw/lp-2394-1-xCat-02.html>（2026年2月16日閲覧）による。

²⁾ 手続代理人の詳細について、司法院ホームページ：<https://www.judicial.gov.tw/tw/lp-1654-1-xCat-42.html>（2026年2月16日閲覧）。

³⁾ 黄淨愉「台湾における離婚制度及び子の養育計画に関する現状」新・アジア家族法三国会議編『当事者及び子に対する離婚時の情報提供』（日本加除出版、2025年）55-74頁をも参照されたい。

⁴⁾ 家事サービスセンターの詳細について、司法院ホームページ：<https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-101-57018-ff527-1.html>（2026年2月16日閲覧）。

ある。

2-2 離婚や離婚後の子育てに関し、当事者又は子に対する相談以外の支援は行われているか。それらの具体的内容はどのようなものか。それらの利用の相談・支援の費用等に関し、公的な補助等はあるか。

1. 衛生福利部社会及び家庭署（以下、「衛福部」という）は2022年に「地域家事相談及び養育計画作成支援に関する計画」を公布し、離婚を考え、且つ未成年の子がいる家庭を対象に、各種の支援とサービスを提供している⁵。中央政府が宝くじ収益金を主要経費として投入し⁶、地方政府が一部の経費を補足する形で、地方政府が民間団体と協力して関連サービスを提供し、広報活動を行なっている。これによって、民間団体が家事相談サービスに取り組むよう奨励・育成し、サービス提供量が上がることが期待される。
2. 具体的な支援内容は、以下の通りである。
 - (1) 養育計画の作成への支援：個別又は共同相談を通じて、離婚や別居後の子の生活、養育、居住、面会交流などの取り決めについて父母を支援する⁷。
 - (2) 心理カウンセリングの実施：心理士が個別又は家族治療を通じて、別れの向き合い方や親の役割を發揮させるよう親をサポートする一方、親の離婚に対する向き合い方や離婚からの影響を軽減させるよう子をサポートする。
 - (3) 親子交流への支援：社会福祉士が面会交流を調整し、子に付き添って面会交流をサポートする。
 - (4) 相談サービスの提供：面談、電話、インターネット、通信アプリなどの方法を用いて、父母に対し離婚や未成年の子に関する事項についての相談サービスを提供する。
 - (5) 親教育の実施：家庭のニーズや課題に応じて、親教育を行い、離婚を考える父母に対し、子の最善の利益に目を向け、フレンドリーペアレントになることを指導する。
3. 上記のサービスやそれにかかる経費は、主に地域社会において活用されているが、裁判所に持ち込まれたケースにも用いられることがある。例えば、各地方法院が家事サービスセンターを通じて、あるいは社会福祉団体と連携し、裁判所において親教育を実施したり、面会交流の付き添いを支援したりすることである。また、調停中や審理中の事件について、地域家事相談サービスを紹介し、利用させることも可能である。
4. 前述のように、相談・支援費用は主に中央政府と地方政府が負担する。補助対象項目に該当しない場合、又は補助金額を超過する場合には、実施機関（民間団体）が自ら資金を調達するか、あるいは利用者の自己負担となる⁸。

2-3 相談先、支援機関については、リスト等で一覧で示されているか。

衛福部は前述の支援計画の下で、そのウェブサイトにおいて、毎年各地方において家事相談サービス

⁵ 当該計画の詳細について、衛生福利部社会及家庭署ホームページ：
<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Pages/List.aspx?nodeid=1329>（2026年2月16日閲覧）。

⁶ 公益彩券回饋金運用及管理作業要点による。

⁷ 合意に達した場合は、協議離婚で離婚することとなるが、見盟は、当事者の同意を得た上で、調停申立てないし調停調書の作成を支援し、調停離婚で離婚を成立させることもできるという。

⁸ 見盟の場合、面会交流の付き添いサービスは2025年時点では、6回分で2400台湾元である。

を提供する民間団体の一覧表を掲示している⁹。

2-4 相談・支援の実際の利用状況（利用件数/率、満足度）はどうか。

現在、政府からの統計数値はない。児盟は2024年に、全国22の地方自治体のうち、10の地方自治体において家事相談サービスを提供していた。その利用状況は以下の通りである。

1. 家事相談サービス：

234世帯の家庭

468名の人（男性233名、女性235名。そのうち同性カップルも含まれる）

個別相談サービスを提供した回数：314回

共同相談サービスを提供した回数：237回

電話相談サービスを提供した回数：1839回

表1 家事相談サービスに対する満足度

項目	「同意」と答えた者 (答えていない者を控除した)
合意に達することを支援された（部分的合意を含む）	96.5%
法的情報や資源を理解することを支援された	96.1%
相手との関係を改善することを支援された (相手との関係に関する認識を深めることを含む)	92.6%
離婚によって生じる対立に子どもが巻き込まれないように支援された	97.1%
離婚によって生じる感情や情緒に対処することを支援された	95.1%
離婚にどう向き合うかを理解することを支援された	97.0%
親としての能力を向上させることを支援された	98.5%
養育計画を作成することを支援された	98.0%
フレンドリーペアレントになることを支援された	95.1%
サービスに対する満足度	99%
他の人にも家事相談サービスの利用を勧めたい	98%

2. 親子交流への支援：

112世帯の家庭

380名の人（男性194名、女性186名）

面会交流について面談・調整サービスを提供した回数：516回

面会交流の付き添い・子の引き渡しサービスを提供した回数：287回

電話相談サービスを提供した回数：1625回

⁹ 衛生福利部社会及家庭署ホームページ：<https://www.sfaa.gov.tw/SFAA/Pages/List.aspx?nodeid=1518>（2026年2月16日閲覧）。

表2 親子交流への支援に対する満足度

項目	「同意」と答えた者 (答えていない者を控除した)
サービスを通じて、面会の取り決めとおりに面会交流ができた	95.2%
サービスを通じて、面会について安心するようになった	96.2%
サービスを通じて、相手との関係が緩和された	76.9%
サービスを通じて、子どもと相手との関係改善に役立つと感じた	89.4%
サービスを通じて、子どもが面会を受け入れるようになった	87.5%
サービスを通じて、子どもが面会に慣れるようになった	91.3%
面会交流の付き添いは、将来自主的に面会することに役立つと感じた	92.2%
全体的に言えば、親子交流への支援サービスに満足している	98.1%

3. 親教育の実施：

児盟は、宝くじ収益金からの補助を申請するほか、裁判所・地方政府とも連携し、又は自ら資金を調達し、離婚に関する親教育を実施してきた。親講座について、「満足している」と答えた者がいずれも85%を上回っていた。また、当事者グループに参加することは、「共同養育の認識を高め」、「対立的な行動をとるのを減少させ」、また「双方のコミュニケーションを改善する」という点において、いずれも役に立つとの分析結果も出された。

表3 離婚に関する親教育の実施状況

	親講座 (宝くじ収益金より補助)	親講座	当事者グループ	合計
実施回数	5	54	38	97
サービスを受けた者	234	1170	353	1757

3 相談先、支援機関の間の連携

3-1 地域ごとの自治体、法律家、相談機関、支援機関等による連携のための会議体等はあるか。
ある。

表4 「地域家事相談及び養育計画作成支援に関する計画」の運営体制

	中央主管機関：衛福部	地方政府 (場合によっては相談・支援機関)	民間団体* (相談・支援機関)
役割と任務	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の策定・推進 ● 人員資格、研修内容、業務指針等の設定 ● 研修の実施 ● 業務会議の開催 ● 補助金の支給 ● 行政事務（例：成果報告書の作成） ● 地方政府や民間団体への指導・監督 ● 法制定・改正への検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供方法の設定・推進 ● 家事相談サービスの提供、又は提供の委託 ● （一部の政府）サービス空間の提供 ● 研修の実施 ● 業務会議の開催 ● （一部の政府）補助金の支給 ● 中央への統計資料等成果の送付 ● 民間団体への指導・監督 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事相談サービスの提供 ● 研修の実施 ● 中央・地方への統計資料等成果の送付 ● 政策提言
連携	中央と地方との連絡会議、社会福祉評価等を通じ、 <u>地域家事相談サービスの推進を図っている。</u>		
		一部の政府は、補助金の支給、研修・連絡会議・広報活動の実施等を通じて、公私の社会福祉機関に地域家事相談サービスを周知させ、 <u>案件の紹介を増やすとともに、サービス提供者の質を向上させている。</u>	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央は不定期に諮問会議を開催し、地方政府や一部の民間団体を招き、<u>サービスの推進方策や制度構築について検討している。</u> ● 民間団体は地方政府を経ずに、直接中央に対し補助金の申請や政策提言を行うことができる。 ● 中央は補助金の支給や研修の実施を通じて、民間団体に関連サービスの質を向上させることを求め、また、中央や地方と連携しサービス提供を推進させている。 		

*中央の設定した条件を満たしている者のみ、本計画の家事相談サービスを提供し得る。

3-2 法令に基づき設置されているか。公的予算は入っているか。

会議体は、前掲衛福部「地域家事相談及び養育計画作成支援に関する計画」に基づき設置されている。公的予算は入っている。

3-3 どのようなメンバーで構成されているか。主催は誰か。

1. 中央レベルの会議：衛福部社家署が招集・議長を務め、議題に応じてその参加メンバーを、公部門（各地方政府の代表）のみに限定する場合もあれば、民間団体を加える場合もある。社家署もまた、地方や民間団体から書面意見を収集し、さらに学者や専門家に研究案を委託し、サービス提供の効果や制度構築に関する提言を得ることもある。なお、他の中央省庁との調整事項が含まれる場合には、関連機関（内政部戸政司や司法院少年及び家事廷）を招集し、会議を行うこともある。

2. 地方レベルの会議：県・市政府の社会局（処）の社会福祉科、児童及び少年福祉科、又は母子科（縣市によって所掌科は若干異なる）が招集・議長を務め、管内でサービスを提供する民間団体を招集し、サービスの分区調整や統一的な紹介・委託プロセスの構築などについて議論する。場合によっては、府内の関連機関、例えば社会福祉サービスセンター、民政局、家庭教育センター、家庭暴力・性暴力防止センター、又は地域内のネットワーク機関、例えば裁判所、家事サービスセンター、（親権）訪問調査機関、早期療育機関が招集される。

3-4 開催頻度や議題はどのようなものか。

1. 現在、明文規定がないため、必要に応じて開催されている。中央会議は通常年に1回であり、各地方政府はそれぞれ開催頻度を定めている。例えば、新北市では四半期に1回開催しているが、多くの自治体は不定期開催である。
2. 議題について、中央は主に制度構築や補助金の支給基準などを討議するのに対し、地方は主に公私部門の情報交換や特殊事例の共有を目的としている。

4 DV 等対応

4-1 離婚に際し、当事者の申出によらずにDVの危険性等をスクリーニングする仕組みはあるか。

1. 家事相談サービスの利用者：当事者が自らDV等について言及しない場合、現行法及び家事相談制度においては、サービス提供機関が積極的に聞くことは求められておらず、内部規定に基づき自主的に判断することとなる。児盟を例にとると、相談サービスを提供する際に、DV等の有無について積極的に確認を行い、当事者が「ある」と答えた場合、被害者に「台湾親密関係暴力危険度評価表（TIPVDA2.0）」を記入してもらい、リスクを評価する。相談員は、当事者に必要なリソースを提供するだけでなく、本件が家事相談サービスの提供に適しているかどうかを慎重に判断する。もし評価の結果、家事相談によって被害リスクがさらに高まる可能性があると判断した場合、例えば双方が依然として同居している、双方の権力関係が極端に不均衡である、又は被害者が現時点で加害者と直接対話することが困難である、といった状況があれば、家事相談サービスを一時停止又は終了させることとする。
2. 家事相談サービスを利用せずに協議離婚をしようとする場合：そのような仕組みはない。戸籍登録職員はDV等のリスクを判断する権限や能力を有しておらず、その職務はあくまで戸籍登録を行い、新しい身分証明書を双方に交付することに限られている。
3. 調停離婚、和解離婚、裁判離婚：そのような仕組みはない。

4-2 DV等がある場合やその危険性が高い場合に、離婚や離婚後の子育てに関し、定型的な支援のパッケージはあるか。

1. DV通報：医療従事者、社会福祉士その他家庭内暴力防止業務を遂行する者は、業務中に家庭内暴力の疑いのある事案を知ったとき、24時間以内に所轄の主管機関に通報しなければならない（家庭暴力防治法50条1項。以下、「DV法」という）。したがって、家事相談サービスを提供する民間団体にも、通報義務がある。
2. 政府の介入：主管機関は通報を受けた後、速やかに対応し、被害者のニーズや暴力目撃者である未

成年者の有無を把握しなければならない。必要がある場合には、自ら又は他の機関・団体に訪問調査を委託し、適切な処置をとることができる（DV法50条3項）。

3. 保護命令等の申立て：被害者は、保護命令の発付を裁判所に申立てることができる（DV法10条）。ストーカー行為については、警察機関に対し禁止命令の発付を申請することができ、必要に応じて保護措置が講じられる（ストーカー防止法4条）。
4. シェルター等の提供：被害者はシェルターを利用することができ、多くの場合、未成年の子と共に入居することが可能である。さらに、地方政府は支援を行っており、親としての能力を向上させること、親や子のための心理カウンセリング、経済的扶助、就業・医療・司法手続に関する支援などが含まれる。
5. 家事相談サービスの利用：多くのDV事件には、離婚手続きが伴っている。そのため、DVを担当する社会福祉士が必要と判断した場合、離婚を希望する当事者に対し、家事相談サービスを紹介することがある。その際、サービス提供者は前述のように、被害者のリスクを評価し、サービス提供の可否を決定する。
6. 離婚請求：被害者は、加害者が「同居に堪えない虐待を行った」とし、裁判離婚を請求することができる（民1052条1項3号）。調停前置主義が採られているが、裁判所は事前に申立書の内容を審査し、調停に適さないと判断することができる。また、当事者は調停を拒否し、直ちに訴訟手続に進むよう求めることもできる。それらの場合は、裁判所の判断によって離婚が成立する。
7. 親権者の決定：裁判所が親権者を定め、又は変更する際に、加害者が親権者となることは子に不利益であると推定されている（DV法43条）。しかし、それはあくまで「推定」にとどまり、実務上は最終的に、子の最善の利益により判断されることとなる（民1055条の1第1項）。
8. 育児支援：離婚後の子育てに関し問題を抱える場合には、各地の社会福祉サービスセンターに支援を求めることができる。
9. 面会交流：加害者と未成年の子との面会交流には、必ず裁判所の許可を要する。また、未成年の子や被害者の安全を確保するために、特定の場所において、第三者又は機関の監督下で実施されることを命じることができる（DV法45条）。

【資料2】

練馬区・東京家庭裁判所 窓口連携フロー

- 1 当事者が離婚問題について相談に来庁／当事者の離婚に関する問題を把握
※ 別紙の説明文書利用
- 2 当事者が調停申立てに前向きな場合には、相談員から東京家裁に連絡し、オンライン手続教示に向けた調整を開始
 - 「相談」ではなく「説明」を受ける場であること、1件20分であることを理解いただく
 - 火曜日から木曜日までの午前中であれば、ウェブ会議を接続可能。
 - 上記以外のタイミングでオンライン手続教示のニーズがある場合には、相談員と東京家裁において日程等調整する。
 - 上記以外のタイミングでも対応が可能な場合には、随時手続教示を行うが、基本的には繁忙度に応じて可能な範囲で当事者の希望も踏まえた手続教示の日時を指定する。
どうしても日時調整が難しい場合には、当事者に東京家裁への電話等を教示する。
- 3 手続教示は、支援部署にあるブースで、東京家裁と当事者のウェブ会議を実施する。
 - 相談ブース内で実施し、基本的には機材操作の関係もあり、相談員が立ち会う。
ただし、当事者の要望に応じてブース外において待機することもある。
 - ZOOMを用いる。
- 4 東京家裁から当事者に対して以下の事項を説明
(申立書、説明用書式等の資料については、あらかじめ事務局において練馬区に提供しておく。)
 - ・ 必ずしも法的知識は要しないこと、相手と会わなくてよいこと
 - ・ 申立てのミニマムな必要書類の紹介
申立書、事情説明書、進行に関する照会回答書、送達場所等届出書、子の戸籍謄本、申立人の収入資料（課税証明書）
- 5 裁判所による説明が終了したあとで当事者が申立てを決意した場合には、ニーズに応じて、申立書を記載等させる。
- 6 印紙代、郵券、必要書類取得費用等は補助があることを説明。

以上

家事調停に関するQ&A ～はじめにお読みください～

Q1 調停ってなんですか？

調停は、裁判のように勝ち負けを決めるものではなく、家庭裁判所で、裁判官と調停委員がお二人の間に入り、双方から事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、最終的に双方が納得の上で問題の解決を図ることができるように話し合いを進めていく手続です。

Q2 調停では、どんなことを話し合えるのですか？

離婚に関する問題としては、離婚のほか、親権、養育費、親子間の交流といったことなどについて話し合うことができます。調停でどのようなことを話し合いたいかは、調停の申立てを行う際に申立書に記載します。

Q3 相手と顔を合わせたり、相手に住所を知られたりしませんか？

二人が直接会わないようにしたり、住所等が相手に知られないようにしたりといった取扱いもされています。

Q4 お金がかかりませんか？

調停の手続は、自分でもできます。

申立てにかかる費用は数千円程度ですが、当区においては、費用の補助があります。

補助の内容や補助を受ける手続については区役所の担当者にお尋ねください。

(下記の区ホームページからも詳細をご確認いただけます)

⇒ 家庭裁判所の方からウェブ会議で説明が受けられます。

申立書等もお渡しすることができます。

申立書の詳しい書き方について、動画で説明しています。
右の二次元コードからご覧ください。



https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/torikime_hiyou.html

公正証書の作成や家庭裁判所の調停等の費用助成について、
詳しくは区ホームページをご覧ください。



https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/torikime_hiyou.html

【資料3-1】

弁護士と心理職（臨床心理士、公認心理師）との連携モデル
(2025年度実施用の修正版)

- 弁護士は、相談等の中で、当事者が●●の場合には、▲▲などの心理的支援の存在があることを伝える。
る。
 - ※●●、▲▲は、具体的に提示できるようにします¹。
 - 弁護士は、心理的支援のチラシを配付し、1回目の相談については、実費の補助がある旨を伝える。
また、法律家と心理職の間で情報共有をさせてもらうことの同意を得るようにする（法律家→ケースの
概要、心理職→面接等の結果）。
 - 当事者が前向きになった場合には、弁護士から【ネットワーク会議に参加する心理職】に連絡する（心
理職へのメール連絡を想定しています）。
 - 心理職は、臨床心理士会／公認心理師会の内部で調整を行い、理事会等の承認を経て、対応担当者を
決定する。その後、対応担当者は、当該弁護士に直接連絡し、必要な情報共有を行う。
 - 弁護士は、当事者に当該心理職を紹介し、心理職に連絡をするように促す。もしも必要がある場合には、
当事者の了解を得て、弁護士が日時や場所等の調整をすることもできるものとする。
 - 心理職が面接等を行う。
 - 心理職は、当事者の同意を得た上で、面接等の結果を弁護士に報告、共有する。
 - 当事者が、継続的な心理的支援を望む場合には、直接心理職と契約する。
- *****
- 当事者が相談に行った場合には、初回相談の費用については、当事者に負担させないこととする。そ
の後、心理職から事務局宛に直接費用の請求をすることとし、事務局から直接支払う。

以 上

¹ ●●に入れる文言の例としては、「離婚に際し心理的な支援を必要とする」、「心理的にもサポートを希望される」等
が、▲▲に入れる文言の例としては、「心理カウンセリング」、「心理職（臨床心理士、公認心理師）への相談」、「弁
護士同席の下での心理相談（約1時間）」等が考えられる。

令和8年2月

様

法務省調査研究事務局

「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」へのご協力について（ご依頼）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当社では、父母の離婚後の子の養育に係る共同養育計画の作成に必要な支援及び情報提供の在り方を検討することを目的とした「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」（以下「調査研究」という）を法務省より受託いたしました。

本調査研究では、父母が別居または離婚する際に、子育てに関する取り決めをきちんと行い、共同親権の導入や法定養育費の創設といった法改正の趣旨を酌み、より子育てに関する取り決め（共同養育計画）を促すことを目指しています。

一方で、離婚等に際しての父母である親御さん自身の不安、離婚の子どもの心身への影響、また今後、子どもにどのような配慮をしながら取り決めを行うかなど、悩まれている人が多いという実情があります。

こうした、心理面におけるニーズは、弁護士との法律相談の中でも話題になったり、扱われたりすることはありましたが、これは心理職（公認心理師・臨床心理士）の専門とするところでもあります。

そこで、今回の調査研究では、離婚に際し心理的にもサポートを希望される方に、心理職への相談の機会を設定いたしました。相談は1時間程度の手続きで、原則、弁護士同席の元で行います。相談終了後にアンケートに回答いただくことで、離婚当事者からの貴重な声を元とした、離婚前後における今後の心理職の活用の可能性や課題について検討することをめざしています。

そこで、貴殿におかれましては、本件調査研究についてぜひともご協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

なお、相談内容については、以下に示すようなプライバシー保護等について遵守しますので、ご安心頂ければ幸いです。

本調査研究の趣旨をご理解の上、どうぞご協力頂きたく、ご依頼申し上げます。

敬具

記

- 1 調査研究名 「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」
- 2 依頼内容
 - (1) 心理職（臨床心理士または公認心理師）との相談の時間を1時間ほどもっていただきます（原則として担当の弁護士も同席します）。
 - (2) 相談終了後に、簡単なアンケートに回答をいただきます。
- 3 場所 担当の弁護士事務所あるいは指定された場所
- 4 謝礼 些少なから研究協力への謝礼（金2,000円、交通費含む）をお支払いします。
- 5 プライバシーの保護、その他の倫理的配慮事項
 - ・ 相談の概要、アンケートへの回答は、報告書に取りまとめて公表しますが、相談される方のお名前やご所属の公表は控え、また、内容についても個人が特定される形での結果は公表いたしません。
 - ・ 担当の弁護士と心理職は、相談の前後で必要な情報共有を行います。
 - ・ 調査研究にご協力いただくかどうかは、皆様の自由意志に委ねられています。また、同意は、報告書に取りまとめて提出するまでの間であれば、いつでも撤回していただくことができます。
- 6 調査に関するお問い合わせ先
事務局 調査研究事務局
連絡先
- 7 調査研究体制
本調査研究は、以下の体制により、協力者の皆さまに不利益にならないよう配慮の上で、実施されています。（省略）

同 意 書

「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」にかかる別紙の依頼内容について、説明者より内容について書面および口頭により説明を受け、内容を理解した上で協力することを同意しました。

令和 8 年 月 日

氏 名 : _____

「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」にかかる依頼について、書面および口頭により事務局において、令和 8 年 月 日に説明を行い、上記のとおり同意を得ました。

説明者：(所属) _____

氏 名 : _____

令和8年2月

様

法務省調査研究事務局

「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」へのご協力について（ご依頼）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当社では、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策や、共同養育計画の作成に必要な支援及び情報提供の在り方を検討することを目的とした「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」を法務省より受託いたしました。

本調査研究では、父母が別居または離婚する際に、子育てに関する取り決めをきちんと行い、共同親権の導入や法定養育費の創設といった法改正の趣旨を酌み、より子育てに関する取り決め（共同養育計画）を促すことを目指しています。

今般の法改正により、親権者や監護の分掌といった概念が導入され、協議の幅も広がったため、離婚時の情報提供のあり方を大きく見直す必要が生じました。その結果、子育てに関する取り決め（共同養育計画）の支援を必要とする方々が、弁護士に依頼する、家庭裁判所に調停立てを行う、強制執行を活用するといった適切な支援に繋がるよう、本調査研究においても具体的な支援やネットワークの拡充を検討しているところです。

そこで、支援に関する検討策の一つとして、弁護士における離婚相談を受ける際に、心理職による心理カウンセリング的な支援の活用についての提案がありました。当調査研究にご協力をいただいている弁護士会と心理職の間においても、特に離婚当事者に対しての心理カウンセリング支援の実施可能性を念頭に調整を行ってまいりましたところ、この度、本調査研究の枠組みの中で、弁護士より紹介いただいた心理支援を希望されている方に対し、無料にて、心理職を派遣した上で面談を受けていただく枠組みでの実施をできないかと考えているところです。

そこで、貴殿におかれましては、下記の内容にて本件調査研究についてぜひともご協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

なお、面談内容については、以下に示すようなプライバシー保護等について遵守しますので、ご安心頂ければ幸いです。

本調査研究の趣旨をご理解の上、どうぞご協力頂きたく、ご依頼申し上げます。

敬具

記

1 調査研究名 「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」

2 依頼内容

- (1) 心理職との面談を提案された当事者についてのケースの概要を弁護士から共有し、当該弁護士との間で、当事者との面談場所や日程の調整をいただく。
- (2) 離婚に際し心理的な支援を必要とする当事者に対し、弁護士と同席の元で面談を実施する（約60分）。
- (3) 面談終了直後に、弁護士に面談結果の報告を行い、必要な情報共有を行う（30分程度）。
- (4) 後日、弁護士との振り返りの会にご参加いただく（事務局等同席・オンラインを想定しています）。心理カウンセリングの感想や効果等についても、お話しいただく。

3 時 間

- (1) 面談・情報共有等 90分程度（当事者、心理職、弁護士）
- (2) 振り返りの会 20分程度（弁護士、心理職、事務局等）

4 場 所 協力弁護士の所属事務所あるいは指定された場所

5 謝 礼 些少なから研究協力への謝礼（金20,000円及び交通費）をお支払いします

6 プライバシーの保護

- ・ 研究結果は、報告書に取りまとめて公表しますが、面談される方のお名前やご所属の公表は控え、また、内容についても個人が特定される形での結果は公表いたしません。
- ・ 振り返りの会の録音は、同意が得られた場合にのみ行います。その際のメモや録音記録（面談データ）の管理については細心の注意を払い、研究終了後、一定期間経過後に粉碎・廃棄します。

7 調査に関するお問い合わせ先

事務局 調査研究事務局

令和8年2月

弁護士 様

法務省調査研究事務局

「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」へのご協力について（ご依頼）

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、当社では、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策や、共同養育計画の作成に必要な支援及び情報提供の在り方を検討することを目的とした「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」を法務省より受託いたしました。

本調査研究では、父母が別居または離婚する際に、子育てに関する取り決めをきちんと行い、共同親権の導入や法定養育費の創設といった法改正の趣旨を酌み、より子育てに関する取り決め（共同養育計画）を促すことを目指しています。

今般の法改正により、親権者や監護の分掌といった概念が導入され、協議の幅も広がったため、離婚時の情報提供のあり方を大きく見直す必要が生じました。その結果、子育てに関する取り決め（共同養育計画）の支援を必要とする方々が、弁護士に依頼する、家庭裁判所に調停立てを行う、強制執行を活用するといった適切な支援に繋がるよう、本調査研究においても具体的な支援やネットワークの拡充を検討しているところです。

そこで、支援に関する検討策の一つとして、弁護士における離婚相談を受ける際に、心理職による心理カウンセリング的な支援の活用についての提案がありました。当調査研究にご協力をいただいている弁護士会と心理職の間においても、特に離婚当事者に対しての心理カウンセリング支援の実施可能性を念頭に調整を行ってまいりましたところ、この度、本調査研究の枠組みの中で、弁護士より紹介いただいた心理支援を希望されている方に対し、無料にて、心理職を派遣した上で面談を受けていただく枠組みでの実施をできないかと考えているところです。

そこで、貴殿におかれましては、下記の内容にて本件調査研究についてぜひともご協力を賜りたく、お願いを申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、何卒、よろしくお願いを申し上げます。

なお、面談内容については、以下に示すようなプライバシー保護等について遵守しますので、ご安心頂ければ幸いです。

本調査研究の趣旨をご理解の上、どうぞご協力頂きたく、ご依頼申し上げます。

敬具

記

1 調査研究名 「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」

2 依頼内容

- (1) 離婚に際し心理的な支援を必要とする当事者に対し、別紙を用いて、心理職との面談を提案いただく。当事者が前向きになったら、当事者から同意書にサインを得ていただく。
- (2) ケースの概要を心理職に提供いただき、心理職との間で、面談場所や日程の調整をいただく。
- (3) 心理職との面談(約60分)に原則として同席いただく。
- (4) 面談終了直後に、心理職から面談結果の報告を受け、必要な情報共有を行う(30分程度)。
- (5) 後日、心理職との振り返りの会にご参加いただく(事務局等同席・オンラインを想定しています)。心理カウンセリングの感想や効果等についても、お話しいただく。

3 時 間

- (1) 面談・情報共有等 90分程度(当事者、心理職、弁護士)
- (2) 振り返りの会 20分程度(弁護士、心理職、事務局等)

4 場 所 協力弁護士の所属事務所あるいは指定された場所

5 謝 礼 些少なから研究協力への謝礼(金20,000円及び交通費)をお支払いします

6 プライバシーの保護

- ・ 研究結果は、報告書に取りまとめて公表しますが、面談される方のお名前やご所属の公表は控え、また、内容についても個人が特定される形での結果は公表いたしません。
- ・ 振り返りの会の録音は、同意が得られた場合にのみ行います。その際のメモや録音記録(面談データ)の管理については細心の注意を払い、研究終了後、一定期間経過後に粉碎・廃棄します。

7 調査に関するお問い合わせ先

事務局 調査研究事務局

【資料3-3】

当事者のアンケート結果（心理支援）

n=5（有効回答件数）

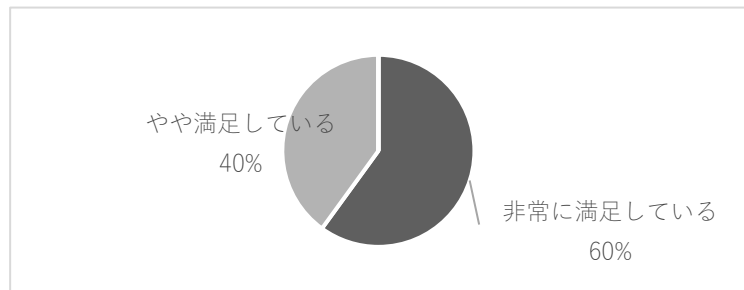
0 回答者属性

女性（5名）、子との同居の別（同居4名、別居1名）
子の年齢（幼児、就学前、小学生、中学生）

1 アンケート依頼書に書かれているIDを入力してください。（省略）

2 心理相談の満足度についてうかがいます。以下のうち、あてはまるものを1つ選んでください。

非常に満足している	3
やや満足している	2
どちらともいえない	0
あまり満足していない	0
全く満足していない	0

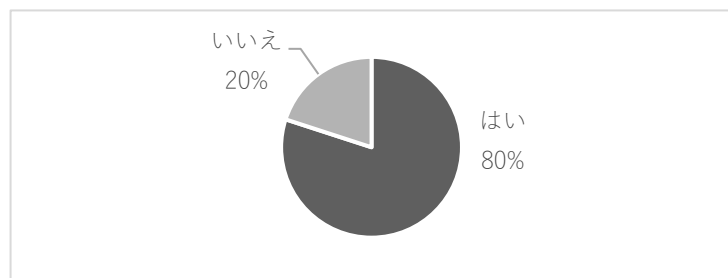


3 上記の選択肢を選んだ理由を教えてください。【自由記述】

- ・必要なタイミングで、求めているカウンセリングを受ける機会を得ることができた
- ・状況を把握して頂き、的確にアドバイスしてもらえた。
- ・離婚原因に関する違和感について、専門家の視点で言語化してもらえた
- ・子供達への接し方について具体的なアドバイスをしてもらえた
- ・弁護士同席で心理職と話せる機会はよい経験になった
- ・こういうものかと実感した。
- ・問題自体が解決できるわけではなかった

4 心理相談を受けて、ご自身の中で気づいたことや、心情に変化はありましたか。

はい	4
いいえ	1



4-2（上記で「はい」と回答した人へ）

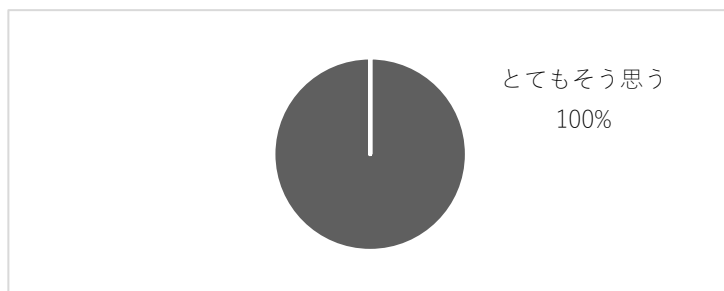
どのような気づきや、心情の変化がありましたか。【自由記述】

【資料3-3】

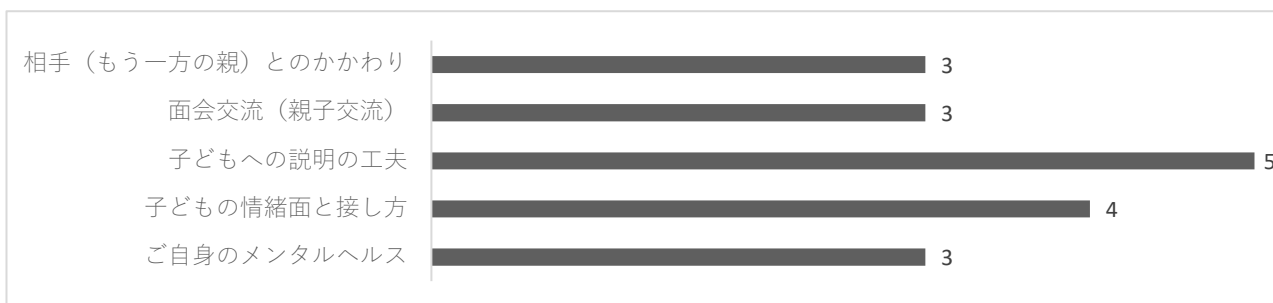
- ・気持ちが整理され、今後悩みながらも進めていく力をもらった
- ・思っていた以上に自分で抱えていたのかもしれない
- ・もっと第三者に頼っていいかもしれないと思った
- ・日々抱える不安や葛藤など相談したりする環境がなかった
- ・我慢や努力で解決できる関係ではなかったことに改めて気づくことができた
- ・現時点では離婚が正しい選択であると自分に自信がついた。

5 離婚などについて考える際に、このような心理相談の機会があるとよいと思いますか。

とてもそう思う	5
ややそう思う	0
どちらともいえない	0
あまりそう思わない	0
全くそう思わない	0



6 心理相談の際に、助言してほしいことはどのようなことですか。いくつでも○をつけてください。【複数選択可】



7 その他の感想、ご意見などあれば、以下に自由に記載してください。【自由記述】

- ・弁護士と臨床心理士が揃うとこちらの事情を理解してもらいやすく、新たにわかることや発見も出てくるので、今後こういった機会がまたあれば嬉しい
- ・今回は受任してもらっている弁護士同席の元だったので心強く話は早かったが、ひとりで心理士に一人から改めて経過を説明するとなるとかなり時間もかかり伝えるのが難しかったように思う
- ・自身の気持ちを整理できる機会をいただいたことに大変感謝している
- ・難しい年ごろの娘への対応について、一人迷いながらも進んできたところに背中を押してもらった
- ・1番しんどかった時期に話を聞いてもらいたくて、離婚に特化した心理士を探すことに苦労した（夫婦再構築を勧めるカウンセラーや広告が沢山出てきてストレスフルだった）
- ・今回のように離婚や子供の心情に詳しい心理士ともっと早く出会えていれば、落ち込み悩む期間を短くできたと思った
- ・今後自分と同じような立場の人が悩んだ時にすぐに適切な心理職と話をできる環境整備がされていくことを願いたい